

九州共立大学経済学部紀要

第 116 号

2009 年 3 月

目 次

論 文

公正配分の存在に関する考察 北 原 真 木…(1)

Best Practices Applied to Language Education in
Japanese Universities ダニエル ドローキス…(17)

Robert Burns の模倣の諸相
— Ballad、Fergusson、Barbour からの模倣とその意味を考える — 中 島 久 代…(29)

「米国経済白書(大統領経済諮問委員会年次報告) 06 年版」の
「第 6 章、米国の資本収支黒字」についての私の解説と論評 伏 見 一 彰…(45)

税法原理VI..... 弓 削 忠 史…(73)

九州共立大学経済学部

公正配分の存在に関する考察

北原真木

序論

社会を構成する種々の主体間においてそれらの利害関係をいかにコーディネートし得るかが経済体制のパフォーマンスの是非を判断するための最肝要の事柄である。コーディネーションの場として挙げられるのが、国家であり、市場である。1本稿では、コーディネーションの場としての市場配分機能の限界を規範的に検討することを論題とする。

さて、配分的正義の規範理論は、平等に関わる規範理論のことであるが、それには無羨望原理に拠る系統と平等価値原理に拠る系統とがある。これら系統は何れも個人の主観的選好に依拠する。無羨望原理に拠って配分状態の公正さを問う場合、すべての個人が自らの配分と他者の配分とを主観的に比較し、自身の配分の方が他者の配分よりも好ましいと看做すか否かが基準となる。平等価値原理に拠って配分状態の公正さを問う場合、各個人の選好において等価な厚生を実現するような均等配分が存在するか否かが基準となる。2

本稿では無羨望原理に関わる問題を取り扱うこととする。つまり、純粋交換経済における市場のメカニズムが稼動する状況下において羨望のない配分状況を実現し得るか否かの検討が本稿の趣旨である。

John Rawls によれば、羨望とは、他主体の一層大きな善を敵意を以って見る性向のことである。3羨望は一般的羨望と特殊な羨望とに区分される。4一般的羨望とは、各主体間で、

1. コーディネーションの場として、国家、市場の他にコミュニティを挙げる論者がいる。例えば、S. Bowles and H. Gintis(1998)。

2. 厚生の平等の概念に依拠して分配的正義を論ずる立場に対する批判としては、R. Dworkin による批判がある。Dworkin(2000)。

3. Rawls(1971), 邦訳 pp.416-417。

4. Rawls(1971), 邦訳 p.416。

ある共通善（例えば、所得、富）を相対的に少なく獲得する主体が相対的に多く獲得する主体を羨む場合の羨望を意味する。特殊な羨望とは、ゼロ・サム・ゲーム的狀況下で敗者が勝者に対して抱く羨み、競争的羨望を意味する。

一般的羨望にせよ、特殊な羨望にせよその程度がある程度を超えれば、それら羨望を生み出す事態を出来せしめる社会経済機構および社会的秩序の在り方にとってそれら羨望の程度は看過し得ないものになる。一定の社会秩序を招来する社会経済機構がその在り方に変更を加えなければならない程に無理からぬ羨望が許容限度を超えて引き起されるか否かが問題なのである。人間の性向、特に善の客観的な不釣り合いに対する人々の嫌悪感に照らして、羨望を生み出す、資源配分およびその結果としての厚生分配状況が、社会の秩序原理の合理的な約定に適っているか否かが問題なのである。

1. 羨望の位置づけ

1.1. パレート最適性概念の問題点

資源配分、所得配分が市場機構を介して実現するというのが、市場機構をその体制的本質とする資本主義経済の原則である。

市場機構を介して実現するある資源配分、所得配分が、経済社会総体の観点からして好ましい状況に在るのか、否かの判断基準として一般的に用いられてきたのが、パレート (Pareto) 基準である。しかしながら、パレート基準に拠る資源配分、あるいは所得配分的状況に関わる是非の判断の在り方に経済学論理構造上の限界があることは、厚生経済学の第1基本定理についてよく知られている事柄である。

2個人・2財の純粋交換経済モデルを以て例を掲げることとする。

個人1の効用関数を $u_1(\mathbf{x}) = x_{11}x_{12}$ 、個人2の効用関数を $u_2(\mathbf{x}) = x_{21}x_{22}$ とする。いずれの効用関数も連続微分可能であるとする。ここで、 x_{ij} は第 i ($=1,2$) 個人の第 j ($=1,2$) 財の消費量を表記し、 P_1 は第1財の市場価格を、 P_2 は第2財の市場価格を表記する。個人1の初期賦与量を $\omega_1(9,9)$ 、個人2の初期賦与量を $\omega_2(1,1)$ とする。

競争均衡 $\mathbf{x}^* = (\mathbf{x}_1^*, \mathbf{x}_2^*)$ を求める； $x_{11}^* = \frac{9}{2} + \frac{9}{2} \frac{P_2}{P_1}$ 、 $x_{21}^* = \frac{9}{2} + \frac{9}{2} \frac{P_2}{P_1}$ であるから、

$x_{11}^* + x_{21}^* = 10$ から $\frac{P_2}{P_1} = 1$ が決まる。したがって、 $\mathbf{x}_1^* = (9,9)$ 、 $\mathbf{x}_2^* = (1,1)$ となる。

当該の初期賦与配分 ω は直感的に偏りのある配分であるが、競争均衡もまた ω と同様の内容の配分となっている。つまり、市場機構を介した資源配分再配置も、初期賦与配分状況に偏りが存在する場合、配分のその偏りを是正するには至らないのである。厚生経済学の第1基本定理に拠り、当該の競争均衡はパレート最適性を備えている。このことは、パレート基準が配分の偏りの有無の是非を論ずることが出来ないことを示している。

I.2.羨望なき配分の存在

ここでは、羨望なき配分が存在し得ることを2個人・2財の純粋交換経済における数値例を以って示すこととする。配分状況に関して羨望がないとは、2財の場合、 $u_i(x_{i1}, x_{i2}) \geq u_i(x_{j1}, x_{j2}), i \neq j, i = 1, 2, j = 1, 2$ のとき、そのときに限るものとして定義される。

ここでの問題は存在問題であるから、ある配分が羨望なき配分であることを示すこととする。

I.2.1. モデル1

配分 $\left\{ \left(\frac{\bar{X}_1}{2}, \frac{\bar{X}_2}{2} \right), \left(\frac{\bar{X}_1}{2}, \frac{\bar{X}_2}{2} \right) \right\}$ を考える。ここで、 \bar{X}_1 は第1財の初期賦与量を、 \bar{X}_2 は第2

財の初期賦与量を表記する。

このとき、明らかに

$$u_i\left(\frac{\bar{X}_1}{2}, \frac{\bar{X}_2}{2}\right) = u_i\left(\frac{\bar{X}_1}{2}, \frac{\bar{X}_2}{2}\right), i = 1, 2$$

であるから、当該配分は羨望なき配分である。

I.2.2. モデル2

個人1と個人2の効用関数が同型で偏微分可能であるとし、 $u_i = x_{i1}x_{i2}, i = 1, 2$ とする。

配分 $\{(x_{11}, x_{12}), (x_{21}, x_{22})\}$ が実現可能で羨望なき配分であるためには、

$$x_{11}x_{12} \geq x_{21}x_{22} = (\bar{X}_1 - x_{11})(\bar{X}_2 - x_{12}) \quad (1)$$

and

$$x_{21}x_{22} \geq x_{11}x_{12} = (\bar{X}_1 - x_{21})(\bar{X}_2 - x_{22}) \quad (2)$$

でなければならない。

式(1)から

$$x_{12} \geq \bar{X}_2 - \frac{\bar{X}_2}{\bar{X}_1} x_{11} \quad (3)$$

が得られる。

同様にして、式(2)から

$$x_{22} \geq \bar{X}_2 - \frac{\bar{X}_2}{\bar{X}_1} x_{21} \quad (4)$$

が得られる。

したがって、実現可能にして羨望なき配分が存在する領域は、集合

$$\left\{ (x_{11}, x_{12}) \mid x_{12} = \bar{X}_2 - \frac{\bar{X}_2}{\bar{X}_1} x_{11} \right\}$$

である。

1.2.3.モデル3

第1財の初期賦与量を \bar{X}_1 、第2財の初期賦与量を \bar{X}_2 で表記し、個人1の効用関数が $u_1 = x_{11}x_{12}$ で、個人2の効用関数が $u_2 = x_{21} + 2x_{22}$ であるとする。いずれの効用関数も偏微分可能であるとする。

配分 $\{(x_{11}, x_{12}), (x_{21}, x_{22})\}$ が羨望なき配分であるためには、

$$x_{11}x_{12} \geq x_{21}x_{22} \quad (5)$$

and

$$x_{21} + 2x_{22} \geq x_{11} + 2x_{12} \quad (6)$$

でなければならない。

式(5)から

$$x_{12} \geq \bar{X}_2 - \frac{\bar{X}_2}{\bar{X}_1} x_{11} \quad (7)$$

式(6)から

$$x_{12} \leq -\frac{1}{2}x_{11} + \frac{\bar{X}_1 + 2\bar{X}_2}{4} \quad (8)$$

が得られる。

式(7)と式(8)との共通領域が存在するのは、次の2つの場合である。すなわち、

$$\frac{\bar{X}_1 + 2\bar{X}_2}{4} \geq \bar{X}_2 \text{ and } \frac{1}{2}\bar{X}_1 + \bar{X}_2 \geq \bar{X}_1$$

である場合と直線 $x_{12} = \bar{X}_2 - \frac{\bar{X}_2}{\bar{X}_1} x_{11}$ と直線 $x_{12} = -\frac{1}{2} x_{11} + \frac{\bar{X}_1 + 2\bar{X}_2}{4}$ とが第 1 象限において交わる場合とである。

最初の場合が成り立つのは、 $\bar{X}_1 = 2\bar{X}_2$ のときに限る。このとき、直線 $x_{12} = \bar{X}_2 - \frac{\bar{X}_2}{\bar{X}_1} x_{11}$ と

直線 $x_{12} = -\frac{1}{2} x_{11} + \frac{\bar{X}_1 + 2\bar{X}_2}{4}$ とは一致する。したがって、この場合、羨望なき配分が存在

する領域は、第 1 象限内の、直線 $x_{12} = \bar{X}_2 - \frac{\bar{X}_2}{\bar{X}_1} x_{11}$ 上の、あるいは直線

$x_{12} = -\frac{1}{2} x_{11} + \frac{\bar{X}_1 + 2\bar{X}_2}{4}$ 上の点からなる集合である。

第 2 の場合が成り立つのは、連立 2 元 1 次方程式が非負の解をもつ場合である。そこで、当該の 2 式を

$$\bar{X}_2 x_{11} + \bar{X}_1 x_{12} = \bar{X}_1 \bar{X}_2,$$

$$x_{11} + 2x_{12} = \frac{\bar{X}_1 + 2\bar{X}_2}{2}$$

とすることで、当該連立方程式が解をもつための十分条件は

$$D = \begin{vmatrix} \bar{X}_2 & \bar{X}_1 \\ 1 & 2 \end{vmatrix} \neq 0$$

であるから、 $2\bar{X}_2 \neq \bar{X}_1$ 。

実際、当該交点の座標は、 $(\frac{\bar{X}_1}{2}, \frac{\bar{X}_2}{2})$ であるから、当該連立 2 元 1 次方程式の解は非負解

となっている。すなわち、配分点 $(\frac{\bar{X}_1}{2}, \frac{\bar{X}_2}{2})$ のみが羨望なき配分点となる。

以上の数値例から明らかなように、羨望なき配分は特定の条件下でのみ存在するのである。

II. 純粋交換経済における均衡

社会を構成する主体間の利害関係をコーディネートする一つの場としての市場機構が備える配分機構に関するパフォーマンスの在り方を羨望なき配分に関して問うことが本稿の趣旨である。このことからして、単に羨望なき配分の存在可能性を問うのみではなく、現実経済の整序様式である市場機構の稼働の成果との整合性を問わなければならない。そこで、ここでは、純粋交換経済下での市場機構稼働の成果である、競争均衡の状況を前掲のモデルについて検討することとする。

II. 1. モデル 1 における競争均衡

当該経済の場合、当該両個人が直面する予算制約条件は、

$$p_1 x_{i1} + p_2 x_{i2} \leq p_1 \frac{\bar{X}_1}{2} + p_2 \frac{\bar{X}_2}{2}, i=1,2$$

であるから、すべての $i=1,2$ について同一である。

個人 $i=1,2$ の限界代替率は、 $MRS = \frac{x_{i2}}{x_{i1}}$ であるから、当該個人 $i=1,2$ の主体的均衡条件

は、

$$\frac{x_{i2}}{x_{i1}} = \frac{p_1}{p_2}, i=1,2$$

である。この主体的均衡条件と上述の予算制約等式とから個人 $i=1,2$ の財 1 に関する需

要関数を求めると、 $x_{i1} = \frac{\bar{X}_1}{4} + \frac{p_2}{p_1} \frac{\bar{X}_2}{4}, i=1,2$ である。

すると、均衡価格比 $\left(\frac{p_2}{p_1}\right)^* = \frac{\bar{X}_1}{\bar{X}_2}$ で、均衡配分点 $(x_{i1}^*, x_{i2}^*) = \left(\frac{\bar{X}_1}{2}, \frac{\bar{X}_2}{2}\right), i=1,2$ である。

II. 2. モデル 2 における競争均衡

ここで、当該 2 個人の初期配分を $\omega_i = (\omega_{i1}, \omega_{i2}), i=1,2$ とする。ただし、

$\omega_{1j} + \omega_{2j} = \bar{X}_j, j=1,2$ である。

当該経済の場合、当該両個人が直面する予算制約条件は、

$$p_1 x_{i1} + p_2 x_{i2} \leq p_1 \omega_{i1} + p_2 \omega_{i2}, i=1,2$$

である。個人 $i=1,2$ の限界代替率は、 $MRS = \frac{x_{i2}}{x_{i1}}$ であるから、個人 $i=1,2$ の主体的均衡条件

は、

$$\frac{x_{i2}}{x_{i1}} = \frac{p_1}{p_2}, i=1,2$$

である。この主体的均衡条件と上述の予算制約等号式とから個人 $i=1,2$ の財 1 に関する需

要関数を求めると、 $x_{i1} = \frac{\omega_{i1}}{2} + \frac{p_2}{2p_1} \omega_{i2}, i=1,2$ である。

すると、均衡価格比は、 $\left(\frac{p_2}{p_1}\right)^* = \frac{\bar{X}_1}{\omega_{12} + \omega_{22}} = \frac{\bar{X}_1}{\bar{X}_2}$ で、均衡配分点は、

$$(x_{i1}^*, x_{i2}^*) = \left(\frac{\omega_{i1}}{2} + \frac{\bar{X}_1}{2\bar{X}_2} \omega_{i2}, \frac{\omega_{i2}}{2} + \frac{\bar{X}_2}{2\bar{X}_1} \omega_{i1}\right), i=1,2 \text{ である。}$$

II.3.モデル3の競争均衡

ここで、当該2個人の初期配分を $\omega_i = (\omega_{i1}, \omega_{i2}), i=1,2$ とする。ただし、

$$\omega_j + \omega_{2j} = \bar{X}_j, j=1,2 \text{ である。}$$

当該経済の場合、当該両個人が直面する予算制約条件は、

$$p_1 x_{i1} + p_2 x_{i2} \leq p_1 \omega_{i1} + p_2 \omega_{i2}, i=1,2$$

である。個人1の限界代替率 $MRS_1 = \frac{x_{12}}{x_{11}}$ で、個人2の限界代替率 $MRS_2 = \frac{1}{2}$ である。する

と、個人1の主体的均衡条件は、 $\frac{x_{12}}{x_{11}} = \frac{p_1}{p_2}$ であり、個人2の主体的均衡条件は、 $\frac{1}{2} = \frac{p_1}{p_2}$ で

ある。

個人1の財1に関する需要関数は、 $x_{11} = \frac{1}{2} \omega_{11} + \frac{p_2}{2p_1} \omega_{12}$ であり、個人2の財1に関する

需要関数は、次の3通りの需要関数となる。

(i) $\left|\frac{p_1}{p_2}\right| > \frac{1}{2}$ であるとき、当該需要関数は $x_{21} = 0$ である。

(ii) $\left|\frac{p_1}{p_2}\right| = \frac{1}{2}$ であるとき、当該需要関数は、当該予算制約等号式

$$p_1 x_{21} + p_2 x_{22} = p_1 \omega_{21} + p_2 \omega_{22} \text{ と合致する。}$$

(iii) $\left|\frac{p_1}{p_2}\right| < \frac{1}{2}$ であるとき、当該需要関数は、区間 $\left(\frac{p_1 \omega_{21} + p_2 \omega_{22}}{p_1}, \bar{X}_1\right]$ に属する値をもつ x_{21}

である。

さて、上記3つのケースの中、有意味であるのは(ii)の場合であるから、均衡価格比

$$\left(\frac{p_1}{p_2}\right)^* = \frac{1}{2} \text{で、均衡配分点は、}$$

$$(x_{11}^*, x_{12}^*) = \left(\frac{\omega_{11}}{2} + \omega_{12}, \frac{\omega_{11}}{4} + \frac{\omega_{12}}{2}\right),$$

$$(x_{21}^*, x_{22}^*) = \left(\left(\bar{X}_1 - \frac{\omega_{11}}{2} - \omega_{12}\right), \left(\bar{X}_2 - \frac{\omega_{11}}{4} - \frac{\omega_{12}}{2}\right)\right)$$

である。

Ⅲ. 純粋交換経済における公正な配分

Ⅲ.1. 公正な配分

【定義】 公正な (fair) 配分とは、Pareto 効率性を充足し、かつ無羨望性を備えるような配分のことである。

ある配分が、Pareto 効率性を充足するべきであるという要請は、次の事柄を含意する。経済の整序様式としての市場機構を以って前提とすることには異論は発生しないであろう。外部性、非凸性がない経済環境下で市場機構が十全に機能するならば、純粋交換経済に競争均衡が存在する。厚生経済学の第一基本定理に拠って、当該の競争均衡は Parto 最適性 (効率性) を備えることになる。

ある配分が、無羨望性を充足すべきであるという要請は、如何なる主体も如何なる他主体を羨むことなく当該配分について満足しており、当該配分状態に変更を加えようとする社会的動機が働く余地が全く無いということの意味する。

つまり、公正な配分とは、初期賦与量が過不足なく使い尽されており、最早何れかの主体の効用水準を引き下げることなく配分状態に変更を加える余地がなく、主観的にも全ての主体はその配分状況を満足しており、他主体の当該状況を羨む余地はなく、社会総体からして安定した配分状況である。

公正な配分についての定義からして、任意の配分状況は次の3つの場合に区分される。

(i) Pareto 最適性は充足されるが、無羨望性は充足されない場合

この場合、功利主義的意味では有効な配分が達成されるが、配分上の極端な偏りが現われる可能性がある。

(ii) 無羨望性は充足されるが、Pareto 最適性は充足されない場合

この場合、すべての主体において羨望が生ずることはないが、経済合理性が損なわれることとなる。

(iii) Pareto 最適性と無羨望性共に充足される場合

この場合、客観的均衡、主観的均衡と共に羨望なき状況が実現していることとなる。

III.2. 公正な配分の存在例

I で検討した 2 個人・2 財モデルにおける羨望なき配分例と、II で検討した 2 個人・2 財モデルにおける競争均衡配分例とを合わせることで 2 個人・2 財モデルにおける公正な配分例を検討することとする。

III.2.1. モデル 1 の下での公正配分存在の検討

当該の競争均衡解は、 $(x_{i1}^*, x_{i2}^*) = (\frac{\bar{X}_1}{2}, \frac{\bar{X}_2}{2}), i=1, 2$ である。

個人 1 において、

$$u_1(x_{11}^*, x_{12}^*) = u_1(x_{21}^*, x_{22}^*)$$

が、個人 2 において、

$$u_2(x_{21}^*, x_{22}^*) = u_2(x_{11}^*, x_{12}^*)$$

が成り立っている。したがって、配分 $(x_{i1}^*, x_{i2}^*) = (\frac{\bar{X}_1}{2}, \frac{\bar{X}_2}{2}), i=1, 2$ は公正な配分である。

III.2.2. モデル 2 の下での公正配分存在の検討

当該の競争均衡は、 $(x_{i1}, x_{i2}) = (\frac{\bar{X}_1}{2}, \frac{\bar{X}_2}{2}), i=1, 2$ である。さて、実現可能にして羨望なき

配分の存在領域に当該の結果を代入すると、

$$\bar{X}_2 - \frac{\bar{X}_2}{\bar{X}_1} \cdot \frac{\bar{X}_1}{2} = \frac{\bar{X}_1}{2} = x_{12}$$

が成り立つから、この場合公正配分が存在することがわかる。

III.2.3. モデル 3 の下での公正配分存在の検討

当該の競争均衡は、

$$(x_{11}^*, x_{12}^*) = (\frac{\omega_{11}}{2} + \omega_{12}, \frac{\omega_{11}}{4} + \frac{\omega_{12}}{2}),$$

$$(x_{21}^*, x_{22}^*) = (\bar{X}_1 - x_{11}^*, \bar{X}_2 - x_{12}^*) = (\bar{X}_1 - \frac{\omega_{11}}{2} - \omega_{12}, \bar{X}_2 - \frac{\omega_{11}}{4} - \frac{\omega_{12}}{2})$$

である。

まず、羨望なき配分点が $(\frac{\bar{X}_1}{2}, \frac{\bar{X}_2}{2})$ であるとする。その配分点が、競争均衡配分でありかつ無羨望配分点であるとする、

$$\frac{\bar{X}_1}{2} = \frac{\omega_{11}}{2} + \omega_{12} = \bar{X}_1 - \frac{\omega_{11}}{2} - \omega_{12},$$

$$\frac{\bar{X}_2}{2} = \frac{\omega_{11}}{4} + \frac{\omega_{12}}{2} = \bar{X}_2 - \frac{\omega_{11}}{4} - \frac{\omega_{12}}{2}$$

が成り立たなければならない。

当該2式から、 $\bar{X}_1 = 2\bar{X}_2$ が得られる。しかるに、この結果は、当該配分点 $(\frac{\bar{X}_1}{2}, \frac{\bar{X}_2}{2})$ が

無羨望配分点であるための十分条件である、 $\bar{X}_1 \neq 2\bar{X}_2$ に矛盾する。

次に、当該競争均衡点が、無羨望配分点から成る直線 $x_{12} = \bar{X}_2 - \frac{\bar{X}_2}{\bar{X}_1} x_{11}$ 上に在るものとする。

すると、

$$\frac{\omega_{11}}{4} + \frac{\omega_{12}}{2} = \bar{X}_2 - \frac{\bar{X}_2}{\bar{X}_1} (\frac{\omega_{11}}{2} + \omega_{12})$$

から、 $\omega_{11} + 2\omega_{12} = \bar{X}_1$ が得られる。つまり、条件 $\omega_{11} + 2\omega_{12} = \bar{X}_1$ が成り立つときのみに公正配分が存在し得るのである。

III.3. 純粋交換経済下における公正配分存在の一般性

ここでは、これまで挙げてきた数値例に貫徹する純粋交換経済下における公正配分存在に関わる一般的性質を考察することとする。

【仮定】当該2個人は、消費可能集合 $X_i, i=1,2$ の元に対して \succsim_i で表記される選好関係を認識し、それら関係は次のような諸性質を備えているものとする。

推移性

$x_i^1 \succsim_i x_i^2$ かつ $x_i^2 \succsim_i x_i^3$ であれば、 $x_i^1 \succsim_i x_i^3$ である。ただし、 $i=1,2$ 。

連結性

$X_i, i=1,2$ に含まれるすべての x_i^1, x_i^2 について, $x_i^1 \succsim_i x_i^2$ か $x_i^1 \precsim_i x_i^2$ が成立する.

連続性

任意の x_i^0 に対して, 集合 $\{x_i | x_i \succsim_i x_i^0\}$ と集合 $\{x_i | x_i \precsim_i x_i^0\}$ とは閉集合である.

半強凸性

$$x_i^1 \succ_i x_i^2, 0 \leq \alpha < 1 \Rightarrow (1-\alpha)x_i^1 + \alpha x_i^2 \succ_i x_i^2$$

強い単調性

$$x_i^1 \geq x_i^2 \text{ and } x_i^1 \neq x_i^2 \Rightarrow x_i^1 \succ_i x_i^2$$

【命題1】消費可能集合 $X_i, i=1,2$ が凸集合で, その上で定義される選好順序が, 推移性, 連結性, 連続性を満たすならば, その選好順序は連続な効用関数で表わすことが出来る.¹

次に, Pareto 効率性, 個人が他者を羨望するということ, 無羨望性, 公正性に関して改めて定義を下すこととする.

【定義1】配分 x が Pareto 効率的である. $\stackrel{\text{def}}{\Leftrightarrow}$ 個人 $i=1,2,\dots,n$ について

$y_i \succsim_i x_i, \text{i.e., } u_i(y_i) \geq u_i(x_i)$ であるような, かつ $y_k \succ_k x_k, \text{i.e., } u_k(y_k) > u_k(x_k)$ であるような $i \neq k$ が存在するような実現可能な配分 y が存在しない.

【定義2】個人 i が個人 $k (\neq i)$ を羨望する. $\stackrel{\text{def}}{\Leftrightarrow} x_i \prec_i x_k, \text{i.e., } u_i(x_i) < u_i(x_k), i, k=1,2,\dots,n$.

【定義3】配分 x が無羨望性を備える. $\stackrel{\text{def}}{\Leftrightarrow}$ 個人 $\forall i, k=1,2,\dots,n$ について,

$$x_i \succsim_i x_k, \text{i.e., } u_i(x_i) \geq u_i(x_k), i \neq k.$$

【定義4】配分 x が公正である. $\stackrel{\text{def}}{\Leftrightarrow}$ 配分 x が無羨望性を備え, Pareto 効率的である.

【命題2】配分 x が Pareto 効率的配分であるならば, 誰も羨むことのない個人が存在し,

1. Arrow-Hahn, 邦訳 p.93.

かつ誰からも羨望されない個人が存在する。²

この命題の意味するところは、配分 x が Pareto 効率的配分であるならば、ある個人が効用水準の頂点に在って、他のある個人が効用水準の最底辺に在るということである。

証明.

背理法を適用することを目的として、任意の 2 個人 $i, k = 1, 2, \dots, n$ が互いに羨望しあうものとする。

このとき、実現可能で、かつ配分 x に優越するような配分 x' が存在することになる。当該 2 個人はその羨望する個人の財を受け取ることになるから、

$x = (x_1, x_2, \dots, x_i, \dots, x_k, \dots, x_n)$ に対して $x' = (x_1, x_2, \dots, x_k, \dots, x_i, \dots, x_n)$ において、

$x'_i > x_i, \text{ for } \forall i = 1, 2, \dots, n, \text{ i.e., } u_i(x') > u_i(x), \text{ for } \forall i = 1, 2, \dots, n$ となる。しかるに、このこ

とは、 x が Pareto 効率的であるという前提に矛盾する。(証明終わり)

【命題 3】 選好が凸で単調であるとき、公正な配分が存在する。

証明.

定理の趣旨からして公正な配分が存在する場合を掲げればよい。初期賦与ベクトル ω を $\omega_i = \frac{\omega}{n}, i = 1, 2, \dots, n$ とする。選好が凸であるから無差別曲線は原点に対して強い意味で凸となり、単調性から右上方に位置する無差別曲線程より高い効用水準を意味する無差別曲線となっている。

いま、価格ベクトルを $P = (p_1, p_2, \dots, p_m)$ とすると、予算制約条件

$$P \cdot x \leq P \cdot \frac{\omega}{n}$$

を充たして、かつ効用を最大化するような最適解 $x_i^*, i = 1, 2, \dots, n$ が一意的に存在する。すなわち、競争均衡 (x^*, p) が存在することになる。

さて、この $x^* = (x_1^*, x_2^*, \dots, x_n^*)$ という競争的均衡配分点において

$$p \cdot x_i^* = p \cdot \frac{\omega}{n} = p \cdot x_k^*, \text{ for } \forall i, k = 1, 2, \dots, n$$

が成立している。(証明終わり)

2. Varian, p.67.

【命題4】当該諸個人の選好が単調であるとき、競争均衡 (x, p) において $p \cdot x_i = p \cdot x_k$, for $\forall i, k = 1, 2, \dots, n, i \neq k$ であるならば、 x は公正である。

証明³

(1) x が Pareto 効率的であることの証明。

背理法を用いて証明をすることを目的として、 x が Pareto 効率的ではないとする。すると、任意の個人 $i = 1, 2, \dots, n$ にとって、 $y_i \succsim_i x_i$, i.e., $u_i(y_i) \geq u_i(x_i)$ であり、ある個人 $k = 1, 2, \dots, n, k \neq i$ にとって $y_k \succ_k x_k$, i.e., $u_i(y_k) > u_k(x_k)$ であるような配分 y が存在することになる。この配分 y は Pareto 効率的な配分として選ぶことができるから、 $y_i \succ_i x_i$ であるような $i = 1, 2, \dots, n$ については、 $p \cdot y_i > p \cdot x_i$ となる。

いま、 $p \cdot y_i < p \cdot x_i$ であれば、個人 $i = 1, 2, \dots, n$ は、より多くの数量からなる財の組み合わせを購入することができ、単調性の仮定の下、 x_i よりも選好される組み合わせを見出すことができることになる。しかるに、このことは x_i が競争均衡配分であることと矛盾する。

$y_i \sim x_i$ であるような個人 $i = 1, 2, \dots, n$ にとっては、 $p \cdot y_i = p \cdot x_i$ である。

以上の考察から、 $p \cdot y_i \geq p \cdot x_i (i = 1, 2)$ であるから、

$$\sum_{i=1}^n p \cdot y_i > \sum_{i=1}^n p \cdot x_i$$

である。さて、

$$\sum_{i=1}^n y_i = \sum_{i=1}^n x_i = \sum_{i=1}^n \omega_i$$

であるから、

$$\sum_{i=1}^n p \cdot y_i = p \cdot \sum_{i=1}^n y_i = p \cdot \sum_{i=1}^n \omega_i > p \cdot \sum_{i=1}^n \omega_i = p \cdot \sum_{i=1}^n x_i = \sum_{i=1}^n p \cdot x_i$$

となって矛盾が生ずる。したがって、配分 x は強い意味で効率的である。

(2) x が無羨望性を備えることの証明。

背理法を用いて証明をすることを目的として、 x が無羨望性を備えていなく、任意の個人 i が任意の個人 k を羨望するものとする。i.e., $x_i \prec_i x_k$, i.e., $u_i(x_i) \leq u_i(x_k)$ であるものとする。このとき、仮定と競争均衡であることの定義とから、

$$p \cdot x_i < p \cdot x_k = p \cdot x_i$$

となり、これは矛盾である。

(1) と (2) との結果から x は公正であることが明らかとなった。(証明終わり)

【命題5】均等配分からコアへの動きは無羨望性を損なうことがあり得る。

3. Varian(1974)を参考にした。

(証明) 例を挙げればよい。いま、個人3名から成る純粋交換経済を考え、個人1の効用関数を $u_1(x_1) = 3x_{11} + 2x_{12} + x_{13}$ 、その初期配分を $\omega_1 = (1, 1, 1)$ とし、個人2の効用関数を $u_2(x_2) = 2x_{21} + x_{22} + 3x_{23}$ 、その初期配分を $\omega_2 = (1, 1, 1)$ とし、個人3の効用関数を $u_3(x_3) = x_{31} + 3x_{32} + 2x_{33}$ 、その初期配分を $\omega_3 = (1, 1, 1)$ とする。このとき、初期配分は均等であり、 $u_1(x_1) = u_2(x_2) = u_3(x_3) = 6$ であるから無羨望である。

さて、配分 $x = (x_1, x_2, x_3)$; $x_1 = (3, 2/3, 0)$, $x_2 = (0, 0, 2)$, $x_3 = (0, 7/3, 1)$ を考える。このとき、 $u_1(x_1) = 31/3 > 6 = u_1(\omega_1)$ 、 $u_2(x_2) = 6 = u_2(\omega_2)$ 、 $u_3(x_3) = 9 > 6 = u_3(\omega_3)$ であるから、当該配分 x はコア配分であり、当該配分 x はパレート効率的配分である。

しかるに、 $u_2(x_1) = 20/3 > 6 = u_2(x_2)$ であるから、個人2は個人1を羨望することになり、当該配分 x は、無羨望性を損なっているから公正な配分とは為り得ない。(証明終わり)

【命題6】均等配分から生ずる競争均衡は、必ずしも公正ではない。

(証明) パレート効率的配分の集合 \supseteq コア配分の集合 \supseteq 競争均衡配分という集合の包含関係と上の命題とから、明らかである。(証明終わり)

【命題7】無羨望の配分から競争均衡への動きは無羨望性を損なうことがあり得る。

(証明) 2個人・2財の純粋交換経済の場合で例を挙げることにする。エッジワースの箱に於いて初期配分の点 $\omega = (\omega_1, \omega_2)$ を個人1の無差別曲線と個人2の無差別曲線とが通過するものとする； $u_1(\omega_{11}, \omega_{12}) = u_2(\omega_{21}, \omega_{22})$ 。そして、個人1の無差別曲線は、個人1の原点からみて配分点 $\omega^{-1} = (\omega_2, \omega_1)$ より上方を通過するものとする；

$u_1(x_{11}, x_{12}) > u_1(\omega_{21}, \omega_{22})$ 。個人2の無差別曲線は、個人2の原点からみて配分点

$\omega^{-1} = (\omega_2, \omega_1)$ より上方を通過するものとする； $u_2(x_{21}, x_{22}) > u_2(\omega_{11}, \omega_{12})$ 。このとき、個人1は初期配分 ω_1 に於いて個人2を羨望することはない、同時に個人2は初期配分 ω_2 に於いて個人1を羨望することはない。したがって、当該の初期配分 ω は、無羨望の配分である。

さて、当該の2本の無差別曲線によって囲まれる凸レンズ状の中に競争均衡配分点

$x^* = (x_1^*, x_2^*)$ が存在するが、ここで、配分点 $x^{*-1} = (x_2^*, x_1^*)$ が、当該の凸レンズ状の形状

を形成する個人2の無差別曲線の上に在るものとする。すると、個人2について

$u_2(x_2^*) > u_2(x_1^*)$ であるから、均衡配分において個人2が個人1を羨望することはない。し、

かるに、個人1については、 $u_1(x_2^*) > u_1(x_1^*)$ であるから、均衡配分において個人1は個人2を羨望することになる。したがって、当該の均衡配分 x^* は公正性を損なうことになる。(証明終わり)

【命題8】均等所得競争均衡は公正配分であるが、逆は真ではない。すなわち、公正配分であって均等所得均衡配分ではない配分が存在する。⁵

(証明)前半部分は、命題4に拠り成立することが示される。後半部分を示すためには、2個人・2財純粋交換経済モデルでの例を挙げればよい。

第1財の市場価格を p_1 、第2財の市場価格を p_2 と表記し、個人1の主体的均衡配分点を $x_1^* = (x_{11}^*, x_{12}^*)$ と、個人2の主体的均衡配分点を $x_2^* = (x_{21}^*, x_{22}^*)$ と表記し、個人1の所得額を m_1 、個人2の所得額を m_2 と表記する。

ここで、 $m_1 = p_1 x_{11}^* + p_2 x_{12}^* > p_1 x_{21}^* + p_2 x_{22}^* = m_2$ とする。さて、強い単調性の仮定から局所的非飽和性が導かれるから、個人1、2共に他者の均衡配分点を羨望することはない。

したがって、 $x^* = (x_1^*, x_2^*)$ は公正な配分ではあるが、均等所得均衡配分ではない。(証明終わり)

参考文献

- (1) Arrow, Kenneth, F.H. Hahn, *General Competitive Analysis*, Holden-Day, Inc., Oliver & Boyd, 1971. (福岡正夫・川又邦雄 訳, 『一般均衡論』, 岩波書店, 1973年)
- (2) Dworkin, Ronald, *Sovereign Virtue: The Theory and Practice of Equality*, Harvard U. P., 2000. (小林 公・大江 洋・高橋秀治・高橋文彦 訳, 『平等とは何か』, 木鐸社, 2002年)
- (3) Feldman, Allan M., *Welfare Economics and Social Choice Theory*, Martinus Nijhoff Publishing, 1980. (佐藤隆三 監訳・川島康男 訳, 『厚生経済学と社会選択論』, マグロウヒル株式会社, 1984年)
- (4) Olin, Erik Wright (eds.), Samuele Bowles, Herbert Gintis, *Recasting galitarianism: New Rules for Communities, States and Markets*, Verso, 1998. (遠山弘徳 訳, 『平等主義の政治経済学 市場・国家・コミュニティのための新たなルール』, 大村書店, 2002年)
- (5) Rawls, John, *A Theory of Justice*, Harvard University Press, 1971. (矢島欽次 監訳, 『正義論』, 紀伊国屋書店, 1979年)

5. Varian(1976), p.251.

(6) Varian, Hal R., "*Equity, Envy, and Efficiency*", *Journal of Economic Theory* 9, pp. 63-91 (1974).

(7) Varian, Hal R., "*Two Problems in the Theory of Fairness*", *Journal of Public Economics* 5, pp. 249-260 (1976).

Best Practices Applied to Language Education in Japanese Universities

Daniel Droukis

Introduction

In response to the direction of performance levels in the Chicago school system a group of concerned educators created an instruction-based newspaper to address concerns with teaching and learning. This newspaper would then be sent to all teachers, administrators, parent groups, politicians, community groups and foundation officers in the city. The term “best practices” was borrowed from the legal and medical professions where such a term is used to describe solid, reputable and state-of-the-art in the field. In trying to follow the lead of the “best practices” program this paper will examine what is being done in the area of language education to make the efforts of teachers in this area more effective in benefitting the students in our charge. Various areas of research will be introduced to give a clear indication as to how things are being changed and ultimately improved in language education worldwide.

Best Practices Movement in America in the 1990's

In the 1990's the “Best practices” movement got its start. Standards actually began with the National Council of Teachers of Mathematics (NCTM) which outlined a program of, “mathematics as a way of thinking and required state-of-the-art teaching” (Zemelman et al.: 1998:x. Once these practices were established they quickly took root in other disciplines. Eventually a dozen professional organizations were commissioned to adopt similar standards to improve the teaching standards of the schools. These efforts were not without problems. The National Council of Teachers of English (NCTE) and

the International Reading Association (IRA) had their grants terminated due to a lack of specificity in their programs. However, both groups went on to spend over \$1m of their own money to complete their projects. In some cases the standards were well thought out but in others such as the music program that mandated that students learn the names of famous ballet dancers from the 19th century these standards were heavily criticized from the start.

"In the meantime other state governments, business groups, independent school reform organizations and many school districts were implementing plans of their own. In some cases the efforts were confined to a single subject but others like the New Standards Project were offering recommendations across several disciplines (Zemelman et al.: 1998:x.) At the end of the 20th century there were fifteen national standards projects and many others in state and local school systems. But why has there been this interest in standards? Some may be interested in presenting a positive front in seeming to be interested in standards when they only want the appearance of interest but have no interest in change at all. Zemelman et. al. point out that the issuing of standards is not really action. It is more of a call to action. Whether action or improvement actually takes place may be of little concern to some. "Hopping aboard the standards bandwagon allows you to sound tough, rigorous and concerned: you can wring your hands about what is wrong with kids today and you can fret conspicuously about America losing the war of global economic domination, all without actually doing anything" (1998) says Zemelman.

The standards group involves two different groups which are referred to as the "accountability reformers" and the curriculum reformers". These two groups have quite differing views of teaching and learning which make their alliance an uneasy one. The conservative accountability reformers are comprised of state legislatures, governors, education agencies, business panels and even in some cases teacher's unions. Their primary preoccupation is with testing and standards that come about based on that testing. On the other side are the curriculum reformers who are made up of subject-area experts, classroom teachers, discipline organizations, professional associations and research centers. This side rejects the notion that doing the same things longer, harder and stronger will somehow improve the education of children. "Achievement can not be increased through more testing no matter how rigorous the testing" (Zemelman 1998).

This derisiveness between the accountability reformers and the curriculum reformers is most evident in the state of California where the governor ordered the mathematics

curriculum scrapped asserting that the problems posed to the students were too innovative and experimental. This action of abandoning rigorous standards stunned mathematics experts around the country. This debate on standards of accountability v. curriculum will continue as there has yet to be an appropriate compromise put forth by either side. This debate has given us the opportunity to consider what each school subject entails and how they can be made better. In Japan, there is no such issue at the moment but there are questions that we can consider in regards to what is being done in the foreign language classroom (principally the English classroom) in Japan and what we can do to make that classroom better. What aspects of language education are effective and should be encouraged? This paper will use the backdrop of the American standards discussion to assess how we are teaching our students here in Japan and perhaps find what we can do ourselves to make if not, the standards we teach by better but at least the general classroom environment in order to achieve the same desired results of those in the United States: of making the classroom a place where a high quality of education can be found at any level and in any subject.

The TESOL Methods Course

An examination of a TESOL training course in Singapore gives us something to consider regarding Best Methods applied to the training of language teachers wherever they may be. Farrell (2007) researched how such students perceived their education in comparison with what actually was practiced and achieved in that classroom. Farrell was concerned with how the students filter out their previously formed beliefs based on past experiences. The inability to filter out these previously held beliefs caused a rift between what the students thought was important for their education and what their own teachers thought was important. Joram and Gabriele (1998) argued that teacher educators must take these previously held beliefs into account because what they are being taught will replace these previously held beliefs

Farrell taught a group of twenty pre-service teachers using *concept maps*. These *concept maps* are diagrams which show the relationship among concepts. The idea of concept mapping "graphically illustrates concepts and their hierarchical interrelationships" (Meijer et al.: 1999:62). The maps created gave an indication as to the pre-service teachers' beliefs about teaching reading. Once the maps were completed they were asked to share answers with the group in a peer group reflection session. In the pre-course concept map there were few topics listed but the post-course map listed many

more topics. (as seen here)

Pre-course Listing of Topics (# of teachers listing)

(+ students who reconsidered)

What does teaching reading involve, and how would you do it?

Reading (4) +15

Vocabulary (7)

Motivation (9)

Grammar (3)

Comprehension (15)

Other (role plays (3), drama (2), speed reading, silent reading, read for details, read newspapers (3), book reviews (4)

The post-course map shows more extensive understanding:

Cultivate interest and passion in reading (7)

Teach reading strategies (9): why (4) what (4) when (4) where (4) prediction (4)

Meta-cognition and awareness: DRTA (2) Pre- and post reading in class (4)

Direct reading and thinking activity (DRTA) (11)

Text awareness (6): Text types (2), Discourse markers (4)

Teach not test (9)

Top down and bottom up (12)

Extensive reading: No book review (2) interesting reading (2)

students choose book (4)

Lesson planning (3): Pre-reading activities, Post-reading activities (3)

Vocabulary (7): Guess meaning in context (4)

The concept of mapping does have its skeptics arguing that it is too complex and time consuming. That there is too much emphasis on short-term changes in the teachers' cognition and Kagan (1990) wondered if comparing students' and teachers' concept maps rendered them invalid. On reflection, Farrell wondered what impact the course had on learner teachers. That there was an impact is indisputable but how much of an impact and of what quality, Farrell is uncertain. In using the concept maps he determined that students internalized the work in different ways. "Many of these students could have acquired a superficial knowledge of the terms linked to the teaching of reading, such as top down and bottom up, but have not fully conceptualized them in terms of teaching reading. Furthermore, I now wonder if the Singaporean cultural norm *Kiasu* played any role in these post-course maps. *Kiasu* means "fear or dislike of losing out to others"

(Brown 1999:123). In this sense, Farrell is uncertain as to whether the students have been able to truly grasp the content of the course.

Engaging Student's Interest

Everyone knows that stimulating interest of students will be extremely helpful in allowing them to become better language users. An attempt to exploit literature in Spain gives us a good example of how to peak the students' interest. In using a variety of texts from proverbs to nursery songs to novels or poems Jaimez-Munoz found that a broad exposure to a variety of sources can have a positive effect because, as McCrae tells us, "Representational language opens up , calls upon and uses areas of the mind, from imagination to emotion, from pleasure to pain, which referential language does not teach. Where referential language informs, representational language involves" (McCrae 1991:3).

An action project by Jaimez-Munoz for high school students in Granada systematically instituted the use of literary texts according to students' likes and interests but also of the teachers' interests as well in the following stages: (in Borg, ed. 49-50)

1. An initial questionnaire was prepared to do a basic needs analysis and to discover the students' attitudes towards learning English and the English teacher.
2. The most successful texts were selected from the previous year to begin what he called a "complimentary literary syllabus".
3. Resource books, short story collections and poems were read to select more suitable and relevant materials and activities for the students.
4. The materials were integrated into the general syllabus and tried with an experimental class while teaching a control group according to the set textbook.
5. The learners were observed interacting with one another and the texts while notes were taken on difficulties, reactions and participation.
6. The teacher reflected on ways the texts chosen seemed to shape learner's attitudes and learning.
7. The teacher designed exams, a final questionnaire and an interview to determine the learners' progress, feelings and opinions about the way they worked and the experience of integrating literature.
8. The data was analyzed to evaluate the overall impact of the intervention.

These actions were based upon two basic questions:

1. What could I do to increase teenage students' intrinsic motivation so that they

would learn more English?

2. Could they increase their second language vocabulary and improve their global use of the target language by constant reading and interaction with relevant literary texts?

In choosing the literary texts it is advised to make certain that the students use them in an appropriate way. The approach in this instance is clearly supported by the work of McCrae (1991) and Carter and McCrae (1996) in SLA research:

1. **Language-based principle.**

The idea is to not directly teach literature but to use the literature as a valuable resource to teach language.

2. **Process-oriented principle.**

The literary texts are not seen as complete products to be studied but as a means to stimulate and acquire the processes of reading and writing.

3. **Task-based principle.**

Ensures the learners' engagement in the classroom with the teacher designing a series of tasks which help the students to discover and solve problems by themselves and to keep actively involved with the texts with their partners.

4. **Student-centered principle.**

The relation between teacher and class becomes more collaborative. The teacher does the planning and organizing before the class but once class begins it's entirely under the control of the student. The students work with each other and the teacher in the target language. The teacher's role is to motivate, observe and cooperate with them.

(Jaimez-Munoz in Farrell (ed.) 2006:52)

Jaimez-Munoz, in his reflections on this activity believes that the project provided insights into the roles of the students and the teacher. The research indicates that using the literary texts provide the challenges necessary to increase their motivation and thus as a result can increase their comprehension of how the language works and have more of an interest into the process of learning it. The researcher believes that doing the research was a rewarding process which allowed them to be more aware of their personal teaching practice and the connection to the students' learning. On the practical level the evidence that the use of well-chosen texts will offer many opportunities for the students to practice their English thus the writer has integrated the use of these texts

into the syllabus as a cornerstone of any language learning process. Jaimez-Munoz has also added to the limited amount of research into the effects the use of these materials will have on language learning in any environment.

The interview used for this methodology

1. How do you usually feel in English class?
2. Do you like your textbook this year? Why?
3. Do you like the reading and activities of the book and workbook?
4. Do you like the original literary text you are reading this year?
5. What do you think about the experience of reading original texts?
6. What do you do to understand these texts better?
7. Which ones do you find more difficult? Why do you think it may be so?
8. What do you think of the activities and the tasks related to them?
9. Are the topics of these texts relevant to you?
10. Do you think that if you are interested in a topic you can understand the text better? Why may it be so?
11. What do you find most and least interesting about English class this year?
12. Do you do all the extensive readings I assign for homework?
13. Can this reading of original literary text help you to learn English?
14. Have you really noticed any improvement? In which aspects?
15. Have you learned something about English culture reading these texts?
16. Do you like reading in Spanish? What do you usually read?
17. Did your parents read you tales when you were a child?
18. Do you usually read during the course? And on holidays?
19. What do you usually read? Why?
20. Do your parents usually read? What do they read?
21. Which ones of the texts we have read have you liked most?
22. Which ones have you not liked?
23. In which aspects are English classes different this year?
24. Do you think it is too much effort reading original texts this year? Is that a challenge or a difficulty?
25. Can this experience be positive for your learning in any respect? In which respect? Explain to me, please.

(Jaimez-Munoz in Farrell (ed.)

The inclusion of the above questionnaire is very interesting. By using such a questionnaire it allows both the teacher and the student to reflect on the experience. The teacher will then have two chances to reflect on what is being done in the classroom. The first time will be in the original preparation of the questionnaire as the teacher determines which questions are important to be answered for an appropriate understanding of the impact of the class. The second time will be when the teacher finally reads the responses of the student to determine what the students have thought to be important thus allowing the teacher to then adjust the class activities accordingly.

Factors Affecting Recall and Retention

In this section the writers have wondered how learners recall and retain lessons in classes given in Australia for predominately Asian students. The main purpose of the research was to better understand what the students recalled about their vocabulary retention in the classes they attended. Two key questions were posed:

1. What new vocabulary did learners recall and retain from lessons?
2. Why did they retain and recall what they did?

Learner response to classroom input is well documented (R. Allwright 1980, 1989), (D. Allwright 1984) and Slimani ((1987, 1989, 1991). Simani explored learning in the classroom by asking the students to record everything they thought they had learned during a lesson which was termed, *uptake*. She determined that it was necessary to *notice* new words to learn them and also determined that *topicalisation* or focusing by the learner on new words contributed to this uptake. Studies have indicated that *comprehensible input* is most important to determine what language is learned. The author set out to focus on new vocabulary the students claimed to have learned from their lessons. There were 24 students in the study and the researchers focused on the ones in the afternoon sessions who were recorded on video in classes taught by teachers other than the author which they felt was easier to accomplish than to record the lessons that they themselves taught. Data was collected in the following manner:

1. Students were recorded on video in their four 90-minute general English lessons. The classes ranged in size from 4-12 students. The students sat together in small groups.
2. All lessons had vocabulary input from the teacher in this 10-week intensive course.
3. Immediately after the lesson the students completed a reflection sheet which asked what new vocabulary they could remember and asked why they thought they

remembered it.

4. After the reflection sheets were written the students were asked the same questions again in interviews which were audio-taped.
5. Transcripts of the comments were written up and they were listed. Due to time constraints only the words that were frequently mentioned were written. By frequently it was meant they the words were recalled by 30% of the learners in each lesson.
6. Teachers gave lesson plans to outline their objectives and the teachers were interviewed after the lessons to discuss the plans.
7. After two weeks one group was tested for retention, after six weeks the students were given a vocabulary levels test where the students were required to match the words with the meanings.
8. Transcripts were made of the classroom interactions to confirm the comments of the learners.

The following results were determined after the course was over:

The **recall** of items was directly connected to these events:

- a. Learners or teachers mentioning the item.
- b. Learners or teachers repeating the item.
- c. Learners or teachers focusing on the item. (topicalisation)
- d. Learners or teachers taking turns in the interaction around the vocabulary item.

Focusing was determined in the following way

- a. Directing attention explicitly to the word.
- b. Eliciting comments directly or indirectly about the meaning of the word.
- c. Asking learners to complete sentences with the word missing.
- d. Giving the definition of the word.
- e. Requesting-explicitly or implicitly-more information about a word.
- f. Using the word to answer an elicitation.

In reflection on this activity ideas about teaching vocabulary were reevaluated. They were encouraged with the fact that learners can and do learn what the teachers teach. Teachers cannot ensure that this learning will take place when doing planning for such activities. The role of the teachers in such an activity requires that they focus on student-centered activity and tailor the follow-up to meet the needs of each individual student.

Interaction is also seen as being important in the retention of vocabulary but this interaction needs to be considered carefully and not overdone. Some students will need to participate more than others in order to get the full benefit of the course. In this respect, the authors conclude that the class be a little more teacher-initiated than student-initiated and that this finding is particularly true for Asian learners. Learners acknowledged that classroom participation assisted in their vocabulary learning. Interestingly, the students reported that “fuzzy” teacher explanations about vocabulary which were then clarified by home-stay families, peers or dictionaries made the learning that much more memorable.

Conclusion

We have seen that the term *Best Practices* while being used to apply to education in the American school systems can be easily applied to teaching English in other countries such as Japan. It is also clear that what is considered to be under the umbrella of *Best Practices* can be very wide-ranging, indeed. While we are not discussing certain specific standards which will be applied to all as in the American school system, we can see that efforts made by those of us teaching English in far ranging places around the globe can easily understand the concept of doing what is right for the students to make them better educated or as in this instance, better users of the English language.

Whether it is teaching teachers how to be better reading teachers in Singapore or introducing literary texts to students in Grenada or teaching Asian students in Australia, there are a variety of practices from which we can all emulate to make our own classes better for our students. And certainly *Best Practices* could not be limited to the few examples expressed here.

This paper has set to demonstrate what kinds of activities we can involve ourselves with in order to be good practitioners of TESOL. Certainly, there are many other teachers around us who are doing excellent and productive work in the classroom which needs to be read, understood and copied by others regardless of what country, what age or what level of interest our students may have. Perhaps it could be suggested that within our own institutions we would develop some type of system of best practices which could uplift the educational practices of ourselves and those teachers around us who may not be totally aware of what other teachers are trying and succeeding with in their own classrooms. It should be the goal of all of us to try to develop these best practices within our own classrooms and move on to classrooms of others, even those in

other disciplines outside the teaching of English as a foreign language.

REFERENCES

- Borg, S. (ed.) (2007) Language Teacher Research in Europe. Alexandria, Va.: Teachers of English to Speakers of Other Languages. Washington, D.C.: TESOL.
- Brown, A. (1999) *Singapore English in a Nutshell: An Alphabetical Description of its Features*. Singapore: Federal.
- Burns, A. and Burton, J. (ed.) (2007) Language Teacher Research in Australia and New Zealand. Alexandria, Va.: Teachers of English to Speakers of Other Languages. Washington, D.C.: TESOL
- Carter, R. & McCrae, J. (eds.) (1996) *Language, literature and the learner: Creative classroom practice*. Amsterdam: Longman.
- Coombe, C. and Barlow, J. (2007) Language Teacher Research in the Middle East. Alexandria, Va.: Teachers of English to Speakers of Other Languages. Washington, D.C.: TESOL.
- Dobinson, T. and Merciacca, P. (2007) *Learners, Lessons and Vocabulary: Factors Affecting Recall and Retention* in Burns, A. and Burton, J. (eds.) in Language Teacher Research in Australia and New Zealand. Alexandria, Va.: Teachers of English to Speakers of Other Languages. Washington, D.C.: TESOL.
- Farrell, T. (ed.) (2007) Language Teacher Research in Asia. Alexandria, Va.: Teachers of English to Speakers of Other Languages. Washington, D.C.: TESOL.
- Jaimez-Munoz, S. (2006) *The Integration of Literature: A Way to Engage Learners' Intellect and Interest* in Borg, S. (ed.) (2007) Language Teacher Research in Europe. Alexandria, Va.: Teachers of English to Speakers of Other Languages. Washington, D.C.: TESOL.
- Joram, E. and Gabriele, A.J. "Pre-service Teachers Prior Beliefs: Transforming Obstacles into Opportunities". *Teaching and Teacher Education*, 14(2), 175-191.
- Hall, I., Campbell, C. and Miech, E. (eds.) (2003) Class Acts: Teachers Reflect on their own Classroom Practice. Cambridge, Ma.: Harvard Educational Review.
- McCrae, J. (1992) *Literature with a small "l"*. Basingstoke: England, MEP/Macmillan.

McGarrell, H. (ed.) (2007) Language Teacher Research in the Americas. Alexandria, Va.: Teachers of English to Speakers of Other Languages. Washington, D.C.: TESOL.

McTighe, J. and Wiggins, G. (2004) Understanding By Design: Professional Development Workbook. Alexandria, Va.: Association for Supervision and Curriculum Development

Zemelman, S., Daniels, H. and Hyde, A. (1998) Best Practice: New Standards for Teaching and Learning in America's Schools. Portsmouth, N.H. :Heinemann.

Robert Burnsの模倣の諸相

—Ballad、Fergusson、Barbourからの 模倣とその意味を考える—¹

中 島 久 代

2009年はスコットランド詩人Robert Burns (1759-96) の生誕250周年に当る。祖国スコットランドは言うに及ばず、世界各地でバーンズの功績を讃える様々な企画が予定されている。しかし、バーンズはスコットランド文学史において、生存中も死後200年を経た現在でも、その評価がやっかいな詩人である。²バーンズの従来の代表的な評価を表す言葉は「天賦の才の農民詩人」であろう。³スコッツ語で書かれているという難しさはあるにせよ、音読すれば調子の良さが実感できる作品のスタイルと、蚤、ネズミ、野菊、犬、ジーンやメアリなどのありふれた女性の名前が題材となっているという作品への親しみやすさによって、バーンズのこの評価は現在でも根強い。しかし他方で、バーンズは「MacDiarmid、Scottと並んで議論の多い詩人」であり、⁴「一見素朴に見えながら実は複雑な詩人」である。⁵このような従来の詩人のイメージを逆転させる評価が納得されるのは、バーンズの作品をスコットランド詩史というコンテクストに置いて読む時である。バーンズはスコットランド文学の様々な先人たちのスタイルや表現をふんだんに模倣し、その模倣と逸脱がバーンズ自身のアイデンティティを形成している。このことを示すために、Ballad、Robert Fergusson (1750-74)、John Barbour (c.1320-95) からバーンズが行った模倣とその意味を検証する。

1 バーンズのバラッド詩

バーンズが生きた18世紀後半は、バラッド蒐集熱が高まった時代と一致している。以下は18世紀に刊行されたバラッドを含む代表的な編集集である。

(1) Watson, James, ed. *Choice Collection of Comic and Serious Scots Poems both Ancient and Modern*. 3vols. 1706-11.

(2) Ramsay, Allan, ed. *The Evergreen*. 2vols. 1724.

- (3) Ramsay, Allan, ed. *The Tea-Table Miscellany*. 4vols. 1724-37.
- (4) Percy, Thomas, ed. *Reliques of Ancient English Poetry*. 1765.
- (5) Herd, David, ed. *Ancient and Modern Scottish Songs, Heroic Ballads, Etc.* 2vols. 1776.
- (6) Johnson, James, ed. *The Scots Musical Museum*. 6vols. 1787-1803.

バラッド蒐集熱の高まりの火付け役となったのは、Thomas Percy (1729-1811) が編纂した *Reliques of Ancient English Poetry* (1765) であり、バラッドの匿名性が生み出す物語の精神と技法がロマン派詩人たちに多大な影響を与えて、バラッド・リバイバルを生み出した。同時に、この時代のスコットランドは、1707年1月28日にアン女王によってイングランドとスコットランドの議会合同法が発布されて以降、スコッツ語で話し英語で書くという言語の分裂にさらされており、スコットランドの文人たちは祖国の伝統文学と民衆の伝統文化を活性化させることで、議会の合同によって失われたアイデンティティを復活させようとする気運の中にあり、スコットランドの詩やバラッドの編纂集を次々と刊行した。David Herd (1732-1810) 編纂の *Ancient and Modern Scottish Songs, Heroic Ballads, Etc.* の第1巻は1769年に、2巻同時には1776年に刊行された。James Johnson (c.1753-1811) 編纂の *The Scots Musical Museum* 6巻は1787年から1803年にかけて刊行され、バーンズは第2巻から第5巻まで寄稿者兼編者として関わった。これらのバーンズの存命中の編纂集に加えて、ハード以前の、スコッツ語詩のリバイバルに道を開いたいくつかの編纂集もバーンズとバラッドの関係を形成する要因とみなすことができる。それらは、James Watson (d.1722) によって1706年から1711年にかけて、スコッツ語による詩、フォークソング、バラッドなどを集めて刊行されたスコットランド初の編纂集 *Choice Collection of Comic and Serious Scots Poems both Ancient and Modern* 3巻、1600年以前のスコットランド詩を収録して1724年に出された Allan Ramsay (c.1686-1758) による *The Evergreen* 2巻、および、1724年から37年にかけて刊行された *The Tea-Table Miscellany* 4巻などである。このような外的要因に加えて、バーンズ自身がまだバラッドをうたい聞かせるという環境の中に育ったことは、バーンズがバラッドと関わる決定的な要因だった。家庭で母親と使用人から聞いたバラッドの様々の伝承や物語によって、郷土に伝わる民衆の物語詩にバーンズは目覚めたという。⁶バーンズがバラッドの模倣詩を創作する基盤は十分に整っていた。

バーンズとバラッドについては、たいへん有用な研究ノートがある。Franklyn Bliss Snyder, 'Notes on Burns and the Popular Ballads', *The Journal of English and Germanic Philology*, vol. 17(1918) 2: 281-88 である。バーンズがバラッドをどのように模倣したのかについて、スナイダーはバーンズの作品をAからCの3つのカテゴリーに分類している。下の表中および以降の伝承バラッド作品名後のカッコ内のアルファベットと数字は、F. J. Child, ed., *The English and Scottish Popular Ballads*, 5vols (Dover, 1965: rpt. 2003) (以下ESPbと略す)

を出典としたチャイルド番号と版を示している。

分類	バーンズ作品 (作品名はSnyderのまま)	元歌 (作品名はSnyderのまま)
A	Lord Gregory	The Lass of Roch Royal (76)
	Kellyburn Braes	The Farmer's Curst Wife (278)
B	The Five Carlins	tune: Chevy Chase (162B)
	John Barleycorn	stanza: Chevy Chase (162B)
	Grim Grizzel	stanza: Chevy Chase (162B)
	Elegy on Willie Nicol's Mare	incremental repetitionを模倣
	The Fete Champetre	第1スタンザに模倣の痕跡
C	The Duchess of Gordon's Reel Dancing	Tam Lin (39A)
	Highland Harry The Last Braw Bridal	"When bells were rung and mass was sung, / And a' folk bound to bed."のような常套表現の模倣
	John Anderson, My Jo	Lady Elspat (247)
	The Rantin Dog	Fair Annie (62E)
	My Hoggie	The Wife of Usher's Well (79A)
	The Bonie Lad that's Far Awa	The Elfin Knight (2A)
	Lady Mary Ann	Sir Hugh (155A) The Bonnie House o Airlie (199B)
	Charlie He's My Darling	Glasgerion (67A)
	The Lass that Made the Bed	King Henry (32)
	It Was A' for Our Rightfu' King	Young Hunting (68A)
	Young Jessie	Rare Willie Drowned in Yarrow (215)
	O, Let Me in This Ae Night	Erlinton (8A)

まず分類Aとして、バーンズが伝承バラッドを忠実に模倣して語り直しているものとして、'Lord Gregory'と'Kellyburn Braes'の2作品が挙げられている。「ロード・グレゴリー」は'The Lass of Roch Royal'(Child 76)の、「ケリバーンの丘の農夫」は'The Farmer's Curst Wife'(Child 278)からの模倣である。分類Bでは、リフレインや常套表現などのバラッドの様式が模倣されている作品として、'The Five Carlins'、'John Barleycorn'、'Grim Grizzel'、

'Elegy on Willie Nicol's Mare'、'The Fete Champetre'の5作品が挙げられている。これらについては、どのような伝承作品からどの程度の摸倣がなされているかの詳細は述べられておらず、摸倣のポイントのみ解説されている。分類Cには、バラッドの特徴的な表現が1箇所でも使われているものとして12作品が挙げられている。例えば'The Duchess of Gordon's Reel Dancing'には" She kiltit up her kirtle weel."という表現があるが、これは伝承バラッド'Tam Lin'(child 39A)にある"Janet has kilted her green kirtle"からの摸倣である。以上、スナイダーが分類しているバーンズの作品は合計20作品を数える。バーンズには広い伝承バラッドの知識があったことがわかるが、それはスナイダーが言及したバラッドに限られるのではない。1790年にMrs. Dunlop(生没年未詳)という人物へ宛てた書簡に、素朴でありながら心に訴える古いスコットランドのバラッドとして'Mary Hamilton'(Child 173)の中のひとつのスタンザを引用していることや、¹1793年にGeorge Thomson(1754-1851)へ宛てた書簡では、'Hardiknute'などの他の詩人が書いたバラッド詩に混じって、'Gil Moris'(Child 83)と'Barbara Allen'(Child 84)を挙げて、叙情詩との違いを述べていることにもうかがえる。²実は、スナイダーが挙げているバーンズの摸倣作品は、ほとんどが'poem'ではなくて'song'に入るものである。ソングに伝承バラッドからの摸倣を取り入れた背景には、旋律と詩のバランスについてバーンズなりの主張があったと思われるが、ここでは旋律の問題は触れないでおく。これらを踏まえてスナイダーの分析から解することは、バーンズにとっては十分馴染んで、表現の貯蔵庫にも等しかった伝承バラッドから様々な典型的な表現や常套句を、ソングとバラッド詩の創作のために自在に取り入れているという事実である。

しかし厳密に言えば、バーンズのバラッド詩には、直前に述べたような意味でのバラッドの無意識的な摸倣と、バーンズの意図が明確に存在する摸倣の2種類がある。スナイダーが分類Bに挙げた'John Barleycorn, A Ballad'(1783)は無意識的な摸倣と言ってよい。ジョン・バーレイコーンとは、ビールやウイスキーの醸造に使う大麦の麦芽、モルトを擬人化した呼び名であり、ジョン・バーレイコーンが祖国の英雄に擬せられて、権力者から命を奪われ土に埋められても春になって復活し、秋には収穫されて再び命を奪われ、今度はウイスキーの原料となってしまうが、大胆さと冒険心と喜びはウイスキーを飲んだ人間に伝わるのだという、不滅のヒーロー伝説に仕立てられている。感情表現を抜いて物語に徹している点と、基本的にはabcbの韻を踏むバラッドスタンザで創作されている点において、典型的なバラッドの枠組みが構築されているが、これらに加えて、伝承バラッドの常套表現を巧みに利用している点が興味深い。以下にバーンズの作品と伝承バラッドを並べて、バーンズの摸倣を示す。

(1) 'John Barleycorn, A Ballad'

1

There were three kings into the east,
Three kings both great and high;
And they hae sworn a solemn oath
John Barleycorn should die.

(2) 'The Cruel Brother' (11G)

There was three ladys in a ha,
Fine flowers i the valley
There came three lords among them a',
Wi the red, green, and the yellow (st. 1)

[From *ESPB*]

(3) 'Jock o the Side' (187B)

15

Then let us toast John Barleycorn,
Each man a glass in hand;
And may his great posterity
Ne'er fail in old Scotland!

They hae gard fill up ae punch-bowl,
And after it they maun hae anither,
And thus the night they a' hae spent,
Just as they had been brither and brither.
(st. 37)

[From *The Poetical Works of Robert Burns*,
vol. 1, with Memoir, Critical Dissertation,
and Explanatory Notes by the Rev.
George Gilfillan (Edinburgh: James Nichol,
1856)] (以下*Poetical Works*と略す)

[From *ESPB*]

「東方に三人の王様がいました」というバーンズの出だしは、例えば、伝承バラッド'The Cruel Brother' (Child 11G) の出だしのスタンザ「娘が三人広間にいました／谷間にきれいな花が咲き／男が三人やってきました／赤と緑と黄の服を着て」という、バラッドには常套的な様式化された出だしと、悲劇を予感させるミスティック・ナンバーの3がきっちりと模倣されている。また、最終15スタンザの「それではジョン・バーレイコーンのために乾杯をしよう。／ひとりひとりが手にグラスを持って、／願わくば彼の偉大な子孫が／古きスコットランドに絶えませぬようにと。」というヒーローを祝福する結びの部分は、例えばボーダー・バラッド'Jock o the Side' (Child 187B) で、仲間の救出に無事成功したアウトローたちが、命をはった仲間を乾杯でねぎらい祝福する最終場面、「パンチボールになみなみ注いで／何杯も何杯も飲みました／兄弟の盃を交わすうち／夜は更けてゆきました」の場面構成が模倣されている。バラッドの枠組みに複数の伝承バラッドの常套表現を自在に持ち込んで、素朴で愉快な大麦の物語が創作されている。加えて、この作品にはバーンズのテーマがある。自ら作品に付けたコメントでは "This is partly composed on the plan of an old song known by the same name." と

バーンズは述べており、植物の靈魂についての広く知られた神話をバーンズ流に語るがこの作品の創作の目的だったと理解される。¹⁰神話の枠組みを聞きやすくないやうなバラッドのスタイルで構築し、人々が馴染んだ常套表現を利用して語り直したのである。このような、神話の改作としての伝承バラッドの模倣からは、伝承バラッドをうたい聞く人々が持っていた、文化を伝承するという行為そのものへの共感と、その行為に本質的に内在する遊戯的な精神、つまり、バーンズのバラッド的素養とも言えるものが読み取れる。

次に意図的な模倣の例として、スナイダーの分類Aから‘The Carle of Kellyburn Braes’ (1794)を読む。前述したように、この作品は伝承バラッド‘The Farmer’s Curst Wife’ (「農夫の悪妻」、Child 278)をかなり忠実に模倣したものである。

(1) ‘The Carle of Kellyburn Braes’

14

<p>1</p> <p>There lived a carle on Kellyburn braes, (Hey, and the rue grows bonnie wi’ thyme, And he had a wife was the plague o’ his days; (And the thyme it is wither’d, and rue is in prime.)</p>	<p>‘I hae been a devil the feck o’ my life; (Hey, and the rue grows bonnie wi’ thyme, But ne’er was in hell, till I met wi’ a wife; (And the thyme it is wither’d, and rue is in prime.)</p> <p>[From <i>Poetical Works</i>, vol. 1]</p>
--	--

11

(2) ‘The Farmer’s Curst Wife’ (278A)

<p>The devil he swore by the edge o’ his knife, (Hey, and the rue grows bonnie wi’ thyme, He pitied the man that was tied to a wife; (And the thyme it is wither’d, and rue is in prime.)</p>	<p>There was an old farmer in Sussex did dwell, (Chorus of whistlers) There was an old farmer in Sussex did dwell, And he had a bad wife, as many knew well. (Chorus of whistlers) (st. 1)</p>
---	--

12

<p>The devil he swore by the kirk and the bell, (Hey, and the rue grows bonnie wi’ thyme, He was not in wedlock, thank heaven, but in hell; (And the thyme it is wither’d, and rue is in prime.)</p>	<p>‘I have been a tormentor the whole of my life, But I neer was tormented so as with your wife.’ (st. 11)</p> <p>[From <i>ESPB</i>]</p>
--	--

(3) 'The Elfin Knight' (2G)

'Can you make me a cambrick shirt,
 Parsley, sage, rosemary and thyme
 Without any seam or needle work?
 And you shall be a true lover of mine (1-4)

[From *ESPB*]

伝承バラッド「農夫の悪妻」では、農夫から悪妻を譲り受けた悪魔が苦勞して背中に悪妻を担いで家に戻ると、悪妻は悪魔の子供たちを蹴り、頭を殴り、悪魔を壁にぶちあて暴力三昧にふるまう。悪魔は農夫に悪妻を返しに行き、最終スタンザでは「今までさんざ 人間ひとを苦しめる役は演じたが／おまえさんの女房から苦しめられるほどの役はなかった」と弱音を漏らすという滑稽な物語である。バーンズの作品でも、ケリバーンの農夫から悪妻を譲り受けた悪魔は、貧乏な行商人よろしく悪妻を家へと運んでいったが、悪妻は気が狂った熊のように50人の悪魔の警護隊をひとり残らず殴ってしまう。悪魔はこの悪妻に縛られていたケリバーンの農夫を哀れに思い、しかし悪魔自身の結婚生活も地獄の生活だと気づき、農夫に悪妻を返しに行く。最終14スタンザの台詞は「おれは生涯悪魔だったが／ヘンルーダとタイムは青く茂っている／この悪妻に会って初めて 地獄を見た／タイムは枯れても ヘンルーダは咲いている」(拙訳)というものである。悪魔が人間の悪妻に降参するという滑稽なストーリーはまったく同じだが、第11と第12スタンザに見られるように、バーンズの悪魔はナイフの刃にかけてケリバーンの農夫に同情し、教会と鐘にかけて農夫は地獄の生活をしていたのだと悟り、悪魔の軟弱さと卑小さが一段と強調されている。さらに、この作品では各スタンザの2行目と4行目に置かれたリフレインが目立つ。「ヘンルーダとタイムは青く茂っている」と「タイムは枯れても ヘンルーダは咲いている」というリフレインは、一見すれば、悪魔の滑稽で哀れなストーリーに直接関係しない、植物の名前を羅列したリフレインを物語に挿入することによって、伝承バラッドのリフレインのような、存在するものの抱える悲しみを自然の中に包み込んで癒す役割を果たしているように思われる。実際、ストーリーに直接関係のない植物名が並べられるリフレインは伝承バラッドに特有のものである。例えば'The Elfin Knight'(Child 2G)のリフレインは「パセリ セージ ローズマリーにタイム」という植物名の羅列から成っており、妖精の男と人間の女のかなわぬ恋の痛みを癒す効果をもたらしている。しかし、このバーンズのリフレインにスコットランド格言“Rue and thyme grow both in one garden”(ヘンルーダとジャコウソウは両者とも同一の畑に生える)を並べると、このリフレインが単なる伝承の模倣ではなく、バーンズの意図的な技巧であることが判明する。¹¹ *The Oxford Dictionary of English Proverbs*

によれば、この格言の意味するところは、“A persuasion to repent and give over an attempt before it be too late, alluding to the sound of the two herbs here named.”である。“Rue”はヘンルーダと後悔の意味を持ち、“thyme”はその音から“time”をも連想することから、この格言は「後悔先にたたず」に相当する。バーンズは伝承バラッドのリフレインの模倣に見せかけながら、「後悔先にたたず」という格言を暗示するリフレインを創作して、悪魔とケリバーンの丘の農夫の哀れさに物語の最初から最後まで教訓を垂れているのである。教訓性という特色は物語に徹する伝承バラッドにはないものであり、職業詩人の創作によるバラッド詩ないしはブロードサイド・バラッドには、物語の内容から聴衆に訓戒を垂れるという出だしや結びが頻繁に登場する。このような教訓性を考慮に入れば、このリフレインによって物語全体は明らかにセンチメンタルに変質されている。リフレインがセンチメンタリズムを助長しているとすれば、悪魔がナイフの刃にかけてケリバーンの農夫に同情したり、教会と鐘にかけて地獄の生活を悟ったりする下りも、単なる誇張表現ではなくて、悪魔の、ひいてはバーンズの宗教に対する軟弱でセンチメンタルな態度を暗示するものではないか。この作品のみからバーンズの宗教観というテーマを掘り下げることはできないが、Edwin Muir(1887-1959)が*Scottish Journey*(1935)の中でしきりに繰り返す、John Knox(c.1514-72)による宗教改革以降のスコットランドにおける信仰の質の変化とバーンズ批判は、このようなバーンズの模倣における物語の変質をも指すのではないか。ミュアは次のように語っている。

“That genius [the genius of the Border people] was partly heroic and partly poetical, and its most essential expression is the ballads, which form the greatest body of Catholic poetry in Scottish literature, greater even than that of Henryson and Dunbar. These ballads continued to be sung and written long after the Reformation without any fundamental change of spirit, so that it is easy now to mistake an eighteenth-century ballad for a sixteenth-century one. In calling the ballads Catholic I am using that term very loosely, and mean by it nothing more than that the ballads possess a quality which the rest of Scottish poetry after the Reformation lacks. Burns is a very Protestant poet. Even in his remoulding of old folk songs he never goes back in sentiment past the Reformation. He certainly had no affection for the God of Knox, yet he himself had no other, except on occasion an eighteenth-century abstraction. His ribaldry, blasphemy, libertinism and sentimentality are all Protestant, and quite narrowly so.”

[From Edwin Muir, *Scottish Journey* (Edinburgh: Mainstream, 1935) 45-46]

ミュアはバラッドを中世スコットランド詩人ヘンリソンやダンバーよりもさらに偉大なスコッ

トランド文学の、カトリック伝統詩の最大の集積であると規定する。その理由は、バラッドは宗教改革後も長く改革以前の精神を変えなくうたわれてきたからである。これに対して、バーンズの模倣が表現しているのはプロテスタント的な精神であり、彼の作品に見える卑猥、冒瀆、放蕩、感傷性はすべてプロテスタント的である、と断言して憚らない。バーンズがプロテスタント的であるかどうかを言うことは私には難しい。しかし、伝承バラッドとの比較においてバーンズの模倣作品に見えるセンチメンタルな傾向は否めない。

2 ファーガソンからの模倣と逸脱

バーンズのセンチメンタルな傾向にこだわりつつ、ロバート・ファーガソンからの模倣詩に目を転じたい。18世紀のスコットランド文学は主としてスコッツ語を使って詩を作るスコッツ語詩人たちと、イングランド風に同化することを好んだ文人たちに二分される時代だった。バーンズはスコッツ語詩人ファーガソンに傾倒したが、模倣の才に恵まれた彼はファーガソンの‘The Farmer’s Ingle’（「農夫の炉辺」、1773）にも模倣と逸脱を企てている。¹²この作品のテーマは、スコットランドのアイデンティティの危機の時代にあって、スコットランドの真の強さが農民の持つ徳と彼らの肉体の逞しさにあることを示すことである。自然をさりげなく描写し、田舎の良さを賞賛し、ひるがえって豪華な生活をやんわりと批判し、愛国心を声高に叫ぶでもなく、道徳的な説教を垂れることもない。いつの時代の読者にも、行為と精神のシンプルさこそが何よりも尊いことを伝える作品である。出だしの部分を読んでみる。冒頭のエピグラフはローマ詩人ウェルギリウスの「牧歌」第5番からの引用である。ドライデンの英訳での大意は「二つの盃をスパークリングワインで満たそう／キオス島の葡萄からできた豪華なワインで／きみに注ごう この飲み物は君のものだ／冬には暖炉の前で心暖まる酒盛りとなるだろう／夏には木陰で」（拙訳）である。

‘The Farmer’s Ingle’

Et multo in primis hilarans conviuia Baccho
Ante focum, si frigus erit, (si messis, in umbra,
Vina novum fundam calathis Ariusia nectar)

Virg. Buc.

Whan gloming grey out o’er the welkin keeks,
Whan Batie ca’s his owsen to the byre,
Whan Thrasher John, sair dung, his barn-door steeks,
And lusty lasses at the dighting tire:

What bangs fu' leal the e'enings coming cauld,
 And gars snaw-tapit winter freeze in vain;
 Gars dowie mortals look baith blyth and bauld,
 Nor fley'd wi' a' the poortith o' the plain;
 Begin, my Muse, and chant in hamely strain. (1-9)

[From *Weekly Magazine or Edinburgh Amusement* (Edinburgh, 1773), Ian Lancashire, ed., *Representative Poetry Online*, 25 June 2008 <<http://rpo.library.utoronto.ca/poem/808.html>>]

「農夫の炉辺」

空に灰色の闇が迫るころ
 牧羊犬が牛を小屋へと追いたてるころ
 農夫のジョンが 疲れ果てて 小屋の戸口を閉め
 きれいな娘たちも 初穀選りに疲れるころ
 忠実にやって来る 夜の寒さを忘れさせ
 雪混じりの冬の嵐を空しくし
 素朴なものたちの貧しさからは逃げだせずとも
 哀れな人間を愉快にも大胆にも見せてくれるうたを
 ぼくの詩神よ いつもの調子で さあうたってくれ (拙訳、1-9)

この作品はバーンズの'The Cotter's Saturday Night' (「小作人の土曜の夜」、1785-86) の元歌とされている。農作業から解放された農夫のささやかな頼いの時を題材にしていることは同じであるが、作品の展開はファーガソンとバーンズでは大きく異なっている。まず、エピグラフからバーンズの変質が明らかになっている。引用はThomas Gray(1716-71)の"Elegy Written in a Country Churchyard" (1751) の第8スタンザからであり、「人のための骨折り、質素な喜び、埋もれ生きる宿命を／野心あふれる者に、あざ笑わせてはならない。／軽蔑の笑みを浮かべて、貧者の短くて素朴な一代記を聞くようなまねを／尊大な者にさせてはならない。」というモットーが伝えているのは諸行無常である。これに続いて、バーンズの作品は個人への献辞から始まっている。

'The Cottar's Saturday Night'
INSCRIBED TO R. AIKEN, ESQ.

'Let not ambition mock their useful toil,
Their homely joys, and destiny obscure;
Nor grandeur hear with a disdainful smile
The short and simple annals of the poor.'

GRAY.

My loved, my honour'd, much respected friend!
No mercenary bard his homage pays;
With honest pride, I scorn each selfish end;
My dearest meed, a friend's esteem and praise:
To you I sing, in simple Scottish lays,
The lowly train in life's sequester'd scene;
The native feelings strong, the guileless ways;
What Aiken in a cottage would have been;
Ah! though his worth unknown, far happier there, I ween! (1-9)

[From *Poetical Works*, vol. 1]

わたしの愛と尊敬に値する、立派な友、エイケンよ。

あなたはさもしい詩人に敬意を払いなどはしない。

わたしは偽りのない誇りで、すべての利己的な目的をあざ笑う。

最高の褒美とは友から受ける尊敬と賞讃。

わたしはあなたにスコットランドの素朴な歌で伝えよう、

世間から離れて生きる貧しい人たちのことを、

そして彼らの生まれながらの強健な感情とその誠実な習慣を。

エイケンが百姓小屋に住むとしたら、それを彼はどう思うだろう。

ああ、彼の値打ちを知る人はないが、彼はそこがどこよりも幸せだと感ずることだろう。

(1-9)

エイケンとは、バーンズの故郷エア出身の法律家、ロバート・エイケンを指す。冒頭から明らかになるのは、バーンズが詩の主人公とは対極にあるインテリ層の読者を意識してこの作品を

書いているのではないかという疑いである。地位も財産もある法律家が百姓小屋に住んだ方が幸せであるという発想は、献辞にはいささかセンチメンタルな誇張が過ぎている。第2と第3スタンザでは、ファーガソンの第一スタンザを偲ばせるような、一日の重労働から解放された農夫の安堵と倦怠感とがゆるやかなテンポでうたわれる。しかし、第4スタンザ35-36行では、“Or deposite her sair-won penny-fee, / To help her parents dear, if they in hardship be.”（それとも家が困っているのなら、その足しにもと、／こつこつ稼いだ給金を大切な両親に預ける気かもしれない。）と語って、牧歌的な生活には不似合いな長女ジェニーの町への出稼ぎという現実を描写する。疲れた農夫の父親が、一週間の締めくくりの仕事として家族へ訓戒を垂れる第6スタンザ46-47行で、“Their master’s and their mistress’s command, / The younkens a’ are warnèd to obey;”（仕えている主人や女主人の言いつけをかたく守り、／一生懸命自分の仕事に精を出し）という台詞や、50-52行の“*And oh! be sure to fear the Lord alway! / And mind your duty, duly, morn an’ night! / Lest in temptation’s path ye gang astray,*”（それにだね。いつも神様を神を畏れ敬うんだ。／朝に夕に絶対お祈りは忘れちゃいけないよ。／そうでなきゃ悪い誘惑に負けてしまうからね。）という台詞は、プロテスタント的な道德臭を漂わせている。また、ジェニーを訪ねて来た若者が純真素朴な人柄だと描写しながら、第10スタンザ83行の“A wretch! a villain! lost to love and truth!”（愛と真実から見放されたならず者）という吐き出すような台詞や、90行目の“the ruin’d maid”（墮ちた少女）という激昂した台詞にこもる、娘が必ずや誘惑されて身を滅ぼすと言わんばかりの空想は、行為と精神のシンプルさを讃えたファーガソンの元歌からは大きく逸脱している。このような逸脱の積み重ねは、バーズのセンチメンタリズムを一層読者に印象付けるものである。そして、最終スタンザは、農夫の憩いのテーマからは完全に逸れて、激烈な愛国心の表現で結ばれる。

O Thou! who pour’d the patriotic tide
 That stream’d through Wallace’s undaunted heart;
 Who dared to nobly stem tyrannic pride,
 Or nobly die, the second glorious part,
 (The patriot’s God peculiarly thou art,
 His friend, inspirer, guardian, and reward!)

O never, never Scotia’s realm desert;
 But still the patriot, and the patriot bard,
 In bright succession raise, her ornament and guard! (181-89)

ああ、あなた様、ウォレスの不運にして偉大なる心に流れ、
 愛国の血潮を注がれし神よ。

ウォレスは極悪非道の傲慢に敢えて気高く抵抗しようとした。

さもなければ潔く死を、彼はすなわち第二の栄光の道を選ぶ心構えだった。

(あなた様は特に愛国者の神様であらせられ、

さらに彼の友であり、鼓吹者であり、守護者であり、報いであらせられる。)

ああ、決して、決してスコシアの地をお見捨てにならないでください。

そしてますます愛国者と愛国詩人を、

スコシアの誉れとし、番人として、次々とおはぐみください。

結論としての「愛国詩人を次々と育てたまえ」という祈りは、大きく逸脱したとはいえ、バーンズが元歌とした詩人ファーガソンを忘れてはいないことをアピールするものであろうか。ともあれ、バーンズのこの作品は「農夫の炉辺」を元歌としながら、その逸脱によってバーンズの個性を浮き彫りにしている。この作品のペルソナは、時には主人公の農夫であり、時には信仰を説く説教師であり、時には愛国詩人ともなる。ペルソナは次々と入れ替わり、結末に向かうにつれて語りの調子は間違いなく高められ、田舎の農夫は愛国心を叫ぶ詩人に変質して作品は終わる。このようなペルソナの変化と作品の展開から最終的に見えるものは、エピグラフと第1スタンザにすでに暗示されたように、都市の読者層をターゲットに、農夫の生活の素朴さ、篤い信仰心、激しい愛国心をアピールするというセンチメンタリズムと、バーンズのしたたかな対読者意識である。バーンズは「天賦の才の農民詩人」や「高貴な野蛮人」というレッテルを同時代のインテリ層から与えられて、バラッド蒐集熱の高まりやロマン派の台頭による自然や野蛮さへの彼らの嗜好を体現する存在に祭り上げられた。しかし、ファーガソンの模倣に見るバーンズは、そのような役割を自ら演出していたかに見えるのである。

このようなバーンズの自己劇化としてもう一点気にかかるのは、この作品の詩型の整い方である。ファーガソンの作品は9行スタンザで韻をababcdcddと踏んでいるのに対し、バーンズの作品はababbcbccと韻を踏む'Spenserian Stanza'で構成されている。スコッツ語詩人たちとイングランド風文人たちに二分される時代にあって、英国詩人の型の中で、スコットランド詩人としてのアイデンティティを求める声高な叫びを結びとするというこの作品のスタイルは、バーンズの見せたほころび、または、二つの傾向のどちらにも与する、バーンズのしたたかさを示している。バーンズの模倣詩には、時代の嗜好に迎合する彼の戦略が示されている。

3 バーバーからの詩形の模倣

ファーガソンの模倣で詩型について言及したところで、バーンズの詩型の巧みさについても触れておきたい。スコットランド中世詩人ジョン・バーバーの'The Bruce'の詩型とバーンズの'Tam o' Shanter'(1790)を比較する。

「ブルース」は1375年頃にバーバーによって書かれた、スコットランド文学史上初のスコッツ

語による本格的な長編詩である。ロバート・ブルースことロバート一世が1314年のバノックバーンの戦いでイングランドのエドワード二世に勝利し、祖国の独立を勝ち取るというのが作品のストーリーであるが、“A! fredome is a noble thing,” (ああ！ 自由こそ尊きもの) (Book I: 225)という著名な一行が伝えるように、この作品は、自由の精神の体現者としてのヒーロー像を形成することによって、独立国スコットランドのイメージ形成に大きく貢献した。雄々しさと躍動感に溢れたこの作品のストーリー展開をより一層効果的にしている秘訣は、バーバーの用いた四歩格の二行連句の詩型にある。英雄詩体二行連句に似ながらさらに軽快な四歩格の二行連句の詩型は、作品全体にスピード感を与えている。出だし近くの原文を読んでみる。下線は筆者による。

‘The Bruce, Book I: a Preface’

「ブルース 第1巻 序」

Quhen Alexander the king wes deid
That Scotland haid to steyr and leid,
The land sex yer and mayr perfay
Lay desolat aftyr hys day
Till that the barnage at the last
Assemblyt thaim and fayndyt fast
To cheys a king thar land to ster
That off auncestry cummyn wer
Off kingis that aucht that reawte
And mayst had rycht thair king to be. (37-46)

スコットランドの導き手
アレグザンダー王の崩御のとき
誓って 王の御代から六年以上も
祖国は混乱のありさま
貴族たちは ようやく
一同に会して
祖国を導く王を選びにかかった
先祖が
王家の血筋を引いて
王たるにもっとも相応しい王を (拙訳)

[From Roderick Watson, ed., *The Poetry of Scotland: Gaelic, Scots and English 1380-1980* (Edinburgh UP,1995)]

ところでバーンズは、祖国のヒーローの活写に使われたこの詩型を、シャンタ村の一庶民タムが酒に酔ってバブから帰宅する時に経験した超自然現象をおもしろおかしくうたった詩「シャンタのタム」に利用している。昔馴染みの靴屋のジョニーとしたたか飲んで、風と雨が吹き荒れる真夜中に、タムは愛馬メグに乗って女房ジーンのもとへと帰ってゆくが、アロウェイ教会の廃虚近くまで来ると、奇怪な光景に出くわした。魔法使いや魔女たちが踊っているのだ。彼らが手に持った灯火で、タムはさらに奇怪な幻想を見る。引用下線部の詩型に注目したい。

'Tam o' Shanter: A Tale'

「ジャンタのタム」

By which [a light] heroic Tam was <u>able</u>	その明かりで、勇者タムが
To note upon the haly <u>table</u> ,	目にしたのは、聖餐台の上の、
A murderer's banes in gibbet <u>airns</u> ;	首吊り鎖のついた、殺人犯の骨と、
Twa span-lang, wee unchristen'd <u>bairns</u> ;	二つの、九インチほどの、小さな洗礼前の赤ん坊だ。
A thief new-cutted frae a <u>rape</u> ,	絞首縄から今しがた、切って降ろされたばかりの泥棒は、
Wi' his last gasp his gab did <u>gape</u> : (129-34)	最期の息を吸ったまま、口をあぐり開けていた。

[From *Poetical Works*, vol. 1]

タムが見る幻想は薄気味悪い死体ばかりではない。魔女たちは激しい踊りに汗をかき、服を脱ぎ捨て下着一枚で踊り狂っているが、骨と皮ばかりの老婆たちにまじって若い魔女が登場すると、タムは有頂天になる。

Till first ae caper, syne <u>anither</u> ,	跳んではね、はねて跳ぶ踊りが進むにつれ、
Tam tint his reason a' <u>thegither</u> ,	タムはすっかり無我夢中、思わず大声あげた、
And roars out, 'Weel done, <u>Cutty-sark!</u> '	「うまいぞ、下着のねえちゃん！」
And in an instant all was <u>dark</u> : (187-90)	とたんに、真っ暗闇。

忽然と現れたゴシックの世界とストリップショーまがいの目くるめくような非現実の美女の踊り。酩酊したタムの頭がいっそう混乱するあり様が四歩格の二行連句の詩型によって巧みに描写されている。バーバーの作品は雄々しさと躍動感をこの詩型で盛り上げているが、バーンズはバーバーの詩型を利用することによって、およそブルースと対照的な、タムのだらしなさや庶民性といったものを一層際立たせせることに成功している。

バラッド、ファーガソン、バーバーという3つの視点からバーンズの模倣とそこからの逸脱の技巧を辿ってみると、作品の物語についてはセンチメンタリズムと自己劇化の傾向を持ち、他方詩型については安定したかつ効果的な用い方にこだわるという、バーンズの詩作のスタンスが明らかになる。この傾向は、バーンズが19世紀の技巧派バラッド詩人に先駆ける存在であることを示している。バーンズは決して突然変異的に現れた天才農民詩人ではない。ここに辿ったバーンズの模倣と逸脱の足跡、すなわち、彼の優れた変容力が示す詩人バーンズの本質は、スコットランド文学の先人のさまざまなジャンルとスタイルを模倣し利用し、そこに彼自

身のオリジナリティを付加するきわめて技巧派の詩人としてのそれである。

注

- 1 本稿は、2008年度カレドニア学会第2回研究会（2008年6月28日、神戸海星女子学院大学）において、「バーンズのバラッド詩」と題して発表した原稿を加筆訂正したものである。
- 2 国内の論評では、松井優子「バーンズ以後の文学—「ロバート・バーンズ」という不安」、『ロバート・バーンズ スコットランドの国民詩人』（木村正俊・照山顕人編、晶文社、2008年）に、バーンズが彼以降の文学に与えた影響が現在の評価からの確にまとめられている。
- 3 Gerard Carruthers and Christopher Whyte, 'Enlightenment and Vernacular', *Scottish Literature in English and Scots*, ed. Douglas Gifford, Sarah Dunnigan and Alan MacGillivray (Edinburgh UP, 2002) 112.
- 4 Douglas Gifford and Alan MacGillivray, 'Robert Burns', *Scottish Literature in English and Scots* 146.
- 5 Alan Bold, *A Burns Companion* (New York: Palgrave, 1991) xi.
- 6 James Alison, 'The Ballads', *Scottish Literature in English and Scots* 75.
- 7 De Lancey Ferguson ed., *Selected Letters of Robert Burns* (Oxford UP, 1953) 220.
- 8 Cf. Franklyn Bliss Snyder, 'Notes on Burns and the Popular Ballads' 282.
- 9 バーンズ作品の翻訳は、ロバート・バーンズ研究会編訳『ロバート・バーンズ詩集』（国文社、2002年）に依る。また、伝承バラッドの翻訳は、バラッド研究会編訳、中島久代・薮下卓郎・山中光義監修『全訳チャイルド・バラッド』全3巻（音羽書房鶴見書店、2005-06年）に依る。
- 10 James Kinsley, ed., *Burns Poems and Songs* (Oxford UP, 1969; rpt. 1988) 122.
- 11 薮下卓郎・山中光義編、*Traditional and Literary Ballads*（大阪教育図書、昭和55年）168.
- 12 ファーガソンからの模倣については、次の文献にきわめて詳細な分析が述べられており、参考になる。David Daiches, *Robert Burns* (Andre Deutsch, 1950; rev. 1966) 117-123.

「米国経済白書（大統領経済諮問委員会年次報告）06年版」の「第6章、米国の資本収支黒字」についての私の解説と論評……

伏見 一彰

（はじめに）

米国経済白書の第6章の「米国の資本収支黒字」で、米国の資本収支黒字の現状を眺め、黒字となる理論を解説し、最後に米国の直面する諸問題を列挙している。

しかし、資本収支の理論面の解説には間違いがあり、従って、結論部分（米国の直面する資本収支諸問題）のうち、間違った提言が幾つか見られる。

議論を複雑にしないように、ここで私の白書に対する批評を一言で表現すると次のようになる。

（私の結論）

私が思うに、米国経済白書の第6章の分析の理論的根拠が間違っており、従って、これから得られた白書の結論も幾つかの間違がある。

最大の間違の第一は、資本収支黒字（外資の流入）の原因は経常収支赤字の帰結であるという、経済学の初歩的な見方を見過ごして、資本収支不均衡が経常収支不均衡を引き起こすという、逆に解釈する間違をしている。つまり、米国経済が海外資本から見て投資する魅力があるから、米国に外資が純流入して、その結果が経常収支赤字に帰結するのではない。

勿論、米国経済に魅力があって、外資（日本や産油国、中国などの資本）が米国に投資することはあり得るし、現に現象していることである。しかし、流出入の純合計（差引き数値）をみれば、経常収支赤字の国が流出超過（資本収支赤字）となることは理論上有り得ない。

以上が私の白書に対する批評の最重要点である。

なお、私が検討した「06年版米国経済白書」は日本語版の「2006完全収録、米国経済白書、週刊エコノミスト」（毎日新聞社）による。

以下では、最初に、白書の第6章の概要を述べ、次いで、米国の経済の動向を経常収支と財政収支の視点から眺める。次に、白書の記述の中で私が疑問と思う箇所を取り上げて批判を加え、米国の資本純流出入の現状に関する私の見解を述べる。最後に白書第6章の概要を紹介する、という構成をとる。

私の意見の中で特に強調したいことは、白書のISバランス方程式に対する見方には間違いがあり、間違った解釈から導かれた結論・提言には幾つか重大な間違いがある、ということである。

日本人は得てして、欧米の学説を無条件に正しいと信じて、その思い込みの上に立って自らの理論を構築するという行動をとるこれではいけない。欧米で生まれた理論だろうと、誰が考案した学説だろうと、全てについて自らの頭脳で確かめる慎重さを持たなければならない。

およそ、自分のことは自分で処理するのが道理である。学問についても同様だ。自らの頭を使い自ら判断する。他人の研究成果をただひたすら信奉しても将来の発展はない。

1. 第6章（米国の資本収支黒字）の要旨

米国経済白書、06年版の「第6章、米国の資本収支黒字」には、前書きとそれに続いて6項目に分けて説明している。第6項目はそれまでの5つの項目の検討結果に基づく結論となっている。

「第1節、グローバルな資本移動——原理」では資本の純流出入が発生する原因は、投資対象国の投資魅力や、各国の貯蓄・投資の不均衡の存在である、と述べている。

「第2節、グローバルな資本移動——最近のパターン」では、最近の資本移動の傾向を観察し、ドイツ、日本、中国などの主要な資本純輸出国を現状分析している。

「第3節、グローバルな資本輸出国」では、主要な資本純輸出国のドイツ、日本、中国、ロシアと産油国の4カ国の経済構造の特徴を分析・解説している。

「第4節、米国と純資本流入」では、米国の資本流入の現状と、世界に占める米国の割合を観察し、その金額や対GDP比が上昇していることを指摘している。米国への資本流入の原因を白書は、①米国経済の魅力の強さ、②米国内貯蓄率が低く、逆に諸外国の中で高い貯蓄率の国があること、③日本、ドイツの成長率が低いこと、④米国金融市場規模が大きいこと、⑤世界で米ドルが広く使用されていること、を挙げている。

「第5節、米国の資本移動の維持可能性」では、米国は投資対象としての魅力を維持する限り、いつまでも純流入（経常赤字）を続けることができるであろう。資本流入の維持可能性（限度）を計る指標としては、対GDP比などがあるが、明確な指標は存在しない。将来予測には、米国への資本流入が急減する予測や、緩やかな縮小（軟着陸）の予測がある。米国と外国の政策調整によって緩やかな縮小が実現することが可能だろう、と解説している。

最後の「第6節、結論」では、それまでの分析した結論から得られた4点を指摘・提言している。

2. 変動相場制移行から現在までの米国経済の動向

白書の内容を評論する前に、変動相場制に移行した1971年から現在（2008年）までの米国経済の動きを、経常収支と財政収支の視点から眺めておくのが役に立つ。裏付けとなる統計数値は「表-21」、「図-21」、「図-22」である。

(1) 1971年から現在までの米国経済は、概ね次の4期に分けることが出来る。なお、各期を区別する年は厳密ではなく、概ねこの年前後に分けられると理解してほしい。

① 第1期；1971年から1979年までの期間で、これは米ドルの金交換停止宣言がもたらした固定相場制から変動相場制への移行時から第2次石油危機混乱期までの約10年間である。

変動相場制に移行した結果、従来から（少額ながら）経常収支赤字を続けていた米国通貨・ドルは主要通貨に対して大幅に下落した。とりわけ、貿易黒字が続く日本の通貨・円に対して大きな下落を記録した。

70年代までは、概ね黒字基調にあった経常収支は、81年の50億ドル黒字から82年は55億ドルの赤字に転じて、その後は更に赤字額を増やした。

財政収支は従前から赤字を記録していたが絶対額は小さく、事実上の均衡財政を維持していた。70年代後半から財政赤字額が少しずつ増大傾向となっていたが、赤字額は最大でも737億ドル規模（76年）に過ぎなかった。80年代に財政赤字は1桁多い赤字額に転移して現在に至る。

1970年代は2回にわたる石油価格の高騰が世界経済を混乱させた時代であった。

② 第2期；1980年から90年までの10年間の期間である。この時期はレーガン大統領が「強い米国（軍事力）、強いドル（経済力）」を確立しようと努力した時期である。

1978年から始まった第二次石油危機によって、再び世界はインフレと不況の波の呑み込まれた。米国レーガン政権は悪性インフレで高金利に襲われたが、「強いドル（ドル為替相場高）」を維持するためにも高金利が不可欠だった。

1980年から85年までの5年間は割高米ドル相場と高金利が持続した。

レーガン政権は2期目に入った1984年から経済政策の方向を180度転換した。それまで強いドルを目指して割高ドル相場を続けた結果、米国の国際競争力は著しく劣化し、貿易・経常収支が極度に悪化した。

年間数十億ドルの規模で推移していた米国の経常赤字は82年頃から急増した。81年は50億ドルの黒字だったが82年に55億ドルの赤字に転じ、83年には一桁大きい386億ドル赤字になり、85年には更に一桁増やして1181億ドルの赤字を記録し、それ以降も赤字増

加傾向を続けて現在に至る。

割高なドル相場を維持することが不可能なことを悟った米政府は、レーガン政権の第2期に入ったのを期として、一転してドル安誘導（プラザ合意）政策に転換した。

割高のドル相場によってもたらされた巨額の貿易・経常赤字に危機感を抱いた米政府は、最大の赤字を記録していた日本に攻撃的の的を絞り、日米貿易摩擦問題が深刻な政治問題にまで発展した。

米政府は日本に対する圧倒的に優位な立場を最大限に活用して、日本に対して強引と思われる強い要求をつきつけた。日米の特別の関係で、日本は米国とは対等に外交交渉することが出来ない。日本は米国の無理難題を飲まざるを得なかった。

深刻な日米貿易摩擦問題は90年代半ばまで続いた。バブル景気の破裂と、強引な米国の要求に屈した結果日本経済は疲弊していった。日米貿易・経済摩擦問題は日本の大不況という形で日本の全面敗北で終結した。

レーガンの第2期に始まったドル安政策（プラザ合意、1985年）と、日米貿易摩擦交渉によって日本から引き出した日本企業の対米投資（企業進出と財務省証券購入）によって、米国は90年代の経済復活を実現することとなる。

なお、90～91年の極めて短い期間、米国経常赤字は劇的に縮小・解消した。その理由は90年に勃発した湾岸戦争によるものだから、長期の傾向を研究する時は、この時期は分析からはずさなければならない。湾岸戦争でイラクと戦った主力は米国だが、米国は世界からイラク攻撃の正当性を認められ、国連軍として行動した。国連加盟国のある国は軍隊を出し、ある国は戦費を「貢献費」という名目で米国（国連）に提供した。日本は軍隊を派遣しなかった代わりに、世界で最大の90～130億ドルの資金を提供した。

当時、米国が貢献費として獲得した資金は600億ドルと推計されている。戦争は貿易を活発化させる。

米国が獲得した「貢献費」は米国の経常収支に吸収されて、その結果米国の経常赤字が一時的に改善したと思われる。

- ③ 第3期；1991年から2000年までの期間である。この時期は、米国経済は息の長い経済成長を実現した。その原因は、日本企業の対米進出（直接投資）と米国債購入（証券投資）による、資金不足解消であった。これに、旧社会主義国の市場経済化とNAFTAの成立による市場拡大効果と、IC革命と呼ばれる新商品開発効果が加わった。

米国が世界で圧倒的に強い分野に金融がある。皮肉なことだが、米ドルが金（GOLD）との交換を停止して世界が変動相場制に移行した時、多くの人は米ドルに対する信頼が劣化するだろうと予測したが、それは完全に的外れであった。主要国が全て変動相場制に移行し、金ゴールドとの交換性もなかったから、世界における米ドルの信頼は更に高

まった。

最大の懸念材料であった米国経常赤字問題は、日米貿易交渉の(米国側の)成功によって、当面、封じ込めることの見通しが立った。

米国は自らの圧倒的に強い金融の自由化を日本はじめ世界に要求し、多くの成功を得た。この当時、強い成長を続けていたアジア諸国に金融自由化を要求し、市場を開放させることに成功した。

米資本は発展著しい市場に大挙して進出し(対外投資し)、株高、不動産高を享受して巨額の利益を獲得したが、これら高度成長国の将来に不安が出てくるや、一挙に資本を回収して、投資対象国に甚大な経済被害を与えた。1997年夏に勃発した東アジア通貨危機がそれである。

日本にも金融自由化を要求して、日本政府の同意を取り付けた。その結果が、平成不況下における日本金融機関の経営破綻と米国資本による買い漁りであった。米国ファンドは瀕死の際にある日本の金融機関を拾い上げて、残った肉を食いちぎり、只同然で獲得した日本金融機関を立て直して巨額の利益を獲得することに成功した。

④ 第4期；この時期は2001年から現在(08年末)にあたる。2001年に米国を襲ったテロ事件(9.11同時多発テロ事件)はこれまでの米国の地位を大きく揺るがした。

テロとの戦いで、アフガンに軍隊を進め、03年にはイラクに対して戦争を始めた。しかし、米国は90年の湾岸戦争の時のような国連軍の編成に失敗し、同盟国による戦争支援しか獲得できなかった。巨額の戦費が米国経済を圧迫することとなった。

米国は自国の安全保障措置を強化する必要に迫られ、これが財政負担増と海外資本の米国への投資意欲の減退をもたらした。

米国の安全に対する世界の信頼が損なわれた結果、世界の対米投資に陰りがではじめた。

米国がこれまで強力に推し進めてきた市場自由化・金融自由化政策にも大きな綻(ほころ)びが見え始めた。米国の市場原理主義・経済自由化一辺倒の政策が逆の方向に転び、国内で不正投資・詐欺まがいの経営が横行した。不正経理を行ってきたエネルギー産業のエンロン社などの倒産が続発し、これが米国への信頼を著しく損なわせた。

財政赤字はいよいよ巨額となり、貿易・経常赤字も一段の悪化をたどっている。

(2) 米国式の経済改革(市場原理尊重・自由化推進)の失敗が誰の目にも明らかになったのが、07年夏に発覚したサブプライム・ローン問題に端を発した金融不安である。

常軌を失した経済自由化が詐欺まがいの金融商品を生み出し、世界規模の金融自由化の結果、これが全世界に広がった。震源地の米国の巨大金融機関が経営破綻したのは止むを得ないとしても、米国の創造した詐欺まがいの金融商品を大量に購入した欧州も莫大な損

害を発生した。

世界規模の深刻な金融不安は世界経済を課題に収縮させ、実体経済が急速に悪化し、サブプライム・ローンの被害から免れた日本経済にも大きな影響を及ぼし始めている。日本の主要企業の業績は急速に悪化し、外人の株式大量売却によって、異常な株価下落を引き起こしている。

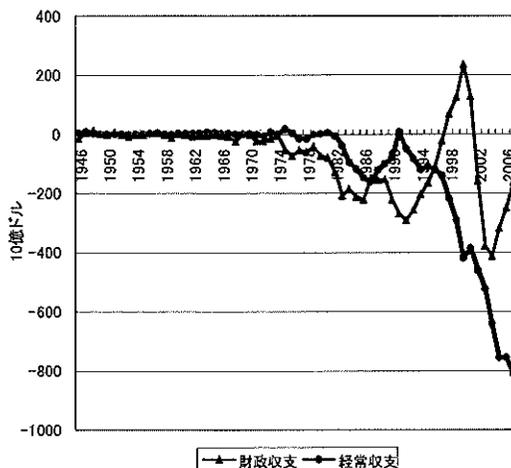
サブプライム・ローン問題は単に市場経済の行き過ぎがもたらした問題ではないことを認識すべきだ。米国の巨額な経常赤字によって、米国は海外からの資本流入を余儀なくされる運命にある。21世紀に入ってから米国の諸問題が海外資本の対米投資にためらいをもたらしてきた。このため、米国はより魅力的な投資物件を世界に提供する必要に迫られていたのである。

これが詐欺まがいの金融商品の開発であった。詐欺まがいの行為によって首謀者が被害を受けるのは当然としても、善意の第三者の世界を巻き込んだのは、米国の大きな責任である。

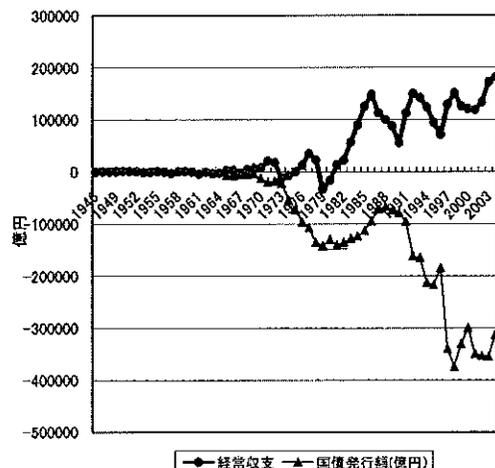
世界は公的資金の投入によって金融不安を解消するしかないだろうから、今後米国の財政赤字は更に悪化し、欧州諸国も同様の状況に陥っているから、この金融不安を解消するには長期を要することは間違いない。

正気を逸した過大な自由化を是認し推進した当時の米国中央銀行（連邦準備銀行）総裁のグリーンズパンは「100年に一度の危機的状態」と表現した。百年に一度かどうかの議論はともかく、極めて異常で深刻な経済状態にあることを、グリーンズパンは語ったのである。

(図-21) 米国の経常・財政収支の推移 (1946年～)



(図-22) 日本の経常・財政収支の推移 (1946年～)



(注) 財政収支は一般会計国債発行額(発行額)である。

3. 白書の記述の疑問点の指摘（白書に対する私の評論）

上の個所で、白書の「第6章、米国の資本収支黒字」の概要と、それに対する私の疑問点を幾つか、簡単に述べた。以下では、白書の第6章の記述に対する私の疑問点を詳しく述べ、幾つかの間違い点を指摘する。

(1) 疑問点の一つ目は、次の記述である。

「国内外における国民貯蓄（国内貯蓄）と国内投資パターンがある。国内貯蓄・投資バランスに結びつけるのは、～～整合的である。」(P. 121)

(私見)

ここで「整合的」という意味は、「正しい一つの見方である」という意味と解釈される。しかし、資本収支流入の原因を貯蓄・投資バランスにみるのは、理論的に間違いである。この点について私は、これまでの幾つかの論文で指摘してきた。

(2) 疑問点の2つ目は、次の記述である。

「グローバル資本移動のバランスの安定化を促進することは、幾つかの国における措置が助けになるであろう。米国は国内貯蓄率を引き上げるべきである。ヨーロッパと日本は、成長実績を上昇させ、より魅力的な投資先になるべきである」(P. 121)

(私見)

この記述には疑問がある。言葉に衣を着せずに言えば、この記述は、米国が世界経済の主演であり、その他の諸国はその脇役であることを無言で示す米国の傲慢さのなせる表現である。なぜなら、

① 「米国は国内貯蓄率を引き上げるべきである」と述べている個所についてである。白書は貯蓄率を引き上げれば、純資本流入が縮小すると言うのだが、それは正しいか。

結論を先に言えば、それは間違いではないかもしれないが不正確であると、私は考える。米国貯蓄率と海外からの純資本流出とは理論的な因果関係はないからである。

資本収支の流出の発生原因は、唯一、経常収支の状態に依存することは、上で私が指摘した。この白書自身も「経常収支＝資本収支」であることを正しく指摘している。

故に、国内貯蓄率が資本収支に影響を与える筋道は、「国内貯蓄率変動→経常収支変動→資本収支変動」という事になる。

それでは貯蓄率の変動が必ず経常収支（貿易収支など）を変動させるかと言えば、それはない。貿易（経常）収支変動と貯蓄率変動とは理論的な因果関係は存在しないからだ。

貿易収支は輸出・輸入で決まるが、貯蓄率変動を輸出・輸入との間には明確な因果関係は存在しない。

白書は「米国内貯蓄率を高めれば、米国が海外から資金調達を余儀なくされている資

本流入分を国内貯蓄で代替できることとなるから、純資本流入は減少する効果がある」と漠然と想定しているように思われる。もし、そうであれば、間違いである。何度も繰り返すが、純資本流入は経常収支赤字から必然的に発生する現象であって、国内貯蓄に代替されるものではない。

このように、白書の記述には疑問がある。

もっとも、両者の間に全くの因果関係がないかと言えば、そうではない。貯蓄率の変動は（最終）消費の大きさに影響を及ぼすから、消費のある部分が輸入品に向かっておれば、貯蓄率変動が輸入金額に変動を及ぼし、貿易・経常収支に変動を与える。

あるいは、長期的な視点からみて、貯蓄率を上昇させて消費を縮減し、設備投資を拡大すれば、数年後には生産力が増大して輸出増加を実現して、貿易・経常黒字要因に作用することは考えられる。

このような流れは一般的に観測される現象だろうから、白書が「米国は国内貯蓄率を引き上げれば、米国の純資本流入は減少するだろう」という趣旨の見解は正しい。

しかし、経済理論からみると、輸出入と貯蓄（率）の間には明確な因果関係は存在しない。例えば、日本の貯蓄率は米国よりも高いのだが、慢性的な貿易・経常収支黒字が続いていることを見れば十分だ。日本の貯蓄率が高かろうと低かろうと、必要とされる石油や鉄鉱石などの必需品輸入額・数量には直接の関係がないことは明らかだ。

この考えをもって現実を眺めると、どういう解釈が成り立つだろうか。もし、米国が貯蓄（率）を引き上げれば、米国の輸出が増大し、輸入が減少し、貿易・経常収支が黒字化の方向に向かうだろうかと考えてみる。

確かに、貿易・経常収支黒字傾向に作用することは間違いないだろうが、米国の貿易・経常収支を均衡させる水準にまで劇的・効果的に動かすことが可能だろうかと言えば、それは不可能だろう。何故なら、米国は巨額の石油を輸入することが不可欠であり、日本などの海外から自動車や家電製品など、重要品目の多くを海外商品に依存しており、貯蓄を増大して消費を削減しても、これら商品の輸入が赤字を帳消しにするほどに効果的に削減することはほとんどあり得ない。輸出が劇的・効果的に増加するとは到底考えられない。

このように、経済理論的にみても、現実経済状況をみても、白書の提言・意見は間違いとは言えないまでも疑問ある不正確な記述である。

- ② 次に白書の「ヨーロッパと日本は、成長実績を上昇させ、より魅力的な投資先になるべきである」という記述に関する疑問である。

この記述の意味は、「もし、ヨーロッパや日本の海外からの投資対象としての魅力が高くなれば、これまで米國に流入してきた世界の投資が欧州や日本に流れ込み、米國への資本流入が縮減するだろう」ということを言いたいように思われる。

もし、そうであれば、白書の考えは間違っている。

なぜなら、一國の純資本流入の發生の原動力（原因）は、唯一「經常収支赤字の發生」にあるからだ。經常収支赤字國に海外からの資本流入があるのは、赤字國の投資対象としての魅力があるからではなく、純資本流入を必然・不可避とするからだ。

經常収支赤字の國が投資先としての魅力があれば、海外投資家は自発的に直接投資や証券投資を決断するし、米國が投資先としての魅力がなければ、米國は不足する資金を海外から獲得するために、必死で投資先として魅力のある条件を備えるように努力しなければならない。借入金利を引き上げるとか、海外投資家が喜ぶような投資物件を提供するとか、これまでは安全保障の視点から海外投資の対象から除外していた国内物件・企業を投資対象に含めるとかである。

それでもなお、經常収支赤字を補填するに足る海外からの純資本流入金額を確保できない時は、米政府は膝を屈して海外政府・企業や國際金融機關から資本借入などを要請しなければならない。

米國は海外政府やIMFなどの國際融資機關から、厳しい借入条件を受忍しなければならない。丁度、1997年に勃發した東アジア通貨危機に襲われた東アジア諸國が經常収支赤字に陥って、頼みの海外の資本が流出して資本不足に陥り、この資金不足を補填するために、IMFから厳しい借入条件を受忍して借入れたのと同様に、である。

經常収支赤字國の投資対象國としての魅力の有無は外資受入れ条件に違いが生じるだけであって、投資魅力の有無が外國からの純資本流入の發生の有無を左右するのではない。

上の白書に記述が間違いであることを更に説明すると、もしも、經常収支黒字國である欧州や日本が海外投資対象としての魅力を高めたとすれば、欧州・日本には海外から投資が増大するだろうが、それが發生しても、欧州・日本の經常収支黒字にはいささかの變化も無く、經常収支黒字國には投資対象としての魅力とは無關係に經常収支黒字額だけの資本純流出が發生する。

これまで、米國へ投資していた海外投資資金が欧州・日本に投資されれば、米國への資本純流入が縮減して、米國は資金不足に陥り、何もしなければ米國經濟は破綻する。この破滅から米國が逃れるには、自國の投資対象としての魅力を更に高めなければならない。借入金利を更に引き上げたり、海外投資家が米國への投資を選好するような条件を付与しなければならなくなる。

ここから明らかなように、「欧州や日本は成長実績を向上させ、より魅力的な投資先に」なれば、米国の純資本流入が抑制されるかのような白書の説明は間違いである。

なお、念のために付言すると、白書の説明するように、経常黒字国（欧州や日本）が海外からの投資の魅力を高めれば、やがて経常黒字が縮減して資本輸出額が縮小するという流れが全く無いわけではない。

仮設例で示せば、例えば、経常黒字国が金利を高めて投資対象国としての魅力を高めれば、高金利が国内生産活動を抑制して輸出が減少して、貿易黒字が縮減し、やがて貿易赤字化する場合である。あるいは、経済成長を高めて景気が過熱して輸入増大をもたらし、貿易黒字が縮減し、貿易・経常赤字に至る場合である。

このような場合は、経常黒字国はやがては経常赤字に転落して資本流入国に転換するが、この流れをもって、「経常黒字国が投資対象国としても魅力を高めれば資本流入国となる」というのは、「風が吹けば桶屋が儲かる」の類の強引な説明で乱暴な議論という他ない。

- (3) 白書の記述の疑問点、ないし、間違いの3つ目は「中国を含めて～～アジアにおいて～～金融セクターを改革することは、その地域の将来の成長を高めることによって、国内需要の役割を高めるかもしれない」(P. 121～122)と述べている個所である。

(私見)

確かに、金融セクターがより適正な状態に至れば、金融効率が高まり、ひいては一国全体の経済成長を高める可能性はある。

しかし、資本流出入（資本収支）を是正する問題の検討の部分で、一国の経済成長が高まれば、回り回って資本収支・経常収支を均衡に向かわせるだろうというのは、全くの的外れである。経済成長が高まれば、反対に国際競争力が高まって輸出が促進されて経常黒字を拡大させるかもしれない。

白書のこの記述には、米国政府がアジア諸国の金融を自由化させたいという別途の長期目標があって、その思いがほとんど関係の無い白書の研究部分にも投影されたに過ぎないように思われる。

要するに、この個所の白書の記述は無意味で、疑問ある記述である。

- (4) 白書の記述の疑問点、ないし、間違いの4つ目は「純資本輸出国は、利益が上がると期待される国内投資機会を上回る国内貯蓄の供給を行う」(P. 122)という記述（「グローバルな資本移動——原理」の冒頭部分）、及び、「国内貯蓄に対して国内投資が相対的に増加すると、資本収支黒字が拡大し、経常収支が悪化するであろう。逆に、国内貯蓄が国内投資に比して増加すると、資本収支が赤字化し、経常収支が黒字化するであろう」（「グロー

バルな資本移動——原理」の末尾部分）(P.123) という記述である。

(私見)

私が推測するに、この記述の考えの背景には「I・Sバランス論」（貯蓄投資均衡論）がある。投資を上回る貯蓄があるから、経常黒字が発生するという考えがこれである。貯蓄投資均衡論をこのように解釈するのは間違いであることは、私は過去の論文で多数指摘した（「ISバランス方程式の経常収支・貯蓄投資差額・財政収支の関係の意味」（九州共立大学経済学部紀要第67号、97年3月）、「国民所得と国際収支との関係」同紀要第106号、06年10月ほか）。

なぜ、この理解が間違いなのか、ここで簡単に説明すると、誤解を招く原因に二つあって、この2点について、白書は誤解しているのである。

誤解を招く2つの原因の第一点は、「投資不足、ないし、貯蓄過剰が経常黒字を引き起こしている」という因果関係を構築することの間違いである。国民所得理論のいう「貯蓄投資均衡論」、即ち、

「貯蓄－投資＝経常収支」

という方程式はこれらの3要素の恒等式であって、何らの因果関係を示していない。ところが、一部の専門家はこれを因果関係を示していると誤解して、上のような主張に発展させている。これから更には、「経常収支黒字（赤字）を縮減するためには貯蓄を減らして（増やして）投資を増大（縮減）させなければならない」と、誤解を更に重ねていく。

上の方程式・恒等式には何らの因果関係を示していないのだから、上に述べた誤解の「投資不足、ないし、貯蓄過剰が経常黒字を引き起こしている」という解釈もできるし、「経常収支黒字が過剰貯蓄・過小投資を招いている」という解釈もできる。要するに、何の問題究明にはならない。

誤解を招く2つの原因の第二点は、用語の混乱である。国民所得理論でいう「貯蓄、投資」には特別の意味・定義がなされていて、この意味は日常で使われる「貯蓄、投資」の意味と相当に異なる。異なる対象物に同一の単語を与えて、両方を混同して議論すれば混乱が起きるのは当然だ。

白書が使用する「貯蓄、投資」は国民所得理論の定義に従った用語の使用なのに対し、読者の方は、それとは違う意味で考えているから、無用な混乱が起きる。

国民所得理論にいう「貯蓄」とは「所得のうち、（最終）消費に向けられなかった部分」をいう。

例えば、個人・家計が所得の一部を消費し、残余を銀行預金した場合は、その人には「貯蓄」であるが、国民所得理論の定義では必ずしも貯蓄に分類されない。個人が預金した資金を預かった銀行が消費者ローンに回して第三者に融資すれば、それは貯蓄ではなく消費

に分類される。

売れ残りが発生しても、最初から意図して来月・来年の販売を目指した長期計画で在庫を積み増すのとは、経営者にとっては大きな違いだが、国民所得理論では等しく「在庫投資」として定義される。

あるいは、輸出品を生産すれば、これは国内で消費・使用されないから貯蓄（投資）に分類される。当初、国内で活用（購入）する予定で生産した商品が、その後の状況の変化で国内の購入を削減して輸出に回せば、「強引な輸出」という非難は的を得ているかもしれない。が、同じ輸出でも、外国から注文があり、国内企業がそれに応えて輸出品を生産し、世界に輸出するのは、「強引な輸出だ」と非難される筋合いはない。

国民所得理論の定義によれば、純輸出（貿易黒字）は「貯蓄－投資」に一致する外ないのである。

常識では区別できる輸出発生の違いは、国民所得理論にはない。輸出超過の場合は一括して貿易・経常黒字となり、輸出品の発生は全て貯蓄と分類されるから、「貯蓄超過が貿易黒字を生み出している」という可笑しい主張になり、「過剰貯蓄を是正すれば貿易黒字・資本輸出は解消する」という間違いの主張に発展する。専門知識に乏しい一般市民は「貯蓄過剰が貿易黒字を引き起こしている」と主張されると、「私が今月、銀行に預けた貯蓄が貿易黒字の原因となっているようだ」と誤解することになる。「わが社の内部留保の積み増しが貿易・経常黒字の一因をなしたようだ」と誤解することになる。

白書の記述はその意味で罪が深い。

問題なのは、専門家が意識してかしないのかは不明だが、日常生活で使用する「貯蓄、投資」の意味と国民所得理論で定義する意味が違うことを無視して議論を進め、無用な誤解と混乱を招いていることである。ある専門家は誤解を承知で解説して故意に間違いを引き起こし、ある専門家は自らこの混同に気付かず間違いの意見を正しいと思い込んで意見を発表している。

この白書がどちらの間違いを犯しているかは判然としないが、記述の内容から推測すると、著者自らが誤解・間違いを犯しているように思われる。

次に、「国内貯蓄に対して国内投資が相対的に増加すると、資本収支黒字が拡大し、経常収支が悪化するであろう。逆に、国内貯蓄が国内投資に比して増加すると、資本収支が赤字化し、経常収支が黒字化するであろう」（P.123）という記述は、次のような表現と同じだから、無意味な表現だ。

「国内で生産した分が国内での購入を上回れば（純）輸出を発現して経常収支は黒字化し、資本収支が赤字化するであろう」という意味に過ぎない。

更に、この記述が無意味だけでなく、誤解を招くのは、資本収支赤字・黒字が発生した

後、経常収支黒字・赤字が発生するような流れで述べている点である。資本収支の流れは自発的だが（例えば、外国投資ファンドが自らの判断で日本株に投資するなどの経営行動は自発的だが）、純概念の資本収支はそうではない。最初に経常収支不均衡が発生して、その補填をするために純資本流出入が起こるのである。

以上を要するに、経常収支の黒字・赤字が資本収支を動かすのであって、その逆ではない。経常黒字国であっても海外から国内への投資が発生するのが通常の状態である。恒常的に経常黒字国の日本でも、これまで、外資が日本企業を買収してきた事例がこれであるし、日本政府は現在、外国から日本国内へ企業立地を促進させる政策を講じている。

このような、経常黒字国へ海外から資本が流入する事態が発生する時、日本の経常収支黒字が縮減するかといえば、そうではない。

事態はその逆であって、経常黒字が発生するから、国内に流入した外貨を海外で運用し、海外投資する状況を招くのであって、日本が対外投資する結果、経常収支が黒字になっているのではない。

この点について、なお疑問を抱く研究者がいるかもしれないので付言すると、中長期的に眺めれば、海外からの資本流入（資本収支赤字の発生）が将来の経常収支を黒字傾向に結びつくことはあり得る。しかし、この現象が期待されるのは、短期ではなく、中長期的な現象である。

例えば、某国が対外借入れや外国からの投資を受け入れて、これがやがて、輸出商品を生産して貿易黒字を結果するという場合がある。しかし、これは工場が建設されて、操業開始される数年後からの現象である。本年中に発生した資本流入が本年中の経常収支を黒字化することは有り得ない。

- (5) 白書の記述の疑問点、ないし、間違いの5つ目は「これらの国（私注；資本輸出国のドイツ、日本、中国及びロシア）は巨額の貯蓄を他国に輸出した」という記述である（P. 125. 「グローバルな資本輸出国」の冒頭部分）。

(私見)

私が思うに、ここで言う「貯蓄」の意味は、日常用語の貯蓄の意味ではなく、国民所得理論が定義する「貯蓄」の意味である。

国民所得理論でいう「貯蓄」は、「国民所得のうち、最終消費に回らなかった部分」であるから、この中には日常用語の「貯蓄」も含まれるし、含まれない分もあるし、日常用語では貯蓄とは言われない「在庫積み増し」もあるし、「純輸出（貿易収支）」も含まれる。

白書は専門家だけでなく一般市民も読むから、この貯蓄定義の違いについても、白書は分かり易く解説して誤解されない努力をなすべきと思うが、それが無いのは、白書の著者

や発行者（米国政府）の怠慢と言わざるを得ない。

- (6) 白書の記述の疑問点、ないし、間違いの6つ目は、日本の分析に関する部分の「日本の最近の純資本流出の伸びは、国内投資率の低下から主として生じたものである」(P. 125)と判断を下し、その根拠として、95年から04年までに、日本の国内貯蓄率が対GDP比30%から28%へ、マイナス2%ポイント低下したのに対し、国内貯蓄率は同じ期間、28%から24%に低下したため、「貯蓄投資差額＝貯蓄率30%－投資率28%」は2%の貯蓄率超過から、04年には4%ポイントの貯蓄超過へと拡大したことを述べて、「この貯蓄・投資差額——日本の貯蓄の超過供給——の拡大によって純資本流出が増加し、経常収支黒字はそれに伴って増加したのである」(P. 126)と解説している。

(私見)

私が思うに、この各種統計数字は間違いないとしても、この統計に基づいてなされた結論には疑問がある。

疑問の一つは、既に私が何度も指摘してきたように、白書のいう「貯蓄」、「投資」の意味は、日常用語の「貯蓄」、「投資」の意味と異なるが、白書はこの違いについて何の説明もなしていないから、読む者に誤解を招く恐れがある。片手落ちないしは、思慮に欠ける記述である。

疑問の二つ目は「貯蓄超過の発生によって純資本流出が増加した」と白書は解説しているが、そうではない。

上で私が指摘したように、ISバランス方程式の「貯蓄－投資＝経常収支」には、これら3つの要素間の因果関係を意味するものではなく、単に恒等式に過ぎないから、「貯蓄超過の発生によって純資本流出が増加した」という白書の記述は間違いである。

更に、それに続く「～～経常収支黒字はそれ（私注、純資本流出）に応じて増加した」(P. 126)という解説も間違いである。

経済活動の結果、経常黒字（赤字）が発生した結果、その不均衡を埋め合わせる目的で資本収支赤字（黒字）が対応するのである。資本収支不均衡（黒字・赤字）が最初に発生して、これを埋め合わせるために経常収支が動くのではない。

- (7) 白書の記述の疑問点、ないし、間違いの7つ目は、「小泉首相の再選は将来の経済改革の見通しを明るくした。日本が持続的成長を達成できる程度に応じて、今後の純資本流出は減速しそうである。日本の成長が強まるほど、海外に投資されるのではなく国内に留まる貯蓄のシェアは高まるであろう」(P. 126)という記述で日本分析を結んでいる。

(私見)

この白書の予想は、結果としてはずれたことがその後の歴史によって現在（08年末）明

らかとなった。

白書の予測の誤りの原因には幾つかある。その一つは、小泉改革は正しい政策であるという誤った判断をしたことである。これは結果論ではない。私は小泉内閣が成立して最初に発表した構造改革を読んで、「これは間違っている。この政策を実施すれば、日本は悲惨な状態に陥るだろう」と判定した。01年6月のことである。

私は事案は重要だと感じて、小泉構造改革の間違いを1枚紙にまとめて、専門家や友人に送付し、当時の市民講座で私の意見を開陳し、その後同じ内容を経済学部紀要（「バブル経済が無かったと仮定した時の日本経済の適正規模試算（第2回）」第96号、04年3月）に投稿した。

「私の不幸な予測がはずれることを祈りつつ、この小泉構造改革批判を送付します。忌憚のないご意見をお願いします」という文言を付して、専門家などに送付した。

残念なことに私の悲観的な小泉改革批判は当たった。株価は03年4月まで下がり続け、平成不況はいよいよ長期化した。不況を脱出した以後も日本経済の成長は低率に留まって現在に至っている。白書の小泉構造改革への期待がはずれたのは、結果論ではなく、白書を書いた担当者の見方が間違っていたからである。

白書が小泉構造改革の正しい評価を間違ったもう一つの理由は、「ISバランス方程式」を因果関係だと勘違いして、この間違った意見の上に立って予測したことである。

- (8) 白書の記述の疑問点、ないし、間違いの8つ目は、「BOX 6-1、経常収支と資本収支の分析」の囲み欄（P.124）の記述に関してである。

白書は「経常収支（黒字）＝資本収支（赤字）」の説明には2つあるとして、これを紹介している。

説明の一つは国際収支表から導き出す方法であり、もう一つは国民所得理論から導き出す方法である。

(私見)

前者の国際収支からの分析は妥当だが、後者の国民所得理論に基づく分析には疑問がある。

国民所得理論に基づく分析で白書は、「国内投資が国内貯蓄を上回る時、その国には貯蓄に対する超過需要があり、他国の貯蓄を引きつけることによって埋め合わせられる」と解説している。

確かにこのような場合は現実経済でしばしば発生している。例えば、昭和30年代後半、日本が東海道新幹線を建設した時、日本国内には建設資金が不足していたので、国際金融機関の世界銀行（IBRD）から建設資金を借入れた例がこれである。

しかし、この現象は個別に観察した投資である。年間の合計である純資本流出入（資

本収支尻)は、貯蓄と投資の関係とは直接に関係しない。経常収支黒字国の成長率が高まって、海外投資家の投資魅力が高まったとすれば、個別に観察すれば、魅力ある投資対象に海外の資金が流入するだろう。しかし、総合的に眺めれば、経常収支黒字国は国内の余剰資金を海外に流出しなければならない運命にあるから、年間の収支でみれば、必ず純資本流出となる。投資対象の魅力と純資本流出入とは関係ないのである。

くどいようだが、一国の純資本流出(資本収支赤字)となるのは、経常収支黒字が達成した時に限られる。

従って、私はこの白書の解説は間違った解説であると考えている。AとBの二つの現象が発生する場合に、「ここからAという現象が発生する」という記述をすれば、それは不正確というより間違いである。

- (9) 白書の記述の疑問点、ないし、間違いの9つ目は、白書が結論の一つと指摘している「他の多くの先進国と比べて高い成長率が、米国の対内純資本流入をもたらしている」(P. 130、「米国と純資本流入」の「概観」)という記述、及び、「米国の高い成長率、外国資本を米国に向かって「押し出す」のを促進する」(P. 131、「米国と純資本流入」の「米国への資本流入の原因」)の記述である。

(私見)

私が考えるに、これは明らかに間違っている。何故なら、外国投資家から眺めて、米国が投資の魅力が高ければ、個別に見れば海外からの資本流入(対米投資)を増加させる。しかし、年間合計概念である「純資本流出入(資本収支尻)」は投資対象の魅力とは無関係である。

上で何度も説明したように、経常収支赤字は対外資本収支黒字を生み出すのであって、投資魅力が強ければ、低金利などの有利な対外借入れが可能となるし、投資魅力が弱ければ、高金利などの不利な対外借入れを余儀なくされることになる。

白書のこの記述は、個別の内外投資規模と年間総計概念である「内外純投資(資本収支)」とを混同した間違った分析である。

- (10) 白書の記述の疑問点、ないし、間違いの10番目は、「(米国の)貯蓄率の低さは、国内投資を賄うために外国の貯蓄を利用する必要を生じさせる。貯蓄に対する超過需要は、経常収支に反映されている」(P. 131、「米国と純資本流入」の「低位で低下していく米国貯蓄」)という記述である。

(私見)

私が思うに、そもそも、国内投資に必要な資金を国内で調達できない時は、海外からの

借入れ・投資受入れを余儀なくされる。

昭和30年代、日本が東海道新幹線建設の資金が不足し、外国（世界銀行）から資金を調達したのがこれに該当する。最近の事例では、ドーバー海峡の海底トンネルの建設を担った外国企業が国内からの資金調達が出来ずに、日本からの融資を受けたのがこれである。

故に、国内貯蓄が増大すれば、国内投資の資金をこれで賄うことが出来るという説明になるが、注意すべきはこれは国民所得理論に基づく分析である。ここでいう「貯蓄」、「投資」は国民所得理論で定義する「貯蓄」であり、「投資」である。

上の個所で述べたように、国民所得理論でいう「貯蓄」は日常用語でいう「貯蓄」の意味とは違い、「（最終）消費に向かわなかった部分」が貯蓄だから、「貯蓄」の中には「輸出」分も含まれる。

従って、国内貯蓄（家計貯蓄や企業内部留保）を積み増ししても、必ずしも国内投資資金を賄うことにはならず、従ってまた、海外からの資金調達を不要にすることにはならない。家計貯蓄・企業内部留保が増大しても、それが必ず国内に還流する保証はない。米国企業が海外に投資することを防止することはできず、現に米国は経常赤字の続く環境の中で、世界中に海外投資を実施している。

「貯蓄」増が「輸出」増で実現すれば、国内投資に必要な資金を賄うことにはならない。

また、後半の記述の「貯蓄に対する超過需要は、経常収支に反映されている」という根拠は、ISバランス方程式の誤った解釈から出ている。これ自体は間違いではないが、全く無意味な文章である。白書のこの記述には読者をして「貯蓄に対する超過需要・過剰投資を解消すれば、経常収支赤字は是正される」という間違った解釈を期待していると考え外ない。

要するに、白書のこの記述は間違いか、少なくとも、不完全である。

- (11) 白書の記述の疑問点、ないし、間違いの11番目は、「財政赤字拡大は、外国貯蓄に対する需要をもたらし、そうして経常収支赤字に影響を及ぼした」(P.132、「低位で低下していく米国貯蓄」の最後段)の記述である。

(私見)

私が考えるに、財政赤字は民間からの借入れを余儀なくされるから、その中には海外からの借入れも含まれる。とりわけ、米国は財政赤字（米国債）の相当に大きな部分を海外からの資金流入（外国投資家の米国債購入）で賄ってきて年久しい。

この記述には問題はないが、疑問なのは後段の次の記述である。

後段の「そうして経常収支赤字に影響を及ぼした」という記述にも次のような疑問がある。

財政赤字が海外からの資本流入を促進させる一要因にはなるが、財政赤字が必然的に海外資本純流入を引き起こすわけではなく、経常収支赤字要因になるわけではない。

最も分かり易い事例は日本の現状である。日本は巨額の財政赤字を続けながら、経常収支は黒字を続けている。財政赤字が経常赤字の要因にならないことは、この現実をみただけで明らかなのだが、不思議なことに白書はこの間違いを犯している。

なお、経常（貿易）赤字と財政赤字とが同居する米国の現状を、ある専門家は双子の赤字と名付けたが、この二つの赤字の間には経済理論からは明瞭な因果関係はない。それにも拘わらず、両者の間に何か密接な関連があるかのような表現である「双子の赤字」という用語が流行した理由は何だろうか。

それは、単純に、1980年代の米国経済をみると、貿易・経常赤字と財政赤字の金額が奇妙にも近似した数値がしばらく続いたことを眺めた素朴な解釈から生じたものである。

私はつとに、「双子の赤字」という、双方が連関しているかのような形容は間違いだ。両者には何らの因果関係はない」という主張を展開して、論文に書き、学会で報告してきた（前掲紀要論文など）。90年代に入って両者の数字は大きく乖離して、現実においても、両者の関連がないことが証明された。

それでは米国において、経常赤字と財政赤字の数値が近似していた理由は何か。

偶々、世界金融市場の関係から、両者の数字が近似する結果となったという偶然の一致もあるだろう。それ以上に私が近似した理由として考えているのは、米国政府の経済戦略である。

即ち、米国は年々巨額の貿易・経常赤字を続けてきた。経常赤字とは米ドルの海外への流出を意味する。海外に流出した米ドルが一举に米国内に還流すれば、米国経済が混乱する恐れがある。

米ドルが海外に滞留したままであれば、やがて、世界の過剰流動性を招き、世界インフレを引き起こす。70年代勃発した2回の石油危機・石油価格高騰・国際商品価格高騰の真の原因は、それまでに記録を続けた米国の貿易赤字の持続であったと、私は考えている。

2000年代に入って進行した第3次石油価格の高騰・国際商品価格の高騰の真の原因には米ドルの巨額の垂れ流しにあると、私は推測している。

即ち、米政府は自国の貿易赤字が巨額化した80年代、これらの現象の発生を懸念して、貿易赤字で世界に流出した米ドルを米国債を海外投資家に購入させるという手法で米国に還流させることを考えたのである。経常赤字額と同額の国債を発行してその大半を海外投資家に購入してもらい、回収した資金を財務省の金庫に保管して市場から切り離すという経済政策をとったのである。

しかし、90年代に入って、ソ連の解体や日本の経済破綻などがあり、更には戦争特需があり、米国は世界経済に対する米国支配に自信を持ち、世界に流出した米ドルに危機感を

持たなくなった。その結果が米経常赤字よりも少額の財政赤字の発生であり、米国債発行額である。

その結果は、世界中に過剰となった米ドル残高である。これが2000年代の第3次石油価格高騰と国際商品価格高騰を招いたのである。

「(BOX 6-3) 財政赤字と貿易赤字の関連性」(P.133) について私の意見を述べると、この部分の解説には妥当な説明と疑問ある説明が混在している。

「財政赤字は貿易赤字と経常赤字を拡大させる。～～しかしながら、財政赤字が貿易赤字及び経常赤字に与える影響は、かなり小さいかもしれない」(P. 133) と述べているのは概ね正しい。

しかし、白書がこの見解を尊重するならば、「結論」の4点の第1点で「貯蓄率を高めるために、米国は財政赤字を削減」すべきであるというのは、論旨が一貫しない。

「米国の財政収支と経常収支は同じ方向に動く事もあったが、ときは違う方向に動くこともあった」として冷静に現状分析して、巷間言われる「双子の赤字論」に婉曲に疑問を呈している。しかし、明確に双子の赤字論の間違いの理由については言及していない。

わずかに、「80年代初めと90年代初めには～～大幅な財政赤字を計上したが巨額の民間セクター貯蓄余剰が存在していたため、米国は経常収支均衡に近づいた」(要旨) と解説しているが、この分析には疑問がある。

80年代初めは米国が巨額な経常赤字と財政赤字を記録する以前の時期であり、この時期の二つの赤字はその後の巨額な赤字に比べると、極めて小さかった。この特殊な時期を取り出して「巨額の民間セクター貯蓄余剰が存在していたため、米国は経常収支均衡に近づいた」と結論するのは危険である。

また、90年代初めの経常収支赤字縮小（ゼロに近づいた）の最大の理由は90年の湾岸戦争の戦費に対して世界が巨額の貢献費を譲与したことである。日本とサウディ・アラビアはそれぞれ90億ドルの貢献費を米国に譲与した。この時期に米国が世界から譲与を受けた貢献費は総額600億ドル程度と試算されている。

これが米国の経常収支黒字に計上された結果、この戦時に限って経常収支が縮小したのである。「巨額の民間セクター貯蓄余剰が存在していたため、米国は経常収支均衡に近づいた」という分析には疑問がある。

- (12) 白書の記述の疑問点、ないし、間違いの12番目は、「原理的には、べ米国が将来の成長を高め、引き続き魅力的な対外投資先であることを促進する方向で純資本流入を使用する限り、いつまでも純資本流入を受け取る（経常収支赤字を計上する）ことができる」(P. 134、「米国の資本移動の維持可能性」の最初の部分) の記述の個所、及び、「米国の資本流入は

いつまでも継続できる～～」(P. 135, 同項の後半) という箇所である。

(私見)

私が思うに、この解釈は経済理論から完全に間違っている。およそ、一国経済が健全に活動するためには、経常収支を均衡させなければならない。これは議論の余地のない真理である。

私はこれを一般市民に説明するのに、「借金は返済しなければならない。それは個人においても、企業においても、国家であっても、王様であっても同様だ。経常赤字とは海外に対する借金だ。だから、米国は早く経常赤字を是正する方向に進まないと、やがて経済破綻することは間違いない。日本は米国との関係を希薄にする方向に動かないと、米国という巨船が沈没するとき、その渦に巻き込まれてしまう」と市民講座などで解説してきた。

破綻することは間違いないが、米国が何時破綻に至るかは、周囲の状況や時代の流れ、及び、米国経済力など多様な要素で決まるから、一概には言えない。何時破綻するかわからないが、その内に破滅することがわかっている相手と商取引するのは健全な商売人ではない。日本は米国が経常赤字を完全する努力が明白になるまで、取引を縮小していかなければならない、と説明してきた。

経常収支赤字国は通常は、海外投資家が警戒して赤字国に資金を投入することは考えられないが、過去30年間の米国のように、経常赤字国でもなお、海外から投資受入れ状態が維持される場合がある。

このような恵まれた環境にある国は、経常収支赤字から生ずる資金不足を補填するために 通常の国であれば必然となる外国や国際機関からの借入れ・膝を屈して外貨を借入れる義務から解放される。海外投資家が自ら進んで「貴国の企業に貸付けたい」、「貴国の国債を購入したい」などと申し出たのである。過去30年にわたって持続した米国の巨額の経常収支赤字の下で、なお、米国が東アジア通貨危機に見舞われたような悲惨な状態に陥らなかった理由はこれである。

但し、この恵まれた状況が何時までも続くという保証はない。しかるに、白書は「米国経済の魅力が維持されれば、無期限に経常収支赤字を続けることができる」旨、述べており、この見方は間違いである。私は白書とは逆に、いかなる国と言えども、経常収支赤字が持続する国は、やがては破綻に至るだろうと言いつけている。

07年夏に勃発したサブプライム・ローン問題と世界金融危機は、この米国の将来破綻が今起こった現象かもしれない。少なくとも、その流れの一環として捕えている。仮に近い将来、米国や世界が現在の金融危機から脱却することができたとしても、米国経常赤字の改善が見られないならば、再び、米国経済危機と世界製剤危機が再発する危険があること

を、世人は認識すべきだ。

もっとも、白書は「米国の経常収支赤字の持続は可能だ」と言いながら、直ぐに「国の対外債務負担の数値」について言及して、オーストラリアや英国の対外純債務状態について解説し、「何が過度の対外純債務を引き起こすのかについてはまったく分からない」（P.135）とも述べている。これは、白書自身、経常収支赤字の累積である対外債務超過について気掛かりなことを暗示している。

同項の後半の「」記述については、極めて曖昧な表現であり、経済学論文としては乱雑な記述である。

どこが乱暴な表現かと言えば、ここでは「資本流入」という言葉を使って、「純資本流入」という言葉を避けている点である。この論文の重要な論点は「資本純流入」問題であって、「資本流入」問題ではない。ここで敢えて、「資本流入」という用語にすり替えて、速読する読者に「米国は資本純流入を続けることができる」という誤解を与える心配がある。誤解を招く表現は論文としてはよろしくない。

米国だろうと、どの国だろうと、経常収支赤字・黒字に拘わらず、資本流入の継続は可能だが、「純資本流入」を継続することは、実体経済活動からも経済理論上からも不可能である。

(3) 白書の記述の疑問点、ないし、間違いの13番目は、「結論」部分で述べている幾つかの結論である（P. 135～136）。

白書はこの結論部分で4点を指摘している。それは、

- ① 米国は国内貯蓄率を上昇させるようにしなくてはならない、
- ② 中国とその他のアジア諸国は、内需拡大を促進する政策と改革によって、過剰貯蓄を削減すべきである。～～金融システムを改革し現代化しなくてはならない。管理された為替相場制度はより完全に自由化さるべきである、
- ③ 日本、ドイツそしてそのほか幾つかの大国は、民間国内需要拡大を促進し、経済成長実績を向上させることによって、過剰貯蓄の供給を削減すべきである。
- ④ 産油国は石油セクターの生産を拡大するためにつかわれるべきである。それは過剰貯蓄を削減する効果がある。

という提言である。

(私見)

私が思うに、これら4つの結論は一部は間違いがあり、一部は間違いではないにしても曖昧な表現を使って論理構成が成り立たず、一部は米国の国益を優先する傲慢な結論である。

「①」については特に間違いはなく、当然の提言である。米国内貯蓄率を上昇させるという意味は、現在実行している米国消費を縮減し、耐乏生活・耐乏生産活動をすることである。当然の提言である。

「②」については、問題ある結論である。中国などの貿易・経常黒字国が内需拡大をして輸入増大・輸出縮減に動けば、確かに経常収支黒字は減少して、その裏返しとして米国貿易・経常赤字は縮減される可能性がある。

しかし、経常赤字国が内需拡大をすれば、米国の経常収支赤字が効果的な度合いで縮減するかとと言えば、到底、そうは思えない。

「金融システムを改革し現代化しなくてはならない。管理された為替相場制度はより完全に自由化すれば、やがて、内需拡大をもたらす経済成長をもたらすだろう」という趣旨を述べている。金融システムや為替相場制度などは経済活動全体に大きな影響をもたらす要素であって、単純に資本流出入の視点だけから検討する次元の問題ではない。

私は、金融自由化・国際化についてはかねてから疑問を呈してきた。金融自由化・資本流出入を自由化した結果、東アジア通貨危機が勃発したのは冷厳な事実である。

今日進行中のサブプライム・ローン問題に端を発した米国金融危機が一举に世界に拡大して世界同時大不況を引き起こしている最大の理由は、米国主導で進められてきた世界規模の金融自由化である。

つまり、自由化・国際化自体に異存はないが、特に金融自由化・国際化には無制限に実行するのではなく、健全な経済発展に貢献する範囲で徐々に、段階的に推進すべきである。

これは私の持論であり、ここから私は日本版金融ビッグバンは延期、ないしは中止すべきだと主張してきた。この私の意見は日本中が、世界中が自由化・国際化の熱病が流行する時代においては無視され、軽蔑されてきたが、米国発の世界規模の金融危機に直面して、私の意見が間違いではなかったことが証明された。

そもそも、各国が内需拡大するかどうかは内政問題であり、外国がこれを強制することはできないし、仮に外国の内需が不十分な結果米国の経常赤字が拡大しているとしても、それを口実に米国の経常赤字を是認することはできない。米国の傲慢な態度が窺い知れる記述である。

「③」については、上の「②」で指摘した疑問と同じ疑問がある。

「(日本、ドイツなどは) 過剰貯蓄の供給を削減すべきである」という記述は誤解を招く危険な記述である。一般人はこれを読んで「月々の家計の貯蓄や企業の内部留保を削減しないと、日本の経常収支黒字が是正されない」と勘違いするおそれがある。

上で何度も述べたように、ここでいう「貯蓄」とは国民所得理論で定義する「貯蓄」であって、月々の家計の貯蓄を意味していない。誤解を招く記述は白書として落第だ。

「④」については、産油国が対米投資に資金を向けるのではなく、国内の石油産業拡充に投資すれば、産油国だけでなく、石油輸入国側にとっても有益だという意味と解される。

一見、納得できる提言のように思われるが、この提言は「米国の純資本流入」の存続可能性や経常収支赤字の継続を可能にする提言ではない。

米国が経常赤字を続ける限り、米国は海外の資金の流入に依存するしかない。もし、産油国が石油輸入で獲得した経常黒字の資金を米国などの海外に放出しなければ、米国への資本流入は急収縮し、米国は超高金利やドルの急落が発生し、あるいは、資金調達不足で米国企業が経営破綻する恐れがある。

このように、米国経済白書の提言は、ISバランス方程式の間違った解釈の上に立った経済分析である。「経常赤字が持続可能」という間違った認識の上に立った間違った提言である。加えて、一国政府の経済白書とは、純粋な経済論文ではなく、その国の戦略・国益を体現・代弁する宣伝書である。

このような制約によって、06年版米国経済白書の「第6章」については、疑問の個所、問題の個所が少なからず見られる。専門知識の乏しい庶民が無条件に白書を信じてはならないという警告を込めて、私がこの白書に対する批判論文をものした次第である。

4. 基軸通貨国だけが利用できる異例・不公平な処理方法

経済理論上は、際限のない巨額経常赤字・純資本流入を続ける限り、米国はやがては決済資金不足に陥り、外貨準備も使い切って、経済破綻に至ることになる。それは、丁度、97年に勃発した東アジア通貨危機で、タイやインドネシアが陥った苦境である。

しかし、基軸通貨国（自国通貨が国際決済手段として活用できる国）においては、非基軸通貨国がたどる経済破綻を免れる特殊な方法があるように思われる。これについて、次に説明する。

仮に、外国資本が米国の将来を悲観して、今後の対米投資を中止したらどうなるか？

経済理論上は、経済破綻に至るのだが、基軸通貨国である米国にすれば、不足するのは自国通貨資金の米ドルである。

故に、米政府や中央銀行（連邦準備銀行）は、自国経済が破滅するかしないかの瀬戸際に立ったとき、何らかの手法を駆使して、自国通貨を破綻企業に供給することができるだろうと、私は推測する。

中央銀行や米政府が、米国経済にとって死命を制するほどに重要な民間企業・金融機関が経営破綻の瀬戸際に立たされたとき、特別の手法を使って、破綻の危機にある重要企業・金融機関に無限の米ドルを供給するという手法である。

勿論、これは禁じ手であり、これをなせば、経済活動の大原則を破ることになり、市場経済

原理を否定することになる。しかし、一国経済が破綻するか否かという瀬戸際になれば、敢えて禁じ手を使って苦境を回避するという政治決断がなされないだろうか？禁じ手を採るか採らないかは別にして、少なくとも、禁じ手をとるという選択肢が基軸通貨国は保持していることを認識することは重要だ。

別言すれば、米国民間企業の債務を米政府や中央銀行が肩代わりするのである。ある程度の債務の肩代わりであれば、米国以外の非基軸通貨国においても、同様の手法を採ることが出来るが、その金額には限度がある。外貨準備高の制限や対外借入れ可能性の範囲内に制限される。東アジア通貨危機においては、タイ政府がこの限界にぶつかって、民間企業救済を断念した。日本は未だ、タイのような危機的狀態には陥ったことがないが、タイも日本も救済金額には限界があるという点では同じである。

ところが、基軸通貨国においては、必要とされる不足資金は自国通貨だから、言わば、無限に救済資金を獲得・創造できる。

当然ながら、米国が無限の救済資金を投入することができるとしても、それから生み出される経済困難からは免れることが出来ない。巨額の米ドルの放出でインフレに火をつける恐れがあり、米政府は民間企業の不良債務を多額に抱えることになり、将来の増税などが発生する。米ドルの急落の恐れもある。

このような、種々の深刻な問題があるにしても、国内の重要企業が経営破綻して米国経済・世界経済が混乱する問題と比較考量して、「民間企業救済の方が被る損害は小さい」と判断されれば、巨額の救済資金を提供する方法を選択する可能性がある。

このような異例・異常な手法を使うだろうかを議論しても意味がない。重要なのは、選択肢の中に異例な手法があるという事実である。この点については、現在、それほど注視されていないので、私が問題提起する意味があると思う。

誤解の無いように一言付言すると、私は米国が重要企業・金融機関の破綻を政治力で防止することに全面的に反対するものではない。私は、かつての日本の平成不況（バブル破裂不況）に伴う信用不安に対して、当時から「市場原理・経済原則に拘ってはならない。場合によっては政府が全面的に救済すべきだ。金融不安を解消するためには国費を投入すべきだ」と主張してきた。

要は、事態の重要性の比較が大事だ。毒は飲んではならないが、死に至る病いから逃れるためには、人体に有害でも病気に効果的な毒を飲むのが正しい判断だ。毒はこの時は薬となる。

サブプライム・ローン問題から引き起こされた巨大な金融機関の経営危機に際し、米政府は市場原理を無視して公的資金の投入を決定した。

この判断が正しかったか、間違っていたのかの客観的な評価を下すには、まだ時期が速過ぎるが、私は現時点で、この判断は正しかったと評価している。

米国経済が破綻すれば、米国に対する世界の評価は地に落ち、対米投資が停止するのみならず、米国に投資されていた資本が海外に流出する恐れがある。そうなれば、世界経済が破綻するに至るだろうからである。

5. 私の見解の骨子

私の「米国の純資本流入を縮減するための効果的な政策提言」は次の通りである。この私の提言の中に白書が全く触れていない項目があるのは、白書の重大な見落としと言わざるを得ない。

- a) 如何なる国も経常赤字を長期に続けることは出来ない。何故なら、経常赤字は広い意味で対外債務であり、いつかは返済する義務を負うからである。
- b) 借金を返済できない者・国は支払い停止処分を受けて倒産し、国家であれば債務不履行（default）を招く。
- c) 米国の慢性的な経常・貿易赤字の原因は野放図な輸入であり、経済原則を無視した輸入である。
- d) 米国が慢性的な経常赤字を続けることを可能にする最大の原因は、米ドルが基軸通貨という特権があるからである。しかし、基軸通貨と言えども、経常赤字は返済義務から免れることが出来ない。
- e) 30年にわたり米国が債務不履行に陥らない理由は、基軸通貨という信任と、米国の巨大な資産・経済力から発生する海外投資家の信用、及び、強大な軍勢力・政治力である。
- f) ISバランス方程式は単なる恒等式であり、これをもって、「貯蓄を減らせば経常黒字が減る」と解釈するのは間違いである。
日常用語で使う「貯蓄」、「投資」の意味で「貯蓄を削減すれば、経常黒字が減る」と解釈すれば、それは完全な間違いである。
- g) (上に述べた「a」に関連するが) 経済原理や市場原理に従えば、貿易収支は（中長期的には）均衡させなければならない。自由貿易論から貿易不均衡を是認することはできない。
- h) 経常赤字を継続する国はやがて経済破綻するから、正常な国・経済主体は破綻が予定される者との経済活動を縮小・停止しなければならない。そうしなければ、米国が破綻した時、その破滅に巻き込まれることになるだろう。
- i) 米国が経常・貿易赤字を速やかに効果的に是正するためには、輸入を縮減することである（輸出拡大は一朝一夕には実現できない）。それは米国の緊縮経済・耐乏生活を意味するが、米国と世界から破滅を救うにはそれ以外に方法がない。

(附表)

- ・「(表-21) 米国と日本の経常収支・財政収支の推移 (1946年～)。

(参考文献)

1. 梅原嘉介「国民所得の基礎理論」(文真堂)
2. 上川孝夫外「現代国際金融論」(有斐閣ブックス)
3. 経済企画庁、内閣府「国民経済計算年報(各年)」
4. 斉藤光雄「国民経済計算」(創文社)
5. 白川一郎、井野靖久「SNA統計、見方・使い方」(東洋経済新報社)
6. 須田美矢子編「対外不均衡の経済学」(日本経済新聞社)
7. 竹中平蔵「日米摩擦の経済学」(日本経済新聞社)
8. 土屋六郎「国際経済学」(東洋経済新聞社)
9. 中村洋一「SNA統計入門」(日本経済新聞社)
10. 藤岡文七、渡辺源次郎「国民経済計算」(大蔵省印刷局)
11. 宮沢健一「国民所得理論」(筑摩書房)

(表-21) 米国と日本の経常収支・財政収支の推移 (1946年～)

会計年度	(米国;10億ドル)			年(年度)	(日本;億円)		
	貿易収支	財政収支	経常収支		貿易収支	経常収支	国債発行額
1946	7.316	-15.9	4.885	1946	-18	-281	
1947	10.857	4	8.992	1947	-102	166	
1948	5.906	11.8	2.417	1948	-83	270	
1949	5.367	0.6	0.873	1949	-1147	745	
1950	1.188	-3.1	-0.184	1950	-502	1714	
1951	3.788	6.1	0.884	1951	-2484	1184	
1952	3.531	-1.5	0.614	1952	-2722	810	
1953	3.259	-6.5	-1.286	1953	-4086	-738	
1954	3.514	-1.2	0.219	1954	-2773	-184	
1955	2.786	-3	0.43	1955	-1659	817	
1956	4.618	3.9	2.73	1956	-2625	-122	
1957	6.141	3.4	4.762	1957	-5132	-2232	
1958	2.466	-2.8	0.784	1958	-563	950	
1959	0.069	-12.8	-1.282	1959	-515	1300	
1960	3.508	0.3	2.824	1960	-1572	515	
1961	4.195	-3.3	3.822	1961	-5670	-3535	
1962	3.37	-7.1	3.387	1962	-2593	-176	
1963	4.21	-4.8	4.414	1963	-4623	-2808	
1964	6.022	-5.9	6.823	1964	-4552	-1728	
1965	4.664	-1.4	5.431	1965	1018	3799	-6656
1966	2.94	-3.7	3.031	1966	913	3613	-7094
1967	2.604	-8.6	2.583	1967	-4397	-1130	-4621
1968	0.25	-25.2	0.611	1968	-56	5292	-4126
1969	0.091	3.2	0.399	1969	3479	7326	-3472
1970	2.254	-2.8	2.331	1970	1572	8406	-11871
1971	-1.303	-23	-1.433	1971	14828	21290	-19500
1972	-5.443	-23.4	-5.795	1972	15771	18430	-17662
1973	1.9	-14.9	7.14	1973	-3730	-11377	-21600
1974	-4.292	-6.1	1.962	1974	-18685	-6498	-52805
1975	12.404	-53.2	18.116	1975	-6247	424	-71982
1976	-6.082	-73.7	4.295	1976	7054	13614	-95612
1977	-27.246	-53.7	-14.335	1977	25163	35264	-106740
1978	-29.763	-59.2	-15.143	1978	38282	24107	-134720
1979	-24.565	-40.7	-0.285	1979	-17139	-32392	-141702
1980	-19.407	-73.8	2.317	1980	-26128	-15880	-128999
1981	-16.172	-79	5.03	1981	20049	13746	-140447
1982	-24.156	-128	-5.536	1982	17762	22980	-134863
1983	-57.767	-207.8	-38.691	1983	48945	57215	-127813
1984	-109.073	-185.4	-94.344	1984	80042	90173	-123080
1985	-121.88	-212.3	-118.155	1985	108708	125731	-112549
1986	-138.538	-221.2	-147.177	1986	137390	148968	-94181
1987	-151.684	-149.8	-160.655	1987	115783	113251	-71525
1988	-114.566	-155.2	-121.153	1988	99329	100275	-66385
1989	-93.142	-152.5	-99.486	1989	88439	88388	-73120
1990	-80.864	-221.2	-78.965	1990	76017	55778	-78300
1991	-31.136	-269.4	6.747	1991	104597	112997	-95360
1992	-39.212	-290.4	-48.515	1992	134849	150329	-161740
1993	-70.311	-255.1	-82.523	1993	133760	142216	-164900
1994	-98.493	-203.3	-118.244	1994	123933	124284	-212470
1995	-96.384	-164	-109.898	1995	99821	94817	-217483
1996	-104.065	-107.5	-120.937	1996	67379	71716	-184580
1997	-108.273	-22	-139.809	1997	99818	129491	-340000
1998	-166.14	69.2	-217.457	1998	139914	151596	-375136
1999	-265.09	125.5	-290.846	1999	122796	126427	-330040
2000	-379.835	236.2	-417.426	2000	107158	120782	-300000
2001	-364.126	128.2	-384.699	2001	88630	119124	-349680
2002	-423.725	-157.8	-459.641	2002	113739	133872	-353450
2003	-496.915	-377.6	-522.101	2003	130115	172972	-354900
2004	-612.092	-412.7	-640.148	2004	131571	182096	-312690
2005	-714.371	-318.3	-754.848	2005	95633	191233	-274700
2006	-758.522	-248.2	-754.848	2006	104839	211538	-253820
2007		-162	-811.477	2007	116861	245444	
2008		-410					

(注1) 06～08年度は04/9発表の米政府見通し(米議会予算局)。

(注2) 経常収支は「表B-103」から、財政収支は「表B-80」からとった。

(注3) 日本の国債発行額は実績数字。

(資料出所) 米国経済白書。日本は大蔵省・財務省統計。

税法原理VI

弓 削 忠 史

1. 「個人の尊厳」に基づく税法理論の一考察

(1) 「個人の尊厳」の意義と法体系上等のあり方について

① 「個人の尊厳の保障」の意義と租税のあり方について

基本的人権について、伊藤正己名誉教授が提起されているように、基本的人権は、「形式的に法的保障があるからではなく、その実質において、それらが国家から恩恵として与えられたものではなく、人間という事実のみに基づいて、人が生まれながらにしてもっている権利であり、すなわち生来の不可侵で不可譲の権利である」⁽¹⁾と称されているように、基本的人権は、「人間という事実」に基づいて保障される「個人の尊厳の保障」であり、その確認を宣言するために、日本国憲法は、「すべて国民は、個人として尊重される」(憲法13条前段)等と規定している。

したがって、前記のように、最高法規である憲法の「本質」は「個人の尊厳の保障」であり、諸法規は、当然に「個人の尊厳の保障」を「内質」すべきことになる。

そこで、最近、「ルポルタージュ」として、「生活保護を受けたいのに受けられない(中略・引用者)北九州市で、生活にあえぐ独居老人の叫び」⁽²⁾によると。

『苦労を積み重ねてきたあげく、この有り様です』

小さながま口から、うちわの上にはらばらと小銭が落ちた。

郵便ポスト型の貯金箱から取り出した小銭と合わせると手持ちの現金は、319円。

八幡東区古びた平屋であり独り、年金生活を送る女性(79)は、丸めたティッシュで目を押えた。

食事は『小さなパックのかつお節を2回に分けてご飯にかけるだけ。これに大根おろしがあればいい方』という。米びつを見ると、底をつきかけていた。

『銭湯に行っても月に1度。家で携帯用ガスコンロで湯わかし体をふいている』(中略・引用者)女性は、『自殺を図ろうと右手首を切ったことがある』と明かしていた。10針縫った跡は生々しかった。(中略・引用者)そんな晩年を送る人々に、行政は手を差し伸べられないのか⁽³⁾

との問いかけは、結局は、税の使途のあり方の問題であるが、その「本質」は「個人の尊厳の保障」の問題に帰結することになる。

したがって、租税のあり方について、以前、学説上、『租税』又は『租税法』の意義は、租税法学の研究対象を定めるために欠かせない（中略・引用者）この点に関して、租税の使途面を含めて租税概念を構成すべきであるとする主張が北野教授（現在名誉教授・引用者）により強力になされている。（中略・引用者）北野教授（現在名誉教授）の目指しておられる財政法学の研究の必要性は、私も認めるが、そのことは、必然的に租税概念の拡大や租税法学の研究対象の拡大として捉えられなければならないことを意味するものではない⁶⁹と称されているが、現実の「格差社会」等の現象を考えると、前記学説の北野弘久名誉教授に対する「租税の使途面のあり方についての、「租税概念の拡大」⁶⁹論の批判は、極めて形而上的な租税概念論と評することができる。

そこで、最近、北野弘久名誉教授の基調的な論文によると、「日本国憲法は、一口に言えば『平和・福祉』の憲法である。日本国憲法は、無条件的に、無原則的に人々の納税義務を規定しているのではない。人々は、租税の使用の仕方の憲法適合的な『法律』と租税の徴収の仕方の憲法適合的な『法律』に基づいてのみ、納税義務を負うのである」⁶⁹と称された上で、「人々は自分達の納付した租税」⁶⁹が、『平和・福祉本位』の『法の支配』（rule of law）に基づいて使用されることを前提にして、かつ、その限度で、憲法の規定するところ（憲法13, 14, 29条等）に従って、つまり、『応能負担原則』（principle of ability to pay tax）の『法の支配』（rule of law）に従ってのみ、納税義務を負うという権利が保障されている」⁶⁹と称される租税のあり方が、現代の「格差社会」に基づく「生存権」等のあり方に対応できる、基調的な法理と考えるが、私見は、僭越であるが、その北野弘久名誉教授の「平和・福祉本位」に基づく「応能負担」の法理の前提として、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」に基づく租税理論を展開することによって、「個々の人間自体」の多様性の観点から、「租税」の使途のあり方を捉えることになり、前記の「ルポルターージュ」の事例の問題は、「個人の尊厳の保障」の観点から、直ちに「行政」等是对応すべきものとする。したがって、まずは、「個人の尊厳の保障」の法体系上等のあり方を提起したい。

②「個人の尊厳の保障」の法体系上等のあり方について

最高規範としての憲法の「本質」は、「個人の尊厳の保障」であり、当然に、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」は、税法等に「内質」すべきことになる。

ところが、純粋法学者として高名なケルゼン（Hans Kelsen）は、「国家作用は法創設作用＝段階的に進行する規範定立過程である。（中略・引用者）この段階構造は、自己運動における法秩序の統一を基礎づける根本規範に終止している。根本規範は、まず第一に、法を創設する機関を設定することによって、法論理的意味における憲法を成す。そして、そのようにして創定

された立法者が、立法自体を規制する規定を定立することによって一次の段階として「実定法的意味における憲法が成立する」⁴⁹⁾と称される「根本規範論」等の影響故えなのか、わが国では、根本規範等の法理に基づいて、「個人の尊厳の保障」のあり方が提起されている。

基調的な所説によると、「根本規範は、憲法が下位の法令の根拠となり、その内容を規律するのと同じように、憲法の根拠となり、また、その内容を規律するものである。（中略・引用者）われわれは、憲法の内部において、根本規範と他の憲法規範という段階構造の存在を認めることができる。そして、後者は前者によって、根拠づけられ、規律されているのである。ところで、具体的に、日本国憲法における根本規範の内容として、どのようなものが考えられるか。国民主権主義、基本的人権尊重主義および永久平和主義の三つの原理がそれに該当するものであろう。そして、さらにこれらの原理の根底にある原理として、『個人の尊厳』という原理が考えられる⁴⁰⁾とか、「自然権を実定化した人権規定は、憲法の中核を構成する『根本規範』であり、この根本規範を支える核的価値が人格不可侵の原則（個人の尊厳の原理）である」⁴¹⁾と称されている。しかし、「個人の尊厳の保障」について、「国民主権主義、基本的人権尊重主義、および永久平和主義の三つの原理」⁴²⁾の「根底にある原理として、『個人の尊厳』という原理」⁴³⁾とか、「根本規範を支える核的価値が人格不可侵の原則（個人の尊厳の原理）」⁴⁴⁾となる「個人の尊厳の原理」は、いかなる意味を有するのであろうか。

私見は、前記所説の「根底にある原理として、『個人の尊厳』という原理」⁴³⁾とか、「根本規範を支える核的価値が人格不可侵の原則（個人の尊厳の原理）」⁴⁵⁾等のあり方の形而上化等の克服と、新たな「法体系」を確立するために、憲法の「本質」は、「人間という事実のみに基づいて、人が生まれながらに持っている権利」⁴⁶⁾である「個人の尊厳の保障」⁴⁷⁾として捉えることによって、その「下位規範」の諸法規等に「個人の尊厳の保障」を「内質」すべきものと考ええる。したがって、その前提として、その「個人の尊厳の保障」の「本質」を確認し宣言するために、憲法は「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」（憲法11条）、「すべての国民は個人として尊重される」（憲法13条）等と規定した上で、その基本的人権は、「侵すことのできない永久の権利」（憲法11条・同97条）と規定している。

それ故に、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」を「法の支配」⁴⁸⁾の観点から、「税法」の「法形態」の「あるべき」当為（Sollen）性に「内質」すべきことになる。

③「理念」に基づく「個人の尊厳」論について

そこで、法哲学者の井上達夫教授が、「近代人権思想の基礎をなすのは、個の尊厳の理念である」⁴⁹⁾と称された上で、「人権の尊重が何を要求し、何を禁止するかについて、単純で確定的な解答を与えるものではない」⁵⁰⁾と称されるのは、極めて形而上的な「理念」の「枠内」で「個の尊厳」を捉えられているが、だが、「個の尊厳」の「理念」は、その「あるべき」当為性に、「個々の人間自体」を「内質」しないと、同教授が「個の尊厳」の意義として、「人権を真剣に

うけとめようとする人々に、何に対して懐疑と批判の姿勢を保持すべきか、何を特別な正当化なしに受容してはならないかを、教えている」⁽²²⁾と称されるのは、結局は、「個の尊厳」を「抽象的命題自体」⁽²³⁾として形而上化するものとする。しかし、私見は、前記のように、憲法の「本質」たる「個人の尊厳の保障」は、「個々の人間自体」に基づいているのであるから、それは、正に法の「本質」であり、それに関する諸々の問題は、基本的に「手段」として位置づけるべきことになる。

ところが、従来型の基本的な租税理論等は、憲法の「本質」を強く意図されないのか、その「手段性」で、その基本的な問題に対処している傾向となっている。それが、国民の同意論等に基づく民主主義租税観でないのだろうか。

そこで、まず、それに関する基本的な問題点を検討した上で、「税法の原則」等の基本的な問題点を検討したい。

④民主主義租税観等の基本的な問題について

租税の根拠について、金子宏名誉教授は、「日本国憲法第30条は、『国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う』と規定する。(中略・引用者)この規定は、おそらく、利益説と義務説のいずれかに一方的に偏するものではなく、両者を止揚する意味で民主主義租税観を表明したものであると理解すべきであろう。(中略・引用者)特に、日本国憲法においては、国民主権の考え方のもとに、国家が提供すべき公共サービスの内容や再分配の程度は、国民の意思を反映しつつ、民主的な立法過程=政策形式過程を通じて決定されている」⁽²⁴⁾と、その根拠の問題を「民主主義的租税観」で体系的に克服される基調的な所説であるが、しかし、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」を租税の根拠に「内質」しないと、利益説と義務説の「両者を止揚する意味」⁽²⁵⁾の「民主主義的租税観」⁽²⁶⁾は、手段で「目的」たる「個人の尊厳の保障」の文脈となる「財産権等の保障」のあり方を決定することになり、結局は、戦前のドイツの法治主義国家⁽²⁷⁾観の問題に帰結することになる。そして、「民主主義的租税観」は、憲法の「本質」を前提にしないと、時には、形式的な多数決論を許容することになる。

また、最近の消費税の問題に関して、三木一義教授は、「憲法は、私たちに所有権を保障している」⁽²⁸⁾と称された上で、「財産の一部を税として提供する自由もあるものであり、税としてどこまで国家に提供するかを私たちは自分たちの代表者を選出して議会で決定しているのである。税負担は私たちの同意に基づく財産の提供に過ぎないのであり、国家という共同体の役割に対する私たちの共同体の役割に対する私たちの評価がそこに反映しているのである」⁽²⁹⁾と称されているのは、確かに許容すべきことになるが、しかし、時には、議会制民主主義の基に形式的な多数決主義に帰結した場合に、いかなる法理で克服されるのであろうか。

正に、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」を、その「私たちの同意」⁽³⁰⁾による民主主義のあり方に「内質」しないと、単に「立法上」の次元で、「消費税」の問題が許容されること

になる。そして、その消費税の問題を極めて抽象的な「国家という共同体の役割」⁽⁴¹⁾論で許容されることになると、老婆心であるが、何か「全体主義的」な法理と相似することになり、それは、「個々の人間自体」に基づく「個人の尊厳の保障」と拮抗することになる。

したがって、租税の問題は、単に「民主主義的租税観」等の合意論で決定できるものでなく、その前提として、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」の問題を前提（内質）に展開しないと、「手段」となる民主主義論で、「個々の人間自体」に基づく「個人の尊厳の保障」のあり方が、意図も簡単に多数決論で決定されることになる。換言すると、憲法の「本質」が、多数決論の基で「立法論的」に決定されることになり、時には、ドイツの法治主義国家⁽⁴²⁾の問題に帰結することになる。

(2) 「個人の尊厳」に基づく「税法の原則」について

①正義論等に基づく税法の原則について

税法の原則に関する、従来型の基調的な所説によると、「現行租税の基礎原則又は基本理念は、これを外形的・形式的な面と内容的・実質的な面の双方から考察することができる」⁽⁴³⁾と称されているが、しかし、そこには、積極的に憲法上の観点から、「税法の原則」を捉えられていない故にか、前記所説は、「租税法の解釈は、究極的には、租税正義の実現に仕えるものでなければならない。ここでいう租税正義というのは、租税全体を貫く租税法の基本理念（中略・引用者）租税法の基本原則といってもよい」⁽⁴⁴⁾と、「租税全体を貫く租税法の基礎原則」⁽⁴⁵⁾を「租税正義」⁽⁴⁶⁾と称されている。

だが、その「正義」の概念は、「抽象的」故に、「正義という言葉は常に一義的に用いられているわけではない」⁽⁴⁷⁾ので、その「正義」の概念の意味は定かではなく、「はるかに多元的諸要因を考慮する」⁽⁴⁸⁾ことになり、結局は、「誰が正義とか不正義とか判別することができるであろうか」⁽⁴⁹⁾が問われることになる。

ところが、「正義概念」を「本質的」な観点から明確にされるのか、法哲学者の所説によると、「一般の用語法においても正義という概念はかなり多義的に用いられているが、それらすべてを考慮しても、私は、法の理念が正義の観念だけによって充分適切に総括され得るものとは思われない。けれどもそれが法理念の中核的要素を指し示すものであることも否定できない」⁽⁵⁰⁾（傍点・引用者）と、正義の概念のあり方を「法理念の中核的要素」⁽⁵¹⁾と称されるのは、極めて形而上的な「正義」の「本質論」であり、そこが「正義論」に「内質」する普遍的な病理現象と考える。

それ故に、田中二郎博士が、「租税法の基本理念は、形式の面と実質の面とを相互に調整しつつ、これらを総合したところに成り立つ」⁽⁵²⁾と称されているのは、その「形式の面と実質の面」⁽⁵³⁾を「総合」⁽⁵⁴⁾する観点から、結局は、「租税の基本理念」⁽⁵⁵⁾を基に、「税法の原則」の「租税法律主義」と「租税公平主義」等は、形而上化し相対化することになる。

そこで、金子宏名誉教授によると、「租税法の全体を支配する基本原則としては、租税法律主義と租税公平主義の二つをあげることができる」⁽⁴⁹⁾と称された上で、「租税法律主義は、近代法治主義の、租税の賦課・徴収の面における現われである。法治主義とは、権力分立を前提として、公権力の行使を法律の根拠に基づいてのみ認め、それによって国民の『自由と財産』を保障することを目的とする政治原理ないし憲法原理である」⁽⁴⁷⁾と称されているのは、憲法上の観点を問題にされた上で、「税法の原則」を体系化される傾聴すべき所説であるが、しかし、それは「権力分立を前提」とした上での「国民の『自由と財産』を保障する」⁽⁴⁹⁾所説であることから、「税法の原則」の憲法上の観点は、「消極的」な観点となるものと考ええる。

そして、「法治主義」について、国民の「自由と財産を保障することを目的とする政治原理ないし憲法原理」⁽⁴³⁾と称されているが、しかし、その国民の「自由と財産」⁽⁵⁰⁾は、単に「政治原理ないし憲法原理」⁽⁵¹⁾ではなく、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」に基づく実体法上の問題に帰結すると考える。

ところが、北野弘久名誉教授は、税法のあり方について、憲法上の問題を強く意図されていることから、「憲法上『納税者基本権』(taxpayer's fundamental rights) というものを構築しなければならない。納税者基本権というのは、租税の徴収面と使途面に関する『納税者』に固有の基本権である。これは、さまざまな権利の集合概念であって、納税者に関する自由権も社会権等も含まれる」⁽⁵²⁾と、「納税者基本権」の観点から、「租税」のあり方を「租税の徴収面と使途面」について提起されているのは、極めて傾聴すべき新たな租税観であり、それは、正に、「租税の使途面を射程にいれた『租税』法律主義論」⁽⁵³⁾と評することができる。そして、「その展開としてたとえば租税の使途面にも『法の支配』(rule of law) が保障されねばならない」⁽⁵⁴⁾と称されるのは、僭越であるが、私見の憲法の「本質」たる「個人の尊厳の保障」を「内質」する「法の支配」に基づく租税観に符合するものと考ええる。

②「租税法律主義」と「租税公平主義」の関係について

北野弘久名誉教授の「先行研究」によると、「租税法律主義の具体的内容」⁽⁵⁵⁾を「形式的内容」と実質的内容との二つに分けて構成」⁽⁵⁶⁾された上で、その「租税法律主義の具体的内容を構成する『実質的内容』として」⁽⁵⁷⁾、「法の下での平等の原則」⁽⁵⁸⁾と「最低生活保障の原則との二つを抽出するのである」⁽⁵⁹⁾と称されているのは、正に「租税負担公平原則は租税立法上尊重されるべき重要な原理であり、また実定税法秩序に内在し、または内在すべき重要な原理でもある」⁽⁶⁰⁾と称されることとなる。

確かに、同名誉教授の「先行研究」で提起されているように、「国民の自由及び権利の保障に関する多くの憲法の規定の中で」⁽⁶¹⁾、『実質的内容』を構成するにあたって問題としなければならないのは、その第14条と第25条の二つの規定」⁽⁶²⁾であり、この「憲法の二つの規定こそ、結論的にいって租税法律主義に新しい特色を与え、その具体的内容を構成する」⁽⁶³⁾ことになり、そし

て、同名誉教授は、その「二つの原則が『実質的内容』を構成することによって、租税法律主義に新しい機能を与える。それは単なる自由権保障の意義をもつばかりでなく、積極的権利保障の意義をもつに至る」⁽⁶⁹⁾と称されているのは、現代の「格差社会」等の基本的な問題に対処する税法観であり、それは従来の「税法の原則」の「租税法律主義の原則」と「租税公平負担の原則」の「形而上化」と「相対化」を克服する傾聴すべき法理であるが、私見は、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」を税法に「内質」することによって、「税法の原則」等が憲法上の観点から体系化されることになり、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」に基づく「法の支配」の観点から「租税法律主義」が確立されることになる。そして、「租税公平主義」の観点も、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」の観点から「公平」の問題が提起できることになる。

それ故に、増田良啓教授は、「税法の原則」の文脈上の問題について、「水平的公平の概念の使用は次の意味で望みを下げたい。まず『等しい者を等しく扱え』という命題は恣意的な取扱いを明確に拒否しており（中略・引用者）『等しい者を等しく』という定式は、それ自身として普遍的な倫理を内在させているように思われる」⁽⁶⁹⁾と称されているが、憲法の「本質」たる「個人の尊厳の保障」の観点から、「公平」のあり方を問題にしないと、その「等しい者を等しく」⁽⁶⁹⁾の定式は、結局は、「形式的平等観」に帰結することになり、基本的人権の歴史観に拮抗することになる。

したがって、「租税法律主義の原則」と「租税公平負担の原則」は、憲法の「本質」たる「個人の尊厳の保障」を「内質」しないと、結局は、それらの原則は、「形而上化」し「相対化」することになる。

(3) 「疑わしきは納税者の利益に」のあり方について

① 「疑わしきは納税者の利益に」と「要件事実」について

金子宏名誉教授の基調的な所説によると、「『疑わしきは被告人の利益に』という命題は、刑事法の解釈に関する原理ではなく、犯罪構成要件事実の認定に関する原理であって、犯罪構成要件に該当する事実の存否を判定しがたい場合には、その事実は存在しないと認定すべきこと意味する（中略・引用者）同じことは、課税要件事実の認定についても妥当すると考えてよい。しかし、意味内容が不分明で見解が分かれている規定がある場合に、その意味内容を明らかにすることこそ、法の解釈の作用であり、法を適用する者の任務であって、規定の意味内容が不分明で疑わしい場合であるという理由で解釈を中止するのは、その義務を放棄することにほかならない。その意味で、『疑わしきは納税者の利益に』という命題は、課税要件事実の認定については妥当するが、租税法の解釈原理としては成り立たない」⁽⁶⁷⁾と称されるのは、制定法主義に基づく法治主義国家を前提にすると、一応は許容すべきことになるが、しかし、「税法の解釈」と「課税要件事実」の問題を単純に区分できるのであろうか。つまり、「課税要件事実」は、単

なる「事実」ではなく、「課税要件法定主義」の「要件」のあり方と類型的な観点から相関し、その要件が解釈上において不明確であれば、その対象となる「要件事実」の確定が法の予測性の観点から定かではなく、当然に「疑わしき納税者の利益に」の問題が提起されることになる。

②「疑わしきは納税者の利益に」と「要件明確主義」について

そこで、金子宏名誉教授は、「税法の解釈」と「疑わしきは納税者の利益に」の関係を無視できないためにか、「もし、租税法上許される解釈方法を用いてもなおその法的意味を把握できないような規定がある場合は、(中略・引用者)課税要件明確主義に反し無効である(したがって、結局、適用されないことになる)、と解すれば十分である」⁽⁶⁹⁾と称されているが、そうすると、前記所説の前提である「『疑わしきは納税者の利益に』という命題は、課税要件事実の認定については妥当するが、租税の解釈原理としては成り立たない」⁽⁶⁹⁾と称されているのと矛盾することになる。

ところが、宮谷俊胤教授は、金子宏名誉教授の所説を支持されるためにか、『『疑わしきは課税せず』の命題は、課税要件事実の認定について成り立つが、税法解釈の原理ではないとし、税法上認められる解釈方法によってもなおその法的意味内容を把握できないような規定は課税要件明確主義に反して無効であるから、適用されえないとの見解もある。しかし、税法の解釈は、税法の基本原則の一つである租税法律主義の原則(この原則の内容の一つが課税要件明確主義である)に立脚して解釈すべきである(すなわち、法律の内容から逸脱しないように解釈すべきである)から、この見解は、表現方法に相違はあるが、その思考の基礎においては、税法の解釈原理として「疑わしきは課税せず」の命題を是認する見解と結果的には同一になるであろう」⁽⁷⁰⁾と称されているが、しかし、「課税要件事実」と租税法律主義の文脈である「課税要件」の問題を関係させないで、「租税法律主義の原則(この原則の内容の一つが課税要件明確主義である)に立脚して解釈すべき」⁽⁷¹⁾ことを前提に、金子宏名誉教授の見解は、「表現方法に相違はあるが、その思考の基礎においては、税法の解釈原理として『疑わしきは課税せず』の命題を是認する見解と結果的には同一になるであろう」と称されているのは、いかなる理由であろうか、宮谷俊胤教授の「疑わしきは課税せず」の基本的な争点となっている「思考の基礎」⁽⁷²⁾の体系的なあり方の、極めて基礎的な思考性が問われることになる。換言すると、「税法の解釈」の問題となる「課税要件」と関係させないで、「疑わしきは課税せず」の命題は、いかなる理由で「その思考の基礎においては(中略・引用者)結果的に同一」⁽⁷³⁾になるのであろうか。

(4) 結論として

最後に、拙稿は、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」に基づく「法の支配」の観点から、税法等の基本的な問題点を検討することによって、微力ながら、新たな租税理論の再構築の一端を提起している。

もちろん、そのことは、従来型の基本的な法体系である「法段階構造」(憲法→法律→命令等)を前提として展開しているが、それは、単に、その「法段階構造」を「形式的」、または、根本規範論を基に「仮定的」に展開するのではなく、憲法の「本質」を「内質」することによって、その「法段階構造」の「内容」が、「個人の尊厳の保障」の観点から普遍化することになる。

したがって、憲法学者の高橋和之教授が、「法段階構造」の観点から、「上位規範の『執行』は、下位規範との関係ではその根拠をなす、つまり、授權を行う『法定位』であり法創造を包含するのである」⁽¹⁾(傍点・引用者)と称される、法定位の「法創造」⁽²⁾は、「個人の尊厳の保障」の「枠内」で許容すべきことになる。

それ故に、私見は、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」⁽³⁾に基づく「法の支配」の観点から、従来型の税法等のあり方の一端を再構築している。

注

- (1) 伊藤正己『憲法』弘文堂、1982年、177頁。
- (2) 豊浦潤一「生活保護厚い壁(ルポルタージュ2007)」誌売新聞、2007年6月27日。
- (3) 同上新聞、2007年6月27日。
- (4) 碓井光明「租税法の課題と将来」『ジュリスト』731号、1981年、60頁。
- (5) 同上論文、60頁。
- (6) 北野弘久「福祉国家は累進税を要求する」『税経通信』2005年、60巻9号、19頁。
- (7) 同上論文、19頁。
- (8) 同上論文、19-20頁。
- (9) ハンス・ケルゼン著・清宮四郎訳『一般国家学』岩波書店、1975年、415-416頁。
- (10) 清宮四郎『憲法I(第3版)』有斐閣、1981年、33頁。
- (11) 芦部信喜・高橋和之(補訂)『憲法(第3版)』岩波書店、2002年、10頁。
- (12) 清宮四郎、前掲注(10)、33頁。
- (13) 同上書、33頁。
- (14) 芦部信喜・高橋和之(補訂)、前掲注(11)、10頁。
- (15) 清宮四郎・前掲注(10)、33頁。
- (16) 芦部信喜・高橋和之(補訂)、前掲注(11)、10頁。
- (17) 伊藤正己、前掲注(1)、177頁。
- (18) 佐藤幸治名誉教授は、憲法第13条に関して、「私は、13条前段の『個人の尊重』とは、人格によって通底された個々の具体的人間の自律的生を尊重しようとするものであり、後段の『幸福追求に対する権利』とは、それを受けて人間の自立的生を可能ならしめるべく包括的・一般的に権利として捉えたものである」(佐藤幸治『日本国憲法と法の支配』有斐閣、2002年、26頁)と称されているが、しかし、「個人の尊重」を「人格によって通底された」(同上論文、26頁)ところの「具体的人間の自律的生を尊重」(同上論文、26頁)と称されることは、その「人間の自律的生」(同上論文、26頁)のあり方によっては、極めて「人間」を価値的に捉えることになる。したがって、同名誉教授が、「個人の尊厳」について、「現実の社会状況の下で自律的に生きようとする具体的人間を大事にしようとする趣旨のものということに

- なろう」(佐藤幸治「個人の尊厳と国民主権」・佐藤幸治・中村睦夫・野中俊彦『ファンダメンタル憲法』有斐閣, 2004年, 6頁)と称されるのも, 前記と同様に「人間」を価値的に捉えることになる。私見は、「個人の尊厳の保障」は、「具体的な人間の保障」の問題として捉えるべきものと考え。
- (19) 杉村敏正博士は、「法治主義」について、「ドイツにおいて戦前に一般に説かれた『法律の支配』(Herrschaft des Gesetzes)や、わが国において戦前に一般に説かれた『法律の支配』や「法治主義」は、支配する『法律』や『法』の内容を問題としないから、悪法の支配も『法律の支配』や『法治主義』でありえた」(杉村敏正『法の支配と行政法』有斐閣, 1970年, 32頁)と称されているが、伊藤正己名誉教授は、「法の支配」について、「法による国家権力のコントロールのみならず法そのものの内容や手続の正当性を要求し、法治国家の理念を形式的のみでなく、実質的にも実現しようとする」(伊藤正己『憲法』弘文堂, 1982年, 14頁)と称されることは、憲法の「本質」たる「個人の尊厳の保障」を「内質」する「法の支配」の定義論と評することができる。
- (20) 井上達夫『法という企て』東京大学出版会, 2003年, 207-208頁。
- (21) 同上書, 208頁。
- (22) 同上書, 208頁。
- (23) 同上書, 208頁。
- (24) 金子宏『租税法(第3版)』弘文堂, 2007年, 18-19頁。
- (25) 同上書, 18頁。
- (26) 同上書, 18頁。
- (27) 芦部信喜・高橋和之(補訂), 前掲注(11), 14頁。
- (28) 三木義一「消費税増税論議の前に」『世界』777号, 2008年, 105頁。
- (29) 同上論文, 105頁。
- (30) 同上論文, 105頁。
- (31) 同上論文, 105頁。
- (32) 芦部信喜・高橋和之(補訂), 前掲注(11), 14頁。
- (33) 田中二郎『租税法(第3版)』有斐閣, 1990年, 80-81頁。
- (34) 同上書, 124頁。
- (35) 同上書, 124頁。
- (36) 同上書, 124頁。
- (37) 加藤新平『法哲学概論』有斐閣, 1976年, 438頁。
- (38) 宍戸善一「『法と経済』における公平性の位置づけ(1費用便益分析分配の公平)」・宍戸善一・常木敦『法と経済学』有斐閣, 2004年, 162頁。
- (39) 鶴義幸「租税法主義のドラマトウギー」『税法学』416号, 1985年, 11頁。
- (40) 加藤新平「法の目的」・尾高朝雄・峯村光郎・加藤新平編『法哲学講座第1巻』有斐閣, 1963年, 63頁。
- (41) 同上書, 63頁。
- (42) 田中二郎, 前掲注(33), 124頁。
- (43) 同上書, 124頁。
- (44) 同上書, 124頁。
- (45) 同上書, 124頁。
- (46) 金子宏『租税法(第12版)』弘文堂, 2007年, 65頁。
- (47) 同上書, 65頁。
- (48) 同上書, 65頁。

(49) 同上書, 65頁。

(50) 同上書, 65頁。

(51) 同上書, 65頁。

従来型の税法論のあり方を体系的に問いただす黒川功教授の「日本税法学の方法と反省」(『租税理論研究叢書7』谷沢書房)は、傾聴すべき論文である。

(52) 北野弘久『税法学原論(第6版)』青林書院, 2007年, 117頁。

(53) 同上書, 117頁。

(54) 同上書, 117頁。

(55) 北野弘久「租税法律主義の具体的内容の構成と展開」『税法学』第71号, 1956年, 2頁。

(56) 同上論文, 2頁。

(57) 同上論文, 4頁。

(58) 同上論文, 4頁。

(59) 同上論文, 4頁。

(60) 北野弘久『税法学原論(第6版)』青林書院, 2007年, 140頁。

(61) 北野弘久, 前掲注(55), 3頁。

(62) 同上論文, 4頁。

(63) 同上論文, 4頁。

(64) 同上論文, 5頁。

不確定概念と課税要件明確主義のあり方について、詳細に検討されているのが、山本守之・守之会の『税法上の不確定概念』(中央経済社, 2004年)であり、それは傾聴すべき事例研究である。

(65) 増井良啓「租税法における水平的公平の意義」・碓井光明・小早川光郎・水野忠恒編者『公法学と法と政策・上巻』有斐閣, 2000年, 182頁。

(66) 同上書, 182頁。

(67) 金子宏『租税法(第12版)』弘文堂, 2007年, 101頁。

(68) 同上書, 101頁。

(69) 同上書, 101頁。

(70) 宮谷俊胤「税法の解釈と適用」・金子宏・清水敬次・宮谷俊胤・畠山武道『税法入門』, 有斐閣, 2008年, 56頁。

(71) 同上書, 56頁。

(72) 同上書, 56頁。

(73) 同上書, 56頁。

(74) 高橋和之『現代立憲主義の制度構想』有斐閣, 2006年, 12頁。

小林直樹名誉教授は、「構造連関を念頭において、憲法の基本原理をどのように確認するか、(中略・引用者)『人間の尊厳』を中心とした民主・平和の原理を眺めながら下部からの諸制度原理を組み合わせたものとして捉えることが妥当であろう」(小林直樹『憲法学の基本問題』有斐閣, 2002年, 158-159頁)と称されているが、しかし、「人間の尊厳」の問題を「個々の具体的な人間自体」の問題として捉えないと、その「原理」は形而上化することになる。

(75) 同上書, 12頁。

(76) 北野弘久名誉教授は、「納税者基本権」の観点から、応能負担の前提として、「憲法13条は租税のあり方についても『個人の尊重』を行うことを要請する」(北野弘久『税法学原論(第6版)』青林書院, 2007年, 144頁)等と称されている観点が、正に租税のあり方の「本質」と考える。

2. 申告納税制度に基づく重加算税の基本的な問題点

(1) 問題提起

わが国の重加算税について、基調的な学説によると、「重加算の賦課は非常に重く処罰的色彩が強い」⁽¹⁾とか、「重加算税の税率は高額であり、納税者にとって打撃は大きい」⁽²⁾等と評価されている。

しかしながら、僭越であるが、最高裁判決及び基調的な諸学説等を検討するに、国税通則法等に基づく重加算税等の基本的な問題のあり方を、憲法の「本質的」な観点から再考する法理は提起されているのであろうか。

そこで、私見は、憲法の「本質」に基づく「法の支配」の観点から、結論的であるが、加算税制度の意義である「申告納税制度」等のあり方を前提に、国税通則法等の課税要件、特に、国税通則法68条1項の重要な課税要件である「隠ぺい」及び「仮装」概念等のあり方の基本的な問題点を検討することにした。

したがって、私見の憲法の「本質」に基づく税法のあり方を「要約的」に提起し、それを背景にして、国税通則法等に基づく重加算税の基本的な問題点を検討することにした。

(2) 憲法の「本質」である「個人の尊厳」のあり方について

①伊藤正己名誉教授が提起されているように、基本的人権は、「形式的には法的保障があるからではなく、その実質において、それらが国家から恩恵として与えられたものではなく、人間という事実のみに基づいて、人が生まれながらにして持っている権利であり、すなわち生来の不可侵で不可譲の権利である」⁽³⁾と称されているように、基本的人権は、「個々の人間という事実」に基づいて保障される「個人の尊厳の保障」であり、その確認を宣言するために、日本国憲法は、「すべての国民は、個人とし尊重される」(憲法13条前段)等と規定している。

それ故に、最高法規である憲法の「本質」は、「個人の尊厳の保障」であり、諸法規は、下位規範として、「個人の尊厳の保障」を「内質」すべきことになる。

したがって、そのことは、当然に憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」は、税法等の諸現象に「内質」すべきことになる。

②そこで、純粋法学者として高名なケルゼン(Hans Kelsen)は、「国家作用は法創設作用＝段階的に進行する規範定立過程である。(中略・引用者)この段階構造は、自己運動における法秩序の統一を基礎づける根本規範に終止している。根本規範は、まず第一に、法を創設する機関を設定することによって、法論理的意味における憲法を成す。そして、そのようにして創定された立法者が、立法自体を規制する規定を定立することによって、一次の段階として一定法的意味における憲法が成立する」⁽⁴⁾と称される「根本規範論」等の影響故なのか、わが国では、根本規範等の法理に基づいて、「個人の尊厳の保障」のあり方が提起されている。

基調的な所説によると、「根本規範は、憲法が下位の法令の根拠となり、その内容を規律するのと同じように、憲法の根拠となり、また、その内容を規律するものである。(中略・引用者)われわれは、憲法の内部において、根本規範と他の憲法規範という段階構造の存在を認めることができる。そして、後者は前者によって、根拠づけられ、規律されているのである。ところで、具体的に、日本国憲法における根本規範の内容として、どのようなものが考えられるか。国民主義、基本的人権尊重主義および永久平和主義の三つの原理がそれに該当するものであろう。そして、さらにこれらの原理の根底にある原理として、『個人の尊厳』という原理が考えられる⁶⁹⁾とか、「自然権を実定化した人権規定は、憲法の中核を構成する『根本規範』であり、この根本規範を支える核心的価値が人格の不可侵の原則(個人の尊厳の原理)である⁷⁰⁾と称されている。

しかし、「個人の尊厳の保障」について、国民主義、基本的人権尊重主義、および永久平和主義の三つの原理⁷¹⁾の「根底にある原理として、『個人の尊厳』という原理⁷²⁾とか、「根本規範を支える核心的価値が人格不可侵の原則(個人の尊厳の原理)⁷³⁾と称される「個人の尊厳の原理」は、いかなる意味を有するのであろうか。

③そこで、私見は前記所説の「根底にある原理として、『個人の尊厳』という原理」とか、「根本規範を支える核心的価値が人格不可侵の原則(個人の尊厳の原理)」等のあり方の形而上化等の問題の克服と、憲法の「本質」に基づく、新たな「法体系」を構築するために、日本国憲法の「本質」は、具体的な「個々」の「人間という事実のみに基づいて、人が生まれながらにして持っている権利⁷⁴⁾である「個人の尊厳の保障」として捉えることによって、その「下位規範」の諸法規に「個人の尊厳の保障」を「内質」する法理の「本質」として「個人の尊厳の保障⁷⁵⁾」を位置づけるべきものとする。

したがって、その「個人の尊厳の保障」を確認し宣言するために、憲法は「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」(憲法11条)、「すべての国民は個人として尊重される」(憲法13条)等と規定した上で、その基本的人権は、「侵すことのできない永久の権利」(憲法11条・同97条)と規定している。

それ故に、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」を「法の支配」の観点から、「税法」の「法形態」の「あるべき」当為(Sollen)性に「内質」すべきことになる。

そこで、僭越であるが、その法理を前提に、加算税の意義である「申告納税制度」の根拠となる「民主主義納税制度」等の基本的な問題を検討しないと、加算税等の基本的な問題点は是正できず、結局は、その制度は既存化することになる。

したがって、前記のように、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」を前提・内質することによって、加算税・特に重加算税の基本的な問題点を検討したい。

(3) 加算税等の意義等のあり方について

①田中二郎博士は、加算税等のあり方を体系的な観点から、「行政法規においては、その定める義務の不履行ないし義務違反に対して、一定の制裁を科することができるものとする」ことによって、当該法規の実効性を保障するとともに、義務者に心理上の圧迫を加え、間接的に、義務の履行を確保しようとするのが通例である。

租税法上、かような目的のために科される制裁には、ここでいう制裁税と租税罰の両者がある。ここで制裁税というのは、租税法上の義務の不履行に対し、一種の行政上制裁（中略・引用者）として、税の形式で課されるものを総称し、これに対し、ここで租税罰というのは、租税法上の義務違反に対し、一般統治権に基づいて科される制裁を総称する。これら両者は、その性質を異にするが、前述のように共通の目的を有する制裁であるから、これらに関する法を一括して租税処罰法と呼ぶことにする。⁽⁴²⁾と称されていることは、極めて傾聴すべき所説であるが、しかし、加算税と関係する「制裁税」と「遁脱犯」と関係する「租税罰」を「共通の目的を有する制裁」⁽⁴³⁾として位置づけながら、今度は、「これら両者は、その性質を異にする」⁽⁴⁴⁾との観点から、制裁税と租税罰を区別されているのは、その「性質」のあり方を具体的に明確にしないと、加算税と遁脱犯の意義の形成のあり方が問われることになり、結局は、憲法39条の「二重処罰の禁止」の問題に帰結することになる。

そこで、同博士は、「重加算税と租税刑罰の併科」について、最高裁昭和33年4月30日大法廷判決を意図された上で、「重加算税は、その制裁的意義は否定できないにしても、脱税者の不正行為の反社会性ないし反道徳性に着目し、これに対する制裁として科する刑事罰と異なり、課税要件事実を隠蔽又は仮装して申告（納付）義務を正しく履行しなかったという事実があれば、正当な理由がない限り、課される」⁽⁴⁵⁾と称されても、その「脱税者の不正行為の反社会性ないし反道徳性に着目し、これに対する制裁として科する刑事罰」⁽⁴⁶⁾の意味を具体的に明確されないと、結局、それは、形而上的な観点に基づく重加算税と租税刑罰の併科論に帰結することになる。

②そこで、金子宏名誉教授は、申告納税制度と加算税等のあり方を明確にするために「加算税は、申告納税制度および徴収納付制度（中略・引用者）の定着と発見を図るため、申告義務および徴収納付義務が適正に履行されない場合に課される附帯税である（税通条以下。）申告納税制度がわが国で一般的に採用されたのは、戦後のことであるが、それは民主的租税制度の一環として重要な意味をもっている。また、徴収納付制度は、租税の徴収を確保するために必要な制度である。そこで、申告義務および徴収納付義務の違反に対して特別の経済的負担を課することによって、それらの義務の履行の確保を図り、ひいてはこれらの制度の定着を促進しようとしたが、加算税の制度である」⁽⁴⁷⁾と称された上で、「重加算税」について、「納付すべき税額の計算の基礎となる事実の全部または一部について隠ぺいまたは仮装があり、過少申告・無申告または不納付がその隠ぺいまたは仮装に基づいている場合は、過少申告加算税・無申告加算

税または不納付加算税の代わりに、重加算税と呼ばれる特別に重い負担が課されまたは徴収される（中略・引用者）

重加算税は、納税者が隠ぺい・仮装という不正手段を用いた場合に、これに特別に重い負担を課することによって、申告の納税制度および源泉徴収の基盤が失われるのを防止することを目的とするものである⁽⁴⁸⁾と、同名誉教授は、「民主的租税制度の一環」⁽⁴⁹⁾として、「申告納税制度と源泉徴収制度」の「定着と発展」と、その「基盤が失われるのを防止することを目的とする」ことを「加算税制度」の趣旨とされていることは、正に「民主納税制度」に基づく「申告納税制度」の意義を遂行するための法理として、極めて傾聴すべき所説であるが、しかし、その前提として、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」の文脈たる「財産権等の保障」を「内質」した上で、「民主主義的税制度」に基づく「申告納税制度」等の意義を展開しないと、結局は、租税法主義に基づく「課税要件」を軽視することになる。

③そこで、その典型事例の最高裁平成7年4月28日第二小法廷判決は、「過少申告をした納税者が、その国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、その納税者に対して重加算税を課することとされている（国税通則法68条1項）。（中略・引用者）。

したがって、重加算税を課するためには、納税者のした過少申告行為そのものが隠ぺい、仮装に当たるというだけでは足りず、過少申告行為そのものとは別に、隠ぺい、仮装と評価すべき行為が存在し、これに合わせた過少申告がされたことを要するものである⁽⁵⁰⁾と、当該条項の基本的な文理形態に従いながら、今度は、「重加算税制度の趣旨にかんがみれば、架空名義の利用や資料の隠匿等の積極的な行為が存在したことまで必要であると解するのは相当でなく、納税者が、当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をしたような場合には、重加算税の前記賦課要件が満されるものと解すべきである⁽⁵¹⁾と、前記の当該条項の基本的な文理形態の「枠」を超えた解釈を判示しているのは、重加算税制度の趣旨の前提として、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」を、当該制度に「内質」しない故と考える。

特に、申告納税制度の根拠となる「民主主義論」の方法は、結局は、多数決論に帰結することになるので、時には、その形式的・多数決論に帰結することになるので、憲法の「本質」を「申告納税制度」に「内質」した上で展開しないと、現実の重加算制度の基本的な問題の是正はできないものとする。

④そこで、学説上、「形式的・多数決主義的な民主主義観においては、既存の制度枠組みの中で、多数による決定が行われるかどうかだけに関心があり、その決定に至るまでの過程はまったく問われない。そこには、民意の国政への反映をいかに実質化するかといった視点は存在せず、ある特定の政治制度と政治的文脈の中で与えられた<数>を絶対視し、決定時点での民意

がどこにあるかを考慮せずして、多数決が強行される。そして、いったん多数決強行される。そして、いったん多数決による『決定』さえなされてしまえば、あとはその『民主的決定』を楯に、有無を言わさぬ『決定』への服従が求められることになる¹²²⁾と称されるように、民主主義論は、特に形式的・多数決主義に陥り、既存の制度を過度に保全することになる。

したがって、森山文昭弁護士（教授）が、「重加算税の税率は高額であり、納税者にとって打撃は大きい。租税法主義の立場からは、条文の文言を離れ、安易に適用範囲を拡げるような解釈をすべきでない¹²³⁾と称されても、民主主義制度の一環としての申告納税制度の保全のために、結局は、既存の加算制度を許容することになる。

そこで、その問題を是正するためには、前記のように、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」の文脈の「財産権等の保障」を「内質」する「法の支配」の観点から、重加算制度のあり方が問われることになる。

したがって、当然に、国税通則法等に基づく重加算税は「謙抑性」の観点から「客観的」な課税要件に基づいて厳格に解釈すべきものとする。

そこで、借越であるが、私見の法理を前提にして、基本的な最高裁判決及びそれに関する学説等のあり方を検討したい。

(4) 最高裁平成6年11月22日第三小法廷判決のあり方について

①最高裁平成6年11月22日第三小法廷判決は、「Aは、単に真実に所得金額よりも少ない所得金額を記載した確定申告書であることを認識しながらこれを提出したいということにとどまらず、本件各確定申告時点において、自己申告のため当時帳簿の備付け等につきこれを義務付ける税法上備付け等につきこれを義務付ける税法上の規定がなく、真実の所得金額を隠ぺいしようという確定的な意図の下に、必要に応じ事後的にも隠ぺいのための具体的工作を行うことも予定しつつ、前記会計帳簿類から明らかに算出し得る所得金額の大部分を脱漏し、所得金額を殊更過少に記載した内容虚偽の確定申告書を提出したことが明らかである。したがって、本件確定申告は、単なる過少申告行為にとどまるのではなく、国税通則法68条1項にいう税額等の計算の基礎となる所得の存在を一部隠ぺいし、その隠ぺいしたところに基づき納税申告書を提出した場合に当たるといふべきである（最高裁昭和46年（あ）、1901号同48年3月20日第三小法廷判決・刑集27巻2号138頁参照）」¹²⁴⁾と判示していることが、国税通則法第68条1項の「第65条1項（過少申告加算税）の規定に該当する場合（中略・引用者）において、納税者がその国税の課税標等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは事実の全部一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、（中略・引用者）重加算税を課する」と規定する重要な「課税要件」となる、「過少申告」と「隠ぺい、又は仮装」行為との関係及び、その行為と、それに「基づき」納税申告

書を提出したことの関係等に基づく法解釈のあり方等が問題となってくる。

②そこで、拙稿は、当該条項の「隠ぺい、又は仮装」等に関する概念を中心に検討することにしたが、その前提として、三木義一教授の「重加算税の成立要件は国税通則法68条によれば、『納税者がその課税標準又は仮装したところに基づき納税申告書を提出』したり、『その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を法定申告期限までに提出しない』場合に課せられる行政上の制裁である。したがって、この要件を素直に解せば、申告書の提出や不提出とは別個の『隠ぺい、仮装』行為が存在し、それに基づき提出等がなされたことが必要となろう」⁽⁶³⁾との指摘は、当該条項の文理形態上の観点から、確かに、重加算税が成立するためには、まず、過少申告加算税が課される場合を前提に、申告前に隠ぺい、又は仮装の行為が存在し、そして、その隠ぺいし、又は仮装行為と申告の間に因果関係が存在しなければならないが、最高裁平成6年11月22日第三小法廷判決は、当該条項の文理形態の重要な要件の一部を適用することで、つまり、当該条項の「隠ぺい」概念等を基に、「会計帳簿類から明らかに算出し、得る所得金額の大部分を脱漏し、所得金額を殊更過少申告行為にとどまるものではなく、国税通則法68条1項にいう税額等の計算の基礎となるべき所得の存在を一部隠ぺいし、その隠ぺいしたところに基づき納税申告書を提出した場合に当たるといふべきである（中略・引用者）。

そうすると、これと異なり、本件各申告行為が殊更の過少申告に当らず、国税通則法68条1項に定める要件を満たされないとした原判決には、同条項の解釈適用を誤った違法があるものといわなければならない⁽⁶⁴⁾と判示していることは、もちろん、一定の理由が有るにしても、当該条項の「実体法上」の「枠」を超えた法解釈と評することができる。

(5) 「隠ぺい、又は仮装」概念等の基本的な問題点

①それが、特に問題となるのは、国税通則法68条1項の「隠ぺい、又は仮装」の概念のあり方の問題となるが、前記最高裁平成6年11月22日第三小法廷判決の「最高裁判所判例解説」によると、「真実の所得金額を隠ぺいする意図で、殊更過少の所得金額を記載して申告書を提出した場合、記載しなかった所得金額を隠ぺい、秘匿した結果となる金額を申告したものであるから、前記の意図に基づく行為が全体として『隠ぺい』に当たると解されるならば、『隠ぺいしたところに基づき』納税申告書を提出していたときに当たるといふこともでき、因果関係を別問題とする必要はない。

さらに、『税額等の計算の基礎となる事実』とは、税額控除項目等税額計算に特有の事実を指すとしたり（中略・引用者）、『基礎となるべき事実』は、裸の事実を指すという見解もある（中略・引用者）が、文言上そのように限定して解すべき理由はなく、課税標準そのものを隠ぺい又は仮装した場合に、税額の計算の基礎となるべき事実を隠ぺい、又は仮装したということとは十分可能である⁽⁶⁵⁾と、国税通則法68条1項の「文理形態」を「隠ぺい、又は仮装」概念で包括化されることは、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」の文脈の「財産権等の保障」

に基づく「租税法律主義」の観点に拮抗することになる。

正に、そのことは、前記最高裁平成6年11月22日第三小法廷判決が、「本件各確定申告は、単なる過少申告行為にとどまるものではなく、国税通則法68条にいう税額等の計算の基礎となるべき所得の存在を一部隠ぺいし、その隠ぺいしたところに基づき納税申告書を提出した場合に当たるといふべきである」⁽⁴²⁷⁾と判示しているのを、基本的に写像した「最高裁判所判例解説」と評することができる。その基本的な問題点は、結局、前記国税通則法68条1項の「隠ぺい、又は仮装」概念のあり方に帰結するが、品川芳宣教授は、「不申告行為やつまみ申告行為あるいは虚偽申告行為等が隠ぺい又は仮装行為と認定し得るか否かについては、国税通則法68条の文言にのみ拘泥すべきでなく、同条の立法趣旨、所得税法上の記帳義務制度等を考慮し、それらの行為の前後における事実関係を総合して『隠ぺい・仮装』行為であることを推認して判断されるべきであろう」⁽⁴²⁸⁾と、「隠ぺい又は仮装行為と認定しえるか否か」⁽⁴²⁹⁾に関して、「国税通則法68の文言にのみ拘泥すべきでなく」⁽⁴³⁰⁾と称された上で、「行為の前後における事実関係を総合して『隠ぺい・仮装』行為であることを推認して判断される」⁽⁴³¹⁾と称されているのは、正に「租税法律主義」の意義のあり方、それは、特に当該条項の「隠ぺい・又は仮装」の「課税要件」のあり方が問われることになり、結局は、その「法概念」の定義のあり方の問題に帰結することになる。

②そこで、その問題を意図されたのか、「国税通則法則法精解」によると、「隠ぺい、仮装」のあり方について、「事実の隠ぺいは、二重帳簿の作成、売上除外、架空仕入若しくは架空経費の計上、たな卸資産の一部除外によるものをその典型的なものとする。事実の仮装は、取引上の他人名義の使用、虚偽答弁等をその典型的なものとする（中略・引用者）。いずれも、行為が客観的にみて隠ぺい又は仮装と判断されるのであればたり、納税者の故意の立証まで要求しているものではない」⁽⁴³²⁾と、「事実の隠ぺい」及び「事実の仮装」を「行為が客観的にみて隠ぺい又は仮装と判断される」⁽⁴³³⁾と称されるのは、その「隠ぺい」及び「仮装」のあり方を「文理的」に明確化する意図と評価できる。

ところが、加算税等に関する基調的な所説である金子宏名誉教授は、「事実の隠ぺいとは、売上除外、証拠書類の廃棄等、課税要件に該当する事実の全部または一部をかくすこと」⁽⁴³⁴⁾と称されるのは、その「課税要件事実」のあり方を規範的な観点から実体上の「粹」で「客観的に明確にしなければ、その「事実」論は、ほとんど「隠ぺい」の「課税要件」に該当することになる。

したがって、その「事実」に基づく「隠ぺい」論は、実体法上の「粹」のない裸の課税要件の問題に帰結することになる。換言すると、その「事実」に基づく「隠ぺい」概念は、実体法上の「粹」の定でない、あらゆる事象を対象化する不確定概念的となり、それは、直ちに憲法の「本質」の文脈となる「財産権等を保障」を「内質」する租税法律主義に拮抗することになるが、前記最高裁平成6年11月22日第三小法廷判決は、結局、「隠ぺい」概念を基に、「本件各

確定申告は、単なる過少申告行為にとどまるものではなく、国税通則法68条1項にいう税額等の計算の基礎となるべき所得の存在⁽⁶³⁾を、正に一括化するように、その「所得の存在を一部隠ぺいし、その隠ぺいしたところに基づき納税申告書を提出した場合に当るべきである⁽⁶⁴⁾」と判示していることは、結局、当該条項の「隠ぺい」概念のあり方の問題の帰結の事例ではないのだろうか。

(6) 不確定概念と「隠ぺい」等のあり方について

①藤曲武美税理士は、「不確定概念とは、租税法に使用されている抽象的、多義的な概念をいう(中略・引用者)『不当に減少』(所法157ほか)、『不相当に高額』(法34④、36)、『正当な理由』(過法65④ほか)、(中略・引用者)などが典型的である⁽⁶⁷⁾と称された上で、不確定概念の特徴として、「抽象的」「社会通念」「多義性⁽⁶⁸⁾」を提起されている。そして、「税法で使われている文言の多義性や不確定性だけに着目すれば、種々の場合が考えられる。(中略・引用者)重加算税の『隠ぺい、又は仮装し』(通法68①)などのようにその文言自体に納税者等の内心にかかわることが含まれている場合は、適用に当たって不確定化しやすい⁽⁶⁹⁾」と称されている。

確かに、前記に提起される『『不当に減少』(所法157ほか)、『不相当に高額』(法34④、36)『正当な理由』(通法65④ほか)』⁽⁷⁰⁾は、極めて「抽象的」な概念であることから、その概念自体の意味を明確にしないで適用すれば、直ちに「法の予想性」の観点から租税法律主義に反することになる。正に「典型的」な不確定概念である。

そこで、特に問題となっている国税通則法65条4項の「正当な理由」は、極めて抽象的な概念であることから、その概念自体を明確にしない限り、租税法律主義に拮抗することになる。仮に「多義性」を内包していたとしても、その「正当な理由」は、極めて「抽象的」な概念であるので、その「多義性」は、法の予測性に拮抗することになる。

それ故に、最高裁平成18年4月25日第三小法廷判決は、国税通則法65条4項にいう「正当な理由」について、「真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、過少申告加算税の趣旨に照らしてもなお納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合に当る⁽⁷¹⁾」場合と定義化しているが、しかし、その定義の重要な要素である、「真」とか、「客観的」とか、「不当」の意味は、「一義的」でないことから、「正当な理由」の不確定概念性を克服するに至っていないのは、結局、その「正当な理由」が、極めて「抽象的」な概念故にと考えられる。

②ところが、国税通則法68条1項の「隠ぺい」等の概念は、確かに多義性の概念であるが、前記の典型的な不確定の概念と異なり、その概念自体は抽象的でない故に、絞りをかけなくて、当該条項の「隠ぺい」を「一般命題」として、「客体」となる具体的な事実に対して、直ちに適用できる概念であり、その概念の捉え方によっては、前記最高裁平成6年11月22日第三小法廷判決で検討したように、当該条項の「隠ぺい」のあり方は、他の「課税要件」の問題に対処・包括化する概念であるので、その実体法上の「枠」を明確化しないと、品川芳宣教授が、国税

通則法68条について、総括的に提起されているところの、「不申告行為やつまみ申告行為あるいは虚偽申告行為等が隠ぺい又は仮装行為と認定し得るか否かについては、国税通則法68条の文言にのみ拘泥すべきでなく、同条の立法趣旨、所得税法上の記帳義務制度等を考慮し、それらの行為の前後における事実関係を総合して『隠ぺい・仮装』行為であることを推認して判断されるべきであろう⁽⁴²⁾と称される問題に帰結することになる。そうすると、国税通則法68条1項の「隠ぺい」概念は、一義的でない「多義的」な概念であるが、結果的には「抽象概念」と同様な機能性を内包することになる。

(7) 最高裁平成7年4月28日第二小法廷判決のあり方について

①そこで、最高裁平成7年4月28日第二小法廷判は、国税通則法68条1項の基本的な「文理形態」を、一応は意図されたのか、「過少申告をした納税者が、その国税の課税標準又は税額等の計算の基礎となる事実の全部又は一部その納税者に対して重加算税を課することとされている(国税通則68条1項)。この重加算税の制度は、納税者が過少申告をするについて隠ぺい、仮装という不正手段を用いていた場合に、過少申告加算税よりも重い行政上の制裁を科することによって、悪質な納税義務違反の発生を防止し、もって申告納税制度による適正な徴税の実現を確保しようとするものである。

したがって、重加算税を課するためには、納税者のした過少申告行為そのものが隠ぺい、仮装に当たるというだけでは足りず、過少申告行為そのものとは別に、隠ぺい、仮装と評価すべき行為が存在し、これに合わせた過少申告がされたことを要するものである⁽⁴³⁾と判示しているのは、当該条項を租税法律主義の観点から解釈しているようだが、しかし、当該最高裁判決は、「原審がその前提として適法に確定した事実関係⁽⁴⁴⁾を基に、つまり、「上告人は、顧問税理士や証券会社の担当者から注意を受けていたので、株式等の売買による所得があった場合の課税要件を十分に知っており、また(中略・引用者)売買による所得の額について、昭和60年が2,000万ないし3,000万円、同61年が1億くらい、同62年が1億円余りと認識していた。しかし、上告人は、前記売買による所得を雑所得として申告し、納税するつもりが、その計算すらしていなかった。そして、上告人は、前記年分の確定申告書の作成を顧問税理士に依頼した際に、その都度、上告人が株式等の売買をしていることを知っていた同税理士から、株式の取引による所得について質問を受け、資料の提示を求められたにもかかわらず、確定的な脱税の意思に基づいて、同税理士に対し、課税要件を満たす所得はない旨を答え、他の所得に関する資料を交付しながら、株式等の取引に関する資料を全く示さなかった⁽⁴⁵⁾ことを基に、「重加算税制度の趣旨にかんがみれば、架空名義の利用や資料の隠匿等の積極的な行為が存在したことまで必要であると解するのは相当でなく、納税者が、当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をしたような場合には、重加算税の前記要件が満たされるものと解すべきである⁽⁴⁶⁾と判示しているこ

とは、確かに、「申告納税制度」の意義等の観点においては、一応は許容できるが、だが、当該条項に基づく「客観的」な法のあり方に拮抗することになる。したがって、そのことから、当該最高裁判決が、敢えて、重加算税の要件を「過少申告をした納税者が、その国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、その納税者に対して重加算税を課することとされている（国税通則法68条1項）」⁽⁴⁷⁾と判示していることと、符合するのであろうか、結局は、憲法の「本質」である「個人の尊厳の保障」に基づく「法の支配」の観点から形成される「租税法律主義」の問題に帰結するのではないのだろうか。

したがって、北野弘久名誉教授が、「現行の重加算税の課税要件は単に「事実の隠ぺい・仮装」となっていてきわめて不明確である。法律において課税行為を類型化し、各類型ごとに課税要件規定を明確に規定・整備する」⁽⁴⁸⁾と称されることに帰結することになる。

(8) おわりに

前記のように、拙稿は、主に国税通則法に基づく「重加算税」等のあり方の基本的な問題点を、最高裁判決及び学説等を基に検討してきたが、結局は、その基本的な問題のあり方は、憲法の「本質」を前提・内質しないと、立法論的に、または解釈論的に解決しないことを提起している。

注

- (1) 山田二郎『税法講義（第2版）』信山社、2001年、300頁。
- (2) 森山文昭『隠ぺい・仮装』中村芳昭・三木義一編『租税法』法学書院、2007年、193頁。
- (3) 伊藤正己『憲法』弘文堂、1982年、177頁。
- (4) ハンス・ケルゼン著・清宮四郎訳『一般国家学』岩波書店、1975年、415-416頁。
- (5) 清宮四郎『憲法I（第3版）』有斐閣、1981年、33頁。
- (6) 芦部信喜・高橋和之（補訂）『憲法（第3版）』岩波書店、2002年、10頁。
- (7) 清宮四郎、前掲注（5）、33頁。
- (8) 同上書、33頁。
- (9) 芦部信喜・高橋和之（補訂）、前掲注（33）頁。
- (10) 伊藤正己、前掲注（3）、177頁。
- (11) 佐藤幸治名誉教授は個人の尊重を「人間の自律性を尊重」（佐藤幸治『日本国憲法と法の支配』有斐閣、2002年、26頁）と称されているが、しかし、その「人間の自律性」を具体的に明確にしないと、人間を「価値的」に捉えることになる。
- (12) 田中二郎、『租税法（第3版）』有斐閣、1990年、387頁。
- (13) 同上書、387頁。
- (14) 同上書、387頁。
- (15) 同上書、393頁。

(16) 最高裁昭和45年9月11日第二小法廷判決は、「所論は、重加算税のほかに刑罰を科することは、憲法第39条に違反する旨主張する。

しかし、国税通則法68条に規定する重加算税は、同法65条ないし67条に規定する各種の加算税を課すべき納税義務違反が課税要件事実を隠ぺい、または仮装する方法によって行われた場合に、行政機関の行政手続により違反者に課せられるもので、これによってかかる方法による納税義務違反の発生を防止し、もって徴税の実を挙げようとする趣旨に出た行政上の措置であり、違反者の不正行為の反社会性ないし反道徳性に着目してこれに対する制裁として科せられる刑罰とは趣旨、性質を異にするものと解すべきであって、それゆえ、同一の租税通脱行為について重加算税のほかに刑罰を科しても憲法39条に違反するものでない（最判高判昭和45・9・11刑集24巻10号1336-1337頁）と判示しているが、北野弘久名誉教授は、「実質的には同一行為に対する二重制裁であることは否定しえず、その意味では少なくとも憲法39条の趣旨に反するものといわねばならない」（北野弘久『税法学原論（第6版）』青林書院、2007年、509頁）と称されている。

(17) 金子宏『租税法（第12版）』弘文堂、2007年、578頁。

(18) 同上書、584頁。

(19) 同上書、578頁。

(20) 最高判平成7・4・28民集49巻4号1196-1197頁。

(21) 最高判平成7・4・28民集49巻4号1197頁。

(22) 木下智史・本秀紀「民主的自己統治の可能性と民主主義理論」民主主義科学者協会法律部会編『改憲・改革と法』（法律時報増刷）日本評論社、2008年、308頁。

(23) 森山文昭、前掲注（2）、177頁。

(24) 最高判平成6・11・22民集48巻7号1383-1384頁。

(25) 三木義一「いわゆる『つまみ申告』と重加算税の賦課要件」『判例時報』443号、2006年、175頁。

(26) 川神裕「最高裁判例解説」『法曹時報』49巻1号、175頁。

(27) 最高判平成6・11・22民集48巻7号1384頁。

(28) 品川芳宣『附帯税の事例研究』財経詳報社、2002年、359-360頁。

(29) 同上書、359頁。

(30) 同上書、359頁。

(31) 同上書、359頁。

(32) 志場喜徳郎他共編『国税通則法精解』大蔵財務協会、2007年、585頁。

(33) 同上書、688-689頁。

(34) 金子宏、前掲注（17）、585頁。

(35) 最高判平成6・11・22民集48巻7号1384頁。

(36) 最高判平成6・11・22民集48巻7号1384頁。

(37) 藤曲武美「不確定概念と租税法律主義」山本守之・守之会『税法上の不確定概念（第2版）』中央経済社、2004年、29頁。

(38) 同上書、29頁。

(39) 同上書、30頁。

(40) 同上書、29頁。

(41) 最高判平成18・4・25民集60巻4号、1741頁。

(42) 品川芳宣、前掲注（28）、2002年、359-360頁。

(43) 最高判平成7・4・28民集49巻4号、1196-1197頁。

- (44) 最高判平成7・4・28民集49卷4号, 1195頁。
- (45) 最高判平成7・4・28民集49卷4号, 1196頁。
- (46) 最高判平成7・4・28民集49卷4号, 1197頁。
- (47) 最高判平成7・4・28民集49卷4号, 1196頁。
- (48) 北野弘久『税法学原論(第6版)』青林書院, 2007年, 539頁。

